[redacted]

電気・料金サービス部
受
22.1.13
付
14

接続約款変更認可申請書

東相制第09－124号
平成22年1月13日

総務大臣
原口　一博　殿

郵便番号　１６３－８０１９

住所　　東京都新宿区西新宿三丁目１９－２
（とうきょうとしんじゅくくにししんじゅくさんちょうめ）

名称及び代表者の氏名

東日本電信電話株式会社
（ひがしにっぽんでんしんでんわかぶしきがいしゃ）

代表取締役社長　江部 [redacted]
（えべ　つとむ）

登録年月日及び登録番号

平成１６年４月１日　第233号

電気通信事業法第33条第２項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、速やかに実施します。

電気通信事業法第33条第2項及び第7項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

目次
第3章　協定の締結手続等
　第6節の2　当社の光回線設備との接続に関する手続き
　　第34条の2　光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み
　　第34条の3　光信号中継回線の接続

第10章　料金等
　第7節　割増金、違約金及び延滞利息
　　第78条の2光信号中継回線、光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続の手続きに係る違約金

（用語の定義）
第3条　この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。

用　語	意　　味
1～44　（略）	（略）
45　端末回線	次に掲げる電気通信設備と当社の電気通信設備との間の電気通信回線 ア　端末設備 イ　自営電気通信設備 ウ　端末設備又は自営電気通信設備が設置される電気通信回線の終端に相当する箇所において接続される他事業者の電気通信設備
46～72　（略）	（略）
73　ＤＳＬ回線	ＤＳＬを提供する当社の端末回線（アナログ信号用の電話回線と同等なものに限ります。）であって、協定事業者の電気通信設備と接続するもの（回線距離若しくは設備状況、他の電気通信に係る電気通信回線からの信号の漏えい又は端末回線の終端に接続される装置の態様等により、その端末回線の通信の伝送速度が低下又は通信が全く利用できない状態となることがあります。）
74～93　（略）	（略）

新

目次
第3章　協定の締結手続等
　第6節の2　当社の光回線設備との接続に関する手続き
　　第34条の2　一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み
　　第34条の3　一般光信号中継回線の接続
　　第34条の7　特別光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み
　　第34条の8　一般光信号中継回線の異経路構成等に係る確認調査
　　第34条の9　異経路構成等による一般光信号中継回線の提供に係る調査及び接続の申込み
　　第34条の10　支障移転等を行う場合の取扱い

第10章　料金等
　第7節　割増金、違約金及び延滞利息
　　第78条の2　一般光信号中継回線、光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続の手続きに係る違約金

（用語の定義）
第3条　この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。

用　語	意　　味
1～44　（略）	（略）
45　端末回線	次に掲げる電気通信設備（以下「端末設備等」といいます。）と当社の電気通信設備との間の電気通信回線 ア　端末設備 イ　自営電気通信設備 ウ　端末設備又は自営電気通信設備が設置される電気通信回線の終端に相当する箇所において接続される他事業者の電気通信設備
45-2　下部端末回線	端末設備等とき線点近傍の電柱等に他事業者が設置する端子盤との間の当社の電気通信回線（アナログ信号用の電話回線と同等なものであって、光信号により伝送を行う区間を含まず、電話重畳しないものに限ります。）
45-3　き線点	当社のメタリックケーブルを地下配線区間から地上配線区間に引き上げる地点であって、当社が定めるメタリックケーブルに係る配線区域（以下「メタル配線区域」といいます。）における配線の起点となるもの
46～72　（略）	（略）
73　ＤＳＬ回線	ＤＳＬを提供する当社の端末回線（アナログ信号用の電話回線と同等なものであって、光信号により伝送を行う区間を含まないものに限ります。）であって、協定事業者の電気通信設備と接続するもの（回線距離若しくは設備状況、他の電気通信に係る電気通信回線からの信号の漏えい又は端末回線の終端に接続される装置の態様等により、その端末回線の通信の伝送速度が低下又は通信が全く利用できない状態となることがあります。）
74～93　（略）	（略）

94　光信号中継回線	当社の通信用建物（当社が別に定める当社以外の建物を含みます。）間の光信号の伝送に係る伝送路設備（その区間において伝送装置及びその付属設備を設置しないものに限ります。）
95～107　（略）	（略）

（標準的な接続箇所）

第5条　当社の指定電気通信設備と他事業者の電気通信設備との標準的な接続箇所は次のとおりとします。

標準的な接続箇所	内　　容
(1)～(1)－3　（略）	（略）
(2)～(4)　（略）	（略）
(4)－2　中継光主配線盤	中継光主配線盤（光信号中継回線を収容する当社が指定する配分架をいいます。以下同じとします。）の他事業者側端子又は中継光主配線盤と他事業者の電気通信設備との間に光信号局内伝送路を設置するときは他事業者の電気通信設備の当社側コネクタ
(5)～(8)　（略）	（略）

2　（略）

（事前照会）

第10条の2　（略）

2　（略）

(1)～(7)　（略）

(8)　接続申込者が指定する利用区間、利用芯線数及び接続開始希望時期に係る光信号端末回線（既に設置された当社の屋内配線を光信号端末回線と一体として利用することを要望される場合には、その屋内配線を含みます。以下この条及び第34条の4において同じとします。）の提供可能時期（接続申込者と利用者の建物の管理者との光信号端末回線の入線等に係る調整（光信号端末回線を設置するために当社がその建物に入館する際の調整を含みます。以下同じとします。）が十分でない場合にはその時期に提供できないことがあります。）及び伝送損失（計算による値となります。）

(9)　接続申込者が指定した利用区間、利用芯線数及び接続開始希望時期に係る光信号中継回線の提供可能時期（第34条の2（光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み）第2項に規定する提供可能時期と

94　光信号中継回線	当社の通信用建物（当社が別に定める当社以外の建物を含みます。）間の光信号の伝送に係る伝送路設備
94-2　一般光信号中継回線	光信号中継回線であって、その区間において伝送装置及びその付属設備を設置しないもの
94-3　特別光信号中継回線	光信号中継回線であって、その区間の両端において当社の波長分割多重装置を対向して設置するもの
94-4　波長分割多重装置	光信号の分割又は多重を行う当社の伝送装置
95～107　（略）	（略）

（標準的な接続箇所）

第5条　当社の指定電気通信設備と他事業者の電気通信設備との標準的な接続箇所は次のとおりとします。

標準的な接続箇所	内　　容
(1)　～(1)－3　（略）	（略）
(1)－4　き線点近傍の電柱等の端子盤	当社の下部端末回線と接続するために他事業者がき線点近傍の電柱等に設置する端子盤の当社側コネクタ
(2)～(4)　（略）	（略）
(4)－2　一般中継光主配線盤	一般中継光主配線盤（一般光信号中継回線を収容する当社が指定する配分架をいいます。以下同じとします。）の他事業者側端子又は一般中継光主配線盤と他事業者の電気通信設備との間に光信号局内伝送路を設置するときは他事業者の電気通信設備の当社側コネクタ
(4)－3　特別中継光主配線盤	特別中継光主配線盤（波長分割多重装置に収容される分波光変換装置（特別光信号中継回線との接続を行うために必要な当社が指定する装置及びその付属設備をいいます。以下同じとします。）に係る当社が指定する配分架をいいます。以下同じとします。）の他事業者側端子又は特別中継光主配線盤と他事業者の電気通信設備との間に光信号局内伝送路を設置するときは他事業者の電気通信設備の当社側コネクタ
(5)～(8)　（略）	（略）

2　（略）

（事前照会）

第10条の2　（略）

2　（略）

(1)～(7)　（略）

(8)　接続申込者が指定する利用区間、利用芯線数及び接続開始希望時期に係る光信号端末回線（既に設置された当社の屋内配線を光信号端末回線と一体として利用すること又は光信号分岐端末回線と一体として当社の屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）を新たに設置して利用することを要望される場合には、その屋内配線を含みます。以下この条、第34条の4、第99条の6及び第99条の7において同じとします。）の提供可能時期（接続申込者と利用者の建物の管理者との光信号端末回線の入線等に係る調整（光信号端末回線を設置するために当社がその建物に入館する際の調整を含みます。以下同じとします。）が十分でない場合には提供できないこと又はその時期に提供できないことがあります。）及び伝送損失（計算による値となります。）

(9)　接続申込者が指定した利用区間、利用芯線数及び接続開始希望時期に係る一般光信号中継回線の提供可能時期（第34条の2（一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み）第2項に規定する提供可

します。）

(10)　（略）

3　第1項の請求がなされたときは、当社は、申込みの到達した日（当社の指定する事務取扱所に到達した日をいいます。以下同じとします。）から2週間（前項第4号に係るものにあっては、第 10 条の3（相互接続点の調査及び設置申込み）第5項に規定する期間とし、前項第8号及び第9号に係るものにあっては3週間とします。）以内に別表3（様式）様式第2の書面によりその請求に係る情報を回答します。この場合において、当社は、提供した情報に係る空き場所、その空き場所において接続申込者が利用可能な周辺設備等並びにＭＤＦにおける未利用端子、光主配線盤の未利用端子及び光回線設備（光信号端末回線と一体として利用することを要望される当社の屋内配線を含みます。）の未利用芯線の保留は行いません。

4　前項の場合において、大量の申込みを一時に受け付けた場合又は他の接続申込者より大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別の事情があるときは、申込みの到達した日から2週間（第2項第4号に係るものにあっては、第 10 条の3第5項に規定する期間とし、第2項第8号及び第9号に係るものにあっては3週間とします。）を超えて回答する場合があります。既に設置された当社の屋内配線を光信号端末回線と一体として利用することを要望される場合であって、その屋内配線の調査に時間を要するときは、その屋内配線の利用に係る部分についても、同様とします。

（準用）

第 11 条の2　前条第4項の規定は、第 34 条の2（光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み）第1項又は第 34 条の4（光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み）第1項の場合に準用します。

（接続用設備の設置又は改修の申込み）

第 23 条　（略）

(1)～(7)　（略）

2　（略）

(1)～(4)　（略）

(5)　前項第6号に規定するIP通信網終端装置、IP通信網収容装置、IP通信網間接続装置若しくはＬＡＮ型通信網間接続装置又は前項第7号に規定する伝送装置

随時。

3～4　（略）

（申込みに必要な資料の提出）

第24条　接続申込者は、当社の接続用設備の設置又は改修を行うために、次の各号に規定する資料を提出することを要します。

(1)～(4)　（略）

能時期とします。）

(10)　接続申込者が指定した利用区間、利用波長数及び接続開始希望時期に係る特別光信号中継回線の提供可能時期

(11)　（略）

3　第1項の請求がなされたときは、当社は、申込みの到達した日（当社の指定する事務取扱所に到達した日をいいます。以下同じとします。）から2週間（前項第4号に係るものにあっては、第10条の3（相互接続点の調査及び設置申込み）第5項に規定する期間、前項第8号及び第9号に係るものにあっては3週間、第10号に係るものにあっては6週間とします。）以内に別表3（様式）様式第2の書面によりその請求に係る情報を回答します。この場合において、当社は、提供した情報に係る空き場所、その空き場所において接続申込者が利用可能な周辺設備等並びにＭＤＦにおける未利用端子、光主配線盤の未利用端子、光回線設備（光信号端末回線と一体として利用することを要望される当社の屋内配線を含みます。）の未利用芯線及び未利用波長の保留は行いません。

4　前項の場合において、大量の申込みを一時に受け付けた場合又は他の接続申込者より大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別の事情があるときは、申込みの到達した日から2週間（第2項第4号に係るものにあっては第 10 条の3第5項に規定する期間、第2項第8号及び第9号に係るものにあっては3週間、第 10 号に係るものにあっては6週間とします。）を超えて回答する場合があります。当社の屋内配線を光信号端末回線と一体として利用することを要望される場合であって、その屋内配線の調査に時間を要するときは、その屋内配線の利用に係る部分についても、同様とします。

（準用）

第 11 条の2　前条第4項の規定は、第 34 条の2（一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み）第1項、第 34 条の4（光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み）第1項又は第 34 条の7（特別光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み）第1項の場合に準用します。

（接続用設備の設置又は改修の申込み）

第 23 条　（略）

(1)～(7)　（略）

(8)　分波光変換装置で接続する場合

接続申込者の電気通信設備との接続に必要となる当社の分波光変換装置

2　（略）

(1)～(4)　（略）

(5)　前項第6号に規定するIP通信網終端装置、IP通信網収容装置、IP通信網間接続装置若しくはＬＡＮ型通信網間接続装置、前項第7号に規定する伝送装置又は前項第8号に規定する分波光変換装置

随時。

3～4　（略）

（申込みに必要な資料の提出）

第24条　接続申込者は、当社の接続用設備の設置又は改修を行うために、次の各号に規定する資料を提出することを要します。

(1)～(4)　（略）

(5)　分波光変換装置と接続する事業者の場合

接続ビル名及び接続を要望する時期等必要事項を記入した別表3（様式）様式第 15－3の設備建設申込書

（接続用設備の設置又は改修の申込みの承諾）
第 25 条　（略）
(1)～(2)　（略）

2～3　（略）

（個別建設契約の締結）
第 26 条　（略）

（光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み）
第 34 条の2　接続申込者は、当社の光信号中継回線と接続しようとするときは、当社に対し、別表3（様式）様式第7－2の線路設備調査及び接続申込書により、光信号中継回線についての調査の申込み（接続を予定する光信号中継回線の利用区間、利用芯線数及び接続開始希望時期の指定を含みます。）及び接続の申込みを行うことを要します。当社は、線路設備調査及び接続申込書に必要事項が記載されていることを確認した時をもって、申込みの受け付けとします。この場合において、接続申込者は、その申込みに先立って第 11 条（事前調査の申込み）に規定する事前調査の申込みを行っている必要はなく、第 10 条の2（事前照会）第1項に規定する事前照会の申込みを同時に行うことも可能です。

2　当社は、前項に規定する調査の申込みがあった場合において、次の各号に該当しないと判断したときは、申込みの到達した日から3週間以内に接続申込者が指定した利用区間に係る光信号中継回線の提供可能時期（接続する光信号中継回線を特定できる場合であって、中継光主配線盤間に既に設置された光信号中継回線があるときは、大量の申込みを一時に受け付けた場合又は他の接続申込者より大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別の事情がない限り、この項に規定する回答を当社が行う日から1ヶ月半以内とし、中継光主配線盤間に既に設置された光信号中継回線がないとき又はそれら特別の事情があるときは、この項に規定する回答を当社が行う日から当社がその光信号中継回線を利用可能とするために要する期間とし、接続する光信号中継回線を特定できない場合であって、接続申込者が指定した利用区間に係る光信号中継回線の敷設計画があるときは、接続が可能となることが見込まれる時期（当社が光信号中継回線を利用可能とするために要する期間を含みません。）とします。以下この条及び次条において同じとします。）を別表3（様式）様式第7－3の書面により回答し、その回答をもって前項に規定する接続の申込みの承諾とします。この場合において、当社は、接続する光信号中継回線を特定できない場合を除き、その回答内容に従って未利用芯線を保留します。

(1)　接続申込者が指定した利用区間に係る光信号中継回線の非現用芯線がなく、かつ、その利用区間について光信号中継回線の敷設計画がない（光信号中継回線の敷設が技術的又は経済的に著しく困難である場合を含みます。以下次号において同じとします。）こと。
(2)　接続申込者が指定した利用区間に係る光信号中継回線の非現用芯線について、申込みに係る利用と両

（接続用設備の設置又は改修の申込みの承諾）
第 25 条　（略）
(1)～(2)　（略）
(3)　分波光変換装置の設置又は改修の申込みがあった場合において、分波光変換装置が調達できないとき又は既に設置された波長分割多重装置に分波光変換装置が収容できないとき
(4)　分波光変換装置の設置又は改修の申込みが第 34 条の7（特別光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み）第1項に規定する申込みに併せて行われた場合において、同項に規定する申込みが同条第2項第1号から第4号のいずれかに該当し不承諾となるとき
2～3　（略）

（個別建設契約の締結）
第 26 条　（略）
2　分波光変換装置に係る個別建設契約については、当社が当該装置に係る費用の概算額を通知した日から1ヶ月以内に締結することを要するものとし、1ヶ月を経過してもなお個別建設契約を締結していない場合には前条第1項の規定により当社が行った承諾は効力を失うものとします。この場合において、接続申込者から個別建設契約を締結する旨の意思表示があったときは、前条第1項各号に定める場合を除いて、当社は、その接続申込者が行った第 23 条に規定する分波光変換装置の設置又は改修の申込みを改めて承諾し、その接続申込者と個別建設契約を締結するものとします。

（一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み）
第 34 条の2　接続申込者は、当社の一般光信号中継回線と接続しようとするとき（第 34 条の9（異経路構成等による一般光信号中継回線の提供に係る調査及び接続の申込み）に規定する申込みを行う場合を除きます。）は、当社に対し、別表3（様式）様式第7－2の線路設備調査及び接続申込書により、一般光信号中継回線についての調査及び接続の申込み（接続を予定する一般光信号中継回線の利用区間、利用芯線数及び接続開始希望時期の指定を含みます。）を行うことを要します。当社は、線路設備調査及び接続申込書に必要事項が記載されていることを確認した時をもって、申込みの受け付けとします。この場合において、接続申込者は、その申込みに先立って第 11 条（事前調査の申込み）に規定する事前調査の申込みを行っている必要はなく、第 10 条の2（事前照会）第1項に規定する事前照会の申込みを同時に行うことも可能です。
2　当社は、前項に規定する調査の申込みがあった場合において、次の各号に該当しないと判断したときは、申込みの到達した日から3週間以内に接続申込者が指定した利用区間に係る一般光信号中継回線の提供可能時期（接続する一般光信号中継回線を特定できる場合であって、一般中継光主配線盤間に既に設置された一般光信号中継回線があるときは、大量の申込みを一時に受け付けた場合又は他の接続申込者より大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別の事情がない限り、この項に規定する回答を当社が行う日から1ヶ月半以内とし、一般中継光主配線盤間に既に設置された一般光信号中継回線がないとき又はそれら特別の事情があるときは、この項に規定する回答を当社が行う日から当社がその一般光信号中継回線を利用可能とするために要する期間とし、接続する一般光信号中継回線を特定できない場合であって、接続申込者が指定した利用区間に係る一般光信号中継回線の敷設計画があるときは、接続が可能となることが見込まれる時期（当社が一般光信号中継回線を利用可能とするために要する期間を含みません。）とします。以下この条及び次条において同じとします。）を別表3（様式）様式第7－3の書面により回答し、その回答をもって前項に規定する接続の申込みの承諾とします。この場合において、当社は、接続する一般光信号中継回線を特定できない場合を除き、その回答内容に従って未利用芯線を保留します。
(1)　接続申込者が指定した利用区間に係る一般光信号中継回線の非現用芯線がなく、かつ、その利用区間について一般光信号中継回線の敷設計画がない（一般光信号中継回線の敷設が技術的又は経済的に著しく困難である場合を含みます。以下次号において同じとします。）こと。
(2)　接続申込者が指定した利用区間に係る一般光信号中継回線の非現用芯線について、申込みに係る利用

立しない利用予定が既にあり、かつ、その利用区間について光信号中継回線の敷設計画がないこと。

(3)～(4)　(略)

3　(略)

4　第2項の場合において、接続申込者が指定した利用区間に係る光信号中継回線を接続開始希望時期までに提供できないときは、当社は、書面により次の各号のいずれかに掲げる理由を通知します。

(1)　接続申込者が指定した利用区間に係る光信号中継回線の非現用芯線がないため接続開始希望時期までに提供できないこと。

(2)～(3)　(略)

(光信号中継回線の接続)

第34条の3　当社が、前条第2項において、接続する光信号中継回線を特定して提供可能時期を回答した場合には、接続申込者は、その回答を当社が行った日から1ヶ月以内に、当社に対し、接続開始時期(接続申込者が指定する接続を開始する日をいいます。以下この条において同じとします。ただし、この項及び次項においては、前条第2項に規定する回答を当社が行った日から6ヶ月が経過する日と提供可能時期から3ヶ月が経過する日とのいずれか遅い日までの日であることを要します。)を通知することを要します。

2　(略)

3　当社が、前条第2項において、接続する光信号中継回線を特定しないで提供可能時期を回答した場合には、当社は、接続申込者が指定した利用区間に係る光信号中継回線を特定することが可能となった後、遅滞なく、接続申込者に対し、その光信号中継回線を利用可能とするための当社の準備が整う時期及び別表3(様式)様式第7－3の書面により必要な情報を通知するものとします。この場合において、当社は、その通知した内容に従って、未利用芯線を保留します。

4　(略)

5　当社の光信号中継回線に当社の電気通信設備を接続する場合は、その光信号中継回線に他事業者の電気通信設備を接続する場合の前条及び前各項の手続きと同一の手続きを要するものとします。

(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)

第34条の4　接続申込者は、当社の光信号端末回線又は光信号局内伝送路と接続しようとするときは、当社に対し、別表3(様式)様式第7－4の光回線設備接続申込書により、光信号端末回線又は光信号局内伝送路を接続する旨の申込み(接続を予定する光信号端末回線又は光信号局内伝送路の利用区間、利用芯線数及び接続開始希望時期(その申込みの日から6ヶ月以内の日であることを要します。)の指定を含みます。光信号分岐端末回線を接続する旨の申込みには、光信号分岐端末回線接続工事の申込みを含み、協定事業者が要望する場合にあっては、光信号分岐端末回線収容キャビネット等設置工事の申込み及び光信号分岐端末回線を設置等する工事を土日祝日(1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日のうち、平日となる日を含むものとします。以下同じとします。)昼間に実施する旨の申込みを含みます。)を行うことを要します。当社は、光回線設備接続申込書に必要事項が記載されていることを確認した時をもって、申込みの受け付けとします。この場合において、接続申込者は、その申込みに先立って第11条(事前調査の申込み)に規定する事前調査の申込みを行っている必要はなく、第10条の2(事前照会)第1項に規定する事前照会の申込みを同時に行うことも可能です。

2　当社は、前項に規定する光信号端末回線との接続の申込みがあった場合において、第34条の2(光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第2項各号に該当しない(「光信号中継回線」とあるのは「光信号端末回線」と読み替えるものとします。)と判断したときは、申込みの到達した日から3週間以内に接続申込者が指定した利用区間に係る光信号端末回線の提供可能時期(接続する光信号端末回線を特定できる場合であっ

と両立しない利用予定が既にあり、かつ、その利用区間について一般光信号中継回線の敷設計画がないこと。

(3)～(4)　(略)

3　(略)

4　第2項の場合において、接続申込者が指定した利用区間に係る一般光信号中継回線を接続開始希望時期までに提供できないときは、当社は、書面により次の各号のいずれかに掲げる理由を通知します。

(1)　接続申込者が指定した利用区間に係る一般光信号中継回線の非現用芯線がないため接続開始希望時期までに提供できないこと。

(2)～(3)　(略)

(一般光信号中継回線の接続)

第34条の3　当社が、前条第2項において、接続する一般光信号中継回線を特定して提供可能時期を回答した場合には、接続申込者は、その回答を当社が行った日から1ヶ月以内に、当社に対し、接続開始時期(接続申込者が指定する接続を開始する日をいいます。以下この条において同じとします。ただし、この項及び次項においては、前条第2項に規定する回答を当社が行った日から6ヶ月が経過する日と提供可能時期から3ヶ月が経過する日とのいずれか遅い日までの日であることを要します。)を通知することを要します。

2　(略)

3　当社が、前条第2項において、接続する一般光信号中継回線を特定しないで提供可能時期を回答した場合には、当社は、接続申込者が指定した利用区間に係る一般光信号中継回線を特定することが可能となった後、遅滞なく、接続申込者に対し、その一般光信号中継回線を利用可能とするための当社の準備が整う時期及び別表3(様式)様式第7－3の書面により必要な情報を通知するものとします。この場合において、当社は、その通知した内容に従って、未利用芯線を保留します。

4　(略)

5　当社の一般光信号中継回線に当社の電気通信設備を接続する場合は、その一般光信号中継回線に他事業者の電気通信設備を接続する場合の前条及び前各項の手続きと同一の手続きを要するものとします。

(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)

第34条の4　接続申込者は、当社の光信号端末回線又は光信号局内伝送路と接続しようとするときは、当社に対し、別表3(様式)様式第7－4の光回線設備接続申込書により、光信号端末回線又は光信号局内伝送路を接続する旨の申込み(接続を予定する光信号端末回線又は光信号局内伝送路の利用区間、利用芯線数及び接続開始希望時期(その申込みの日から6ヶ月以内の日であることを要します。)の指定を含みます。光信号分岐端末回線を接続する旨の申込みには、光信号分岐端末回線接続工事の申込みを含み、協定事業者が要望する場合にあっては、光屋内配線工事の申込み、光信号分岐端末回線収容キャビネット等設置工事の申込み及び光信号分岐端末回線を設置等する工事を土日祝日(1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日のうち、平日となる日を含むものとします。以下同じとします。)昼間に実施する旨の申込みを含みます。)を行うことを要します。当社は、光回線設備接続申込書に必要事項が記載されていることを確認した時をもって、申込みの受け付けとします。この場合において、接続申込者は、その申込みに先立って第11条(事前調査の申込み)に規定する事前調査の申込みを行っている必要はなく、第10条の2(事前照会)第1項に規定する事前照会の申込みを同時に行うことも可能です。

※点線下線部分は、東相制第09-98号により申請中の内容です。

2　当社は、前項に規定する光信号端末回線との接続の申込みがあった場合において、第34条の2(一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第2項各号に該当しない(「一般光信号中継回線」とあるのは「光信号端末回線」と読み替えるものとします。)と判断したときは、申込みの到達した日から3週間以内に接続申込者が指定した利用区間に係る光信号端末回線の提供可能時期(接続する光信号端末回線を特定できる場

て、利用者の建物の光成端盤まで既に設置された光信号端末回線があるときは、大量の申込みを一時に受け付けた場合又は他の接続申込者より大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別の事情がない限り、申込みの到達した日から1ヶ月以内（既に設置された当社の屋内配線を光信号端末回線と一体として利用することを要望される場合であって、その屋内配線を利用可能とするための準備に時間を要するときは、申込みの到達した日から1ヶ月を超える場合があります。）とし、利用者の建物の光成端盤まで既に設置された光信号端末回線がないとき又はそれら特別の事情があるときは、申込みの到達した日から当社がその光信号端末回線を利用可能とするために要する期間とし、接続する光信号端末回線を特定できない場合であって、接続申込者が指定した利用区間に係る光信号端末回線の敷設計画があるときは、接続が可能となることが見込まれる時期（当社が光信号端末回線を利用可能とするために要する期間を含みません。）とします。接続申込者と利用者の建物の管理者との光信号端末回線の入線等に係る調整が十分でない場合にはその時期に光信号端末回線を提供できないことがあります。以下この条において同じとします。）に係る情報を回答し、その回答をもって前項の接続の申込みの承諾とします。

3　前項の場合において、大量の申込みを一時に受け付けた場合又は他の接続申込者より大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別の事情があるときは、申込みの到達した日から3週間を超えて回答する場合があります。既に設置された当社の屋内配線を光信号端末回線と一体として利用することを要望される場合であって、その屋内配線の調査に時間を要するときは、その屋内配線の利用に係る部分についても、同様とします。

4～6　（略）

7　当社は、第1項に規定する光信号局内伝送路との接続の申込みがあった場合において、第34条の2第2項各号に該当しない（「光信号中継回線」とあるのは「光信号局内伝送路」と読み替えるものとします。）と判断したときは、その接続の申込みを承諾し、光信号局内伝送路により接続を希望する区間の両端の設備が確定した日から1ヶ月半以内に接続の準備を整えるよう努めます。

　ただし、大量の申込みを一時に受け付けた場合又は他の接続申込者より大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別の事情があるときは、光信号局内伝送路により接続を希望する区間の両端の設備が確定した日から1ヶ月半を超えて接続の準備を整える場合があります。この場合において、当社は、接続申込者が指定した利用区間に係る光信号局内伝送路の提供可能時期（接続を希望する区間の両端の設備が確定した日から当社がその光信号局内伝送路を利用可能とするために要する期間とします。）を書面により回答します。

8　第2項又は第7項の場合において、接続申込者が指定した利用区間に係る光信号端末回線又は光信号局内伝送路を接続開始希望時期までに提供できないときは、当社は、書面により第34条の2第4項各号のいずれかに掲げる理由（「光信号中継回線」とあるのは「光信号端末回線」又は「光信号局内伝送路」と読み替えるものとします。）を通知します。

9～10　（略）

（光回線設備の非現用芯線がない場合の立入り）

第34条の5　当社が第34条の2（光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み）第4項第1号又は第34条の4（光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み）第8項において読み替えて適用される第34条の2第4項第1号の通知をしたときは、その通知を受け取った接続申込者又はその接続申込者が指定した者は、通知の内容を確認するため、その通知に係る当社の光主配線盤を設置している通信用建物に立ち入ることができます。この場合において、立入者の数は、その目的に必要な範囲内に限るものとします。

2～3　（略）

合であって、利用者の建物の光配線盤まで既に設置された光信号端末回線があるときは、大量の申込みを一時に受け付けた場合又は他の接続申込者より大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別の事情がない限り、申込みの到達した日から1ヶ月以内（当社の屋内配線を光信号端末回線と一体として利用することを要望される場合であって、その屋内配線を利用可能とするための準備に時間を要するときは、申込みの到達した日から1ヶ月を超える場合があります。）とし、利用者の建物の光配線盤まで既に設置された光信号端末回線がないとき又はそれら特別の事情があるときは、申込みの到達した日から当社がその光信号端末回線を利用可能とするために要する期間とし、接続する光信号端末回線を特定できない場合であって、接続申込者が指定した利用区間に係る光信号端末回線の敷設計画があるときは、接続が可能となることが見込まれる時期（当社が光信号端末回線を利用可能とするために要する期間を含みません。）とします。接続申込者と利用者の建物の管理者との光信号端末回線の入線等に係る調整が十分でない場合には提供できないこと又はその時期に提供できないことがあります。以下この条において同じとします。）に係る情報を回答し、その回答をもって前項の接続の申込みの承諾とします。

3　前項の場合において、大量の申込みを一時に受け付けた場合又は他の接続申込者より大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別の事情があるときは、申込みの到達した日から3週間を超えて回答する場合があります。当社の屋内配線を光信号端末回線と一体として利用することを要望される場合であって、その屋内配線の調査に時間を要するときは、その屋内配線の利用に係る部分についても、同様とします。

4～6　（略）

7　当社は、第1項に規定する光信号局内伝送路との接続の申込みがあった場合において、第34条の2第2項各号に該当しない（「一般光信号中継回線」とあるのは「光信号局内伝送路」と読み替えるものとします。）と判断したときは、その接続の申込みを承諾し、光信号局内伝送路により接続を希望する区間の両端の設備が確定した日から1ヶ月半以内に接続の準備を整えるよう努めます。

　ただし、大量の申込みを一時に受け付けた場合又は他の接続申込者より大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別の事情があるときは、光信号局内伝送路により接続を希望する区間の両端の設備が確定した日から1ヶ月半を超えて接続の準備を整える場合があります。この場合において、当社は、接続申込者が指定した利用区間に係る光信号局内伝送路の提供可能時期（接続を希望する区間の両端の設備が確定した日から当社がその光信号局内伝送路を利用可能とするために要する期間とします。）を書面により回答します。

8　第2項又は第7項の場合において、接続申込者が指定した利用区間に係る光信号端末回線又は光信号局内伝送路を接続開始希望時期までに提供できないときは、当社は、書面により第34条の2第4項各号のいずれかに掲げる理由（「一般光信号中継回線」とあるのは「光信号端末回線」又は「光信号局内伝送路」と読み替えるものとします。）を通知します。

9～10　（略）

（光回線設備の非現用芯線がない場合の立入り）

第34条の5　当社が第34条の2（一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み）第4項第1号又は第34条の4（光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み）第8項において読み替えて適用される第34条の2第4項第1号の通知をしたときは、その通知を受け取った接続申込者又はその接続申込者が指定した者は、通知の内容を確認するため、その通知に係る当社の光主配線盤を設置している通信用建物に立ち入ることができます。この場合において、立入者の数は、その目的に必要な範囲内に限るものとします。

2～3　（略）

（特別光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み）

第 34 条の7　接続申込者は、当社の特別光信号中継回線と接続しようとするときは、当社に対し、別表3（様式）様式第7－2の線路設備調査及び接続申込書により特別光信号中継回線についての調査及び接続の申込み（接続を予定する特別光信号中継回線の利用区間、利用波長数及び接続開始希望時期の指定を含みます。）を行うことを要します。この場合において、接続申込者は、様式第 15－3の設備建設申込書による分波光変換装置の設置又は改修の申込みを併せて行うことを要するものとし、当社は、その線路設備調査及び接続申込書に必要事項が記載されていることを確認した時をもって、線路設備調査及び接続申込みの受け付けとします。また、接続申込者は、その申込みに先立って第 11 条（事前調査の申込み）に規定する事前調査の申込みを行っている必要はなく、第 10 条の2（事前照会）第1項に規定する事前照会の申込みを同時に行うことも可能です。

2　当社は、前項に規定する調査の申込み及び分波光変換装置の設置又は改修の申込みがあった場合において、次の各号のいずれにも該当しないと判断したときは、これらの申込みの到達した日から6週間以内に接続申込者が指定した利用区間に係る特別光信号中継回線の提供可能時期を別表3（様式）様式第7－3の書面により回答し、その回答をもって前項に規定する接続の申込みの承諾とします。この場合において、当社はその回答内容に従って未利用波長を保留します。ただし、その回答を当社が行った後に第5号の規定に該当することとなった場合には、その接続申込者が前項に規定する接続の申込みを撤回したものとみなすこととします。

(1)　接続申込者が指定した利用区間に係る特別光信号中継回線の非現用波長がないこと（接続申込者が指定した利用区間に係る特別光信号中継回線について、非現用波長は存在するものの、その全てについて既に利用予定がある場合を含みます。）。

(2)　当社の電気通信役務の円滑な提供に支障を及ぼすおそれがあること（波長分割多重装置の更改又は廃止に支障を及ぼすおそれがあることを含みます。）。

(3)　その接続により当社の利益を不当に害するおそれがあること。

(4)　第 22 条（接続申込みの承諾）第1項第3号又は第4号の規定に該当すること。

(5)　前項に規定する申込みに併せて行われた第23条（接続用設備の設置又は改修の申込み）に規定する分波光変換装置の設置又は改修の申込みが第25条（接続用設備の設置又は改修の申込みの承諾）第1項第1号又は第3号のいずれかに該当し不承諾となること。

3　前項の場合において、大量の申込みを一時に受け付けた場合又は他の接続申込者より大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別の事情があるときは、申込みの到達した日から6週間を超えて回答する場合があります。

4　第2項の場合において、接続申込者が指定した利用区間に係る特別光信号中継回線を提供できないとき又は接続開始希望時期までに提供できないときは、当社は、書面により次の各号のいずれかに掲げる理由を通知します。

(1)　第2項各号のいずれかに該当するため提供できないこと

(2)　提供可能時期までの期間が接続開始希望時期までの期間を超えるため接続開始希望時期までに提供できないこと

5　接続申込者は、第1項に規定する申込みに併せて行われた分波光変換装置の設置又は改修の申込みに係る当社からの完成通知に記載した期日と、第2項に規定する回答を当社が行った日から12ヶ月が経過する日のいずれか早い日をもって、特別光信号中継回線の利用を開始したものとみなします。

6　当社が第2項に規定する回答を行った後に、接続申込者が第1項に規定する接続の申込みを撤回したとき（第2項の規定により接続の申込みを撤回したものとみなすときを含みます。）は、当社は、第2項に定める未利用波長の保留を解除します。この場合において、当社はその保留を解除した日をもって、当該申込みと併せて行われた分波光変換装置の設置又は改修の申込みについて第27条（接続用設備の設置又は改修の変更等）第3項の規定に基づく中止の申込みがあったものとみなします。

（当社が行う電気通信設備又はソフトウェアの更改）

第 36 条　当社は、次の各号に規定するところにより、個別管理対象設備（料金表第1表第2（網改造料）1－1表に掲げる機能に係る電気通信設備又はソフトウェアであって、同表中第 49 欄の伝送路設備利用機能に係る電気通信設備（伝送装置を除きます。）又はソフトウェア以外のものをいいます。以下同じとします。）又は光信号伝送装置若しくは光信号電気信号変換装置を更改（別表1（接続により提供する機能）に掲げる機能に係る既存の電気通信設備又はソフトウェアに代えて、当該機能に係る新たな電気通信設備又はソフトウェアを設置若しくは改修又は開発して利用開始することをいいます。以下同じとします。）します。

(1)　（略）

(2)　その個別管理対象設備が法定耐用年数を経過しているとき又は光信号伝送装置若しくは光信号電気信号変換装置を更改するときは、更改の1年前に協定事業者に書面により通知します。この場合において、協定事業者と協議の上、当該個別管理対象設備の費用負担の方法等について決定します。

（一般光信号中継回線の異経路構成等に係る確認調査）

第34条の8　当社は、協定事業者が指定する利用区間において現に利用している一般光信号中継回線の異経路構成等に係る調査の請求を受けた場合には、その調査結果の回答により当社の電気通信設備に保安上著しい問題が生じる等、当社の業務遂行上支障を及ぼすおそれがあると認められるときを除き、その調査結果を回答します。この場合において、当社は、その調査の内容及び方法並びに回答の方法及び時期等について、当該協定事業者とあらかじめ協議して決定するものとします。

（異経路構成等による一般光信号中継回線の提供に係る調査及び接続の申込み）

第 34 条の9　当社は、接続申込者が指定する利用区間において異経路構成等による一般光信号中継回線の提供可否に係る調査の請求を受けた場合には、その調査結果の回答により当社の電気通信設備に保安上著しい問題が生じる等、当社の業務遂行上支障を及ぼすおそれがあると認められるときを除き、その調査結果を回答します。この場合において、当社は、その調査の内容及び方法並びに回答の方法及び時期等について、当該接続申込者とあらかじめ協議して決定するものとします。

2　当社は、前項に規定する協議が調い、接続申込者が前項に規定する調査の請求と併せて異経路構成等による一般光信号中継回線の接続の申込み（第 34 条の2（光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み）第1項に規定するものとします。以下この項において同じとします。）を行った場合には、前項に規定する調査結果の回答（異経路構成等による一般光信号中継回線の提供が可能である旨の回答の場合に限るものとし、第 34 条の2第2項に規定する提供可能時期に係る回答を含むものとします。）をもって、その接続の申込みを承諾するものとします。この場合において、当社は、接続する一般光信号中継回線を特定できない場合を除き、その回答内容に従って未利用芯線を保留します。

3　当社が前項に規定する回答（第 34 条の2第2項に規定する回答を含みます。）を行った後の異経路構成等による一般光信号中継回線の提供に係る手続きについては、第 34 条の3（一般光信号中継回線の接続）第1項から第4項の規定によるものとします。

（支障移転等を行う場合の取扱い）

第34条の10　前2条に規定する調査結果は調査を実施した時点での情報となります。したがって、調査実施後の支障移転等により一般光信号中継回線の敷設状況が変動し、第34条の8（一般光信号中継回線の異経路構成等に係る確認調査）の規定に基づき確認された一般光信号中継回線の異経路構成等が維持できないことがあり、また、前条第3項の規定に基づく一般光信号中継回線の提供に係る手続きを行った場合であっても、異経路構成等により一般光信号中継回線を提供できない場合があります。なお、当社は、前2条の規定に基づき調査を行った一般光信号中継回線のうち現に接続しているものについて支障移転等を行う場合には、その調査を請求した接続申込者に対してあらかじめ支障移転等に係る情報を通知するものとします。

（当社が行う電気通信設備又はソフトウェアの更改）

第 36 条　当社は、次の各号に規定するところにより、個別管理対象設備（料金表第1表第2（網改造料）1－1表に掲げる機能に係る電気通信設備又はソフトウェアであって、同表中第 49 欄の伝送路設備利用機能に係る電気通信設備（伝送装置を除きます。）又はソフトウェア以外のものをいいます。以下同じとします。）又は光信号伝送装置、光信号電気信号変換装置若しくは波長分割多重装置を更改（別表1（接続により提供する機能）に掲げる機能に係る既存の電気通信設備又はソフトウェアに代えて、当該機能に係る新たな電気通信設備又はソフトウェアを設置若しくは改修又は開発して利用開始することをいいます。以下同じとします。）します。

(1)　（略）

(2)　その個別管理対象設備が法定耐用年数を経過しているとき又は光信号伝送装置、光信号電気信号変換装置若しくは波長分割多重装置を更改するときは、更改の1年前に協定事業者に書面により通知します。この場合において、協定事業者と協議の上、当該個別管理対象設備の費用負担の方法等について決定します。

（一括申込み）

第37条の5　接続申込者は、当社に対し、次の各号の規定における複数の申込みについて、一体として利用するものとしての取扱いを求めること（以下「一括申込み」といいます。）ができます。この場合において、当社は、第10条の3（相互接続点の調査及び設置申込み）第5項、第10条の13（電柱添架の申込み）第2項又は第34条の2（光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み）第2項の規定により、各申込みに対する提供の可否を判断するものとし、その複数の申込みの全てが提供可能であるときには各申込みに対するその旨の回答を、提供できないものが含まれるときには全てが提供できない旨の回答を、一括して行います。

(1)～(4)　（略）

2～3　（略）

（準用）

第39条　前条第3項の規定は、第10条の2（事前照会）第3項、第10条の3（相互接続点の調査及び設置申込み）第5項、第10条の13（電柱添架の申込み）第2項、第13条（事前調査の回答）第1項、第3項若しくは第4項、第34条の2（光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み）第2項若しくは第3項、第34条の4（光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み）第2項、第3項若しくは第7項、第36条の3（個別管理対象設備の除却又は転用）第3項、第95条の4（接続に必要な装置等の設置に係る標準的期間）第1項、第99条の3（ＤＳＬ回線等に係る情報の提供）又は第99条の6（光回線設備に係る情報の提供）の場合に準用します。

（定額制の網使用料の支払義務）

第64条　（略）

(1)～(2)　（略）

(3)　端末回線伝送機能2－1－1－1第2欄ウ欄若しくは第4欄若しくは第5欄若しくは第7欄、ＩＳＭ折返し機能、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能、光信号分岐端末回線管理機能、ＤＳＬ回線管理機能、ＤＳＬ回線故障対応機能、端末回線伝送機能管理機能、光回線設備管理機能、光信号局内回線管理機能、IP通信網回線管理機能、波長多重機能又はルーティング伝送機能第1欄から第4欄の場合

当該機能の利用を開始した日（端末回線伝送機能2－1－1－1第2欄ウ欄又は光信号電気信号変換機能については、第28条（完成通知）に規定する完成通知に記載した期日とします。）から起算して協定の解除若しくは消滅又は接続の変更により当社の指定電気通信設備との接続を終了した日の前日までの期間（当該機能の利用を開始した日と接続を終了した日が同一である場合は1日とします。）

2　料金表第1表第1（網使用料）に規定する端末回線伝送機能2－1－1－1第2欄ウ欄、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能、中継伝送専用機能、通信路設定伝送機能等又は波長多重機能については、第34条の4（光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み）第10項の規定により利用したものとみなす期間を除き、専用サービス契約約款中最低利用期間の規定（同規定中「専用契約の解除」とあるのは「専用契約の解除若しくは接続専用回線の接続休止」と読み替えるものとし、他社料金設定回線に係る規定を除きます。）を準用します。この場合において、端末回線伝送機能（2－1－1－1第2欄ウ欄若しくはエ欄、第6欄及び第8欄に係るものに限ります。）、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能、中継伝送専用機能、光信号中継伝送機能、データ伝送機能、光信号局内伝送機能又は波長多重機能は、専用サービス契約約款に規定する高速ディジタル伝送サービスの場合の規定に準ずるものとします。

3～4　（略）

2　前項の規定により当社が波長分割多重装置を更改するときは、当社は当該装置に収容される分波光変換装置について、次条第1項に規定する利用中止の申込み（当該波長分割多重装置の更改と同時に分波光変換装置を利用中止する旨の内容であるものとします。）があったものとみなします。

（一括申込み）

第37条の5　接続申込者は、当社に対し、次の各号の規定における複数の申込みについて、一体として利用するものとしての取扱いを求めること（以下「一括申込み」といいます。）ができます。この場合において、当社は、第10条の3（相互接続点の調査及び設置申込み）第5項、第10条の13（電柱添架の申込み）第2項又は第34条の2（一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み）第2項の規定により、各申込みに対する提供の可否を判断するものとし、その複数の申込みの全てが提供可能であるときには各申込みに対するその旨の回答を、提供できないものが含まれるときには全てが提供できない旨の回答を、一括して行います。

(1)～(4)　（略）

2～3　（略）

（準用）

第39条　前条第3項の規定は、第10条の2（事前照会）第3項、第10条の3（相互接続点の調査及び設置申込み）第5項、第10条の13（電柱添架の申込み）第2項、第13条（事前調査の回答）第1項、第3項若しくは第4項、第34条の2（一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み）第2項若しくは第3項、第34条の4（光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み）第2項、第3項若しくは第7項、第34条の7（特別光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み）第2項若しくは第3項、第36条の3（個別管理対象設備の除却又は転用）第3項、第95条の4（接続に必要な装置等の設置に係る標準的期間）第1項、第99条の3（ＤＳＬ回線等に係る情報の提供）又は第99条の6（光回線設備に係る情報の提供）の場合に準用します。

（定額制の網使用料の支払義務）

第64条　（略）

(1)～(2)　（略）

(3)　端末回線伝送機能2－1－1－1第2欄ウ欄若しくは第4欄若しくは第4－2欄若しくは第5欄若しくは第7欄、ＩＳＭ折返し機能、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能、光信号分岐端末回線管理機能、ＤＳＬ回線管理機能、ＤＳＬ回線故障対応機能、端末回線伝送機能管理機能、光回線設備管理機能、光信号局内回線管理機能、IP通信網回線管理機能、波長多重機能又はルーティング伝送機能第1欄から第4欄の場合

当該機能の利用を開始した日（端末回線伝送機能2－1－1－1第2欄ウ欄又は光信号電気信号変換機能については、第28条（完成通知）に規定する完成通知に記載した期日とします。）から起算して協定の解除若しくは消滅又は接続の変更により当社の指定電気通信設備との接続を終了した日の前日までの期間（当該機能の利用を開始した日と接続を終了した日が同一である場合は1日とします。）

2　料金表第1表第1（網使用料）に規定する端末回線伝送機能2－1－1－1第2欄ウ欄、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能、中継伝送専用機能、通信路設定伝送機能等（2－1－2第2欄に規定する加算額を除きます。以下この項において同じとします。）又は波長多重機能については、第34条の4（光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み）第10項の規定により利用したものとみなす期間を除き、専用サービス契約約款中最低利用期間の規定（同規定中「専用契約の解除」とあるのは「専用契約の解除若しくは接続専用回線の接続休止」と読み替えるものとし、他社料金設定回線に係る規定を除きます。）を準用します。この場合において、端末回線伝送機能（2－1－1－1第2欄ウ欄若しくはエ欄、第6欄及び第8欄に係るものに限ります。）、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能、中継伝送専用機能、光信号中継伝送機能、データ伝送機能、光信号局内伝送機能又は波長多重機能は、専用サービス契約約款に規定する高速ディジタル伝送サービスの場合の規定に準ずるものとします。

3～4　（略）

（工事費の支払義務）
第 67 条　（略）
2　（略）

（手続費の支払義務）
第 68 条　協定事業者は、次の各号の場合には、料金表第2表第2（手続費）に規定する手続費の支払いを要します。
(1)～(14)　（略）
(15)　その協定事業者がＤＳＬ回線（端末回線伝送機能２－１－１－１第４欄に係るものに限ります。）、端末回線伝送機能２－１－１－１第５欄又は第７欄に係る回線（以下「端末回線伝送機能の回線」といいます。）の設置（端末回線伝送機能２－１－１－１第７欄に係る回線にあっては、料金額の変更がある場合を含みます。）の申込みの承諾を受けたとき。

(16)～(20)　（略）
(21)　その協定事業者が、第 34 条の２（光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み）に規定する光信号中継回線に関する情報の提供を受けたとき。

(22)～(31)　（略）

（光信号中継回線、光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続の手続きに係る違約金）
第 78 条の２　接続申込者が、第 34 条の２（光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み）第２項に規定する回答を当社が行った日からその接続を開始するまでの間に、同条第１項に規定する接続の申込みを撤回したとき（当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、申込みの一部を撤回した場合及び第 34 条の３（光信号中継回線の接続）第２項又は第４項の規定により第 34 条の２第１項に規定する接続の申込みを撤回したものとみなした場合を含みます。）は、接続申込者は当社に対して、別表４（違約金）第１（光信号中継回線の接続の手続きに係る違約金）に規定する額（撤回された部分の申込みに係るものに限ります。）に相当する額に消費税相当額を加算した額を違約金として、当社が別に定める方法により支払うことを要します。

２～３　（略）

（ＤＳＬ回線等に係る情報の提供）
第 99 条の３　（略）
２　当社は、ＤＳＬサービスを提供する協定事業者から、き線点情報（き線点（当社のメタリックケーブルを地下配線区間から地上配線区間に引き上げる地点であって、当社が定めるメタリックケーブルに係る配線区域（以下「メタル配線区域」といいます。）における配線の起点となる点をいいます。以下同じとします。）の位置、電柱番号及びメタル配線区域の範囲に係る情報並びにき線点換算線路長（当社のメタリック加入者線を収容する通信用建物から当社のメタリック加入者線と接続申込者が電柱に設置するＤＳＬサービスに係る接続に必要な装置等との相互接続点を設置しようとするき線点の電柱までの間のメタリック加入者線に係るケーブルの換算線路長をいいます。以下同じとします。）をいいます。以下同じとします。）の提供を求められた場合は、その協定事業者が指定する当社の通信用建物ごとに、その情報（情報の提供に対応しないものとして当社が指定したものを

（工事費の支払義務）
第 67 条　（略）
2　（略）
3　協定事業者からの申込みにより光屋内配線に係る工事を行うために当社が当社の係員を派遣したものの、利用者の不在等によりその工事を行うことができなかった場合には、協定事業者は当社にその派遣に要した費用を支払うことを要します。この場合において、その費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

（手続費の支払義務）
第 68 条　協定事業者は、次の各号の場合には、料金表第2表第2（手続費）に規定する手続費の支払いを要します。
(1)～(14)　（略）
(15)　その協定事業者がＤＳＬ回線（端末回線伝送機能２－１－１－１第４欄に係るものに限ります。）、端末回線伝送機能２－１－１－１第５欄若しくは第７欄に係る回線（以下「端末回線伝送機能の回線」といいます。）又は下部端末回線（端末回線伝送機能２－１－１－１第４－２欄に係るものに限ります。）の設置（端末回線伝送機能２－１－１－１第７欄に係る回線にあっては、料金額の変更がある場合を含みます。）の申込みの承諾を受けたとき。
(16)～(20)　（略）
(21)　その協定事業者が、第 34 条の２（一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み）、第 34 条の７（特別光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み）、第 34 条の８（一般光信号中継回線の異経路構成等に係る確認調査）又は第 34 条の９（異経路構成等による一般光信号中継回線の提供に係る調査及び接続の申込み）に規定する光信号中継回線に関する情報の提供を受けたとき。
(22)～(31)　（略）

（一般光信号中継回線、光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続の手続きに係る違約金）
第 78 条の２　接続申込者が、第 34 条の２（一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み）第２項に規定する回答を当社が行った日からその接続を開始するまでの間に、同条第１項に規定する接続の申込みを撤回したとき（当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、申込み又は保留要望の一部を撤回した場合及び第 34 条の３（一般光信号中継回線の接続）第２項又は第４項の規定により第 34 条の２第１項に規定する接続の申込みを撤回したものとみなした場合を含みます。）は、接続申込者は当社に対して、別表４（違約金）第１（一般光信号中継回線の接続の手続きに係る違約金）に規定する額（撤回された部分の申込みに係るものに限ります。）に相当する額に消費税相当額を加算した額を違約金として、当社が別に定める方法により支払うことを要します。
２～３　（略）

（ＤＳＬ回線等に係る情報の提供）
第 99 条の３　（略）
２　当社は、ＤＳＬサービスを提供する協定事業者から、き線点情報（き線点の位置、電柱番号及びメタル配線区域の範囲に係る情報並びにき線点換算線路長（当社のメタリック加入者線を収容する通信用建物から当社のメタリック加入者線と接続申込者が電柱に設置するＤＳＬサービスに係る接続に必要な装置等との相互接続点を設置しようとするき線点の電柱までの間のメタリック加入者線に係るケーブルの換算線路長をいいます。以下同じとします。）をいいます。以下同じとします。）の提供を求められた場合は、その協定事業者が指定する当社の通信用建物ごとに、その情報（情報の提供に対応しないものとして当社が指定したものを除きます。）を回答します。

除きます。）を回答します。
3～4　（略）

（様式）
第99条の5　（略）
2　第34条の3（光信号中継回線の接続）第5項に規定する当社の光信号中継回線に当社の電気通信設備を接続する場合の手続きについては、別表3（様式）第7－2、第7－3及び第7－4の規定を適用するものとします。

（光回線設備等に係る情報の提供）
第99条の6　（略）
(1)　（略）
(2)　協定事業者が指定する利用区間に係る光回線設備（光信号分岐端末回線を除きます。）の経過年数

2～3　（略）
4　当社は、接続申込者から、第10条の2（事前照会）第3項若しくは第34条の2（光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み）第2項に規定する回答又は第99条の7（光回線設備との接続に係るその他の情報の提供）第1項第3号の規定に基づき提供する情報において光信号中継回線の未利用芯線がないとされた区間について、代替区間等に関する情報（他の区間の光信号中継回線との接続等の代替手段について当社が検討した結果に係る情報をいいます。）の提供を求められた場合は、その情報を回答します。

（光回線設備との接続に係るその他の情報の提供）
第99条の7　（略）
(1)～(2)　（略）
(3)　各区間における光信号中継回線の全芯線数及び未利用芯線数（芯線数は範囲で提供します。）並びに区間距離
(4)～(6)　（略）

2　当社は、光信号中継回線が敷設されている区間のうち未利用芯線がない区間において新たに未利用芯線が生じた場合は、あらかじめ申込みのあった接続申込者に対して、その旨を電子メールその他の電磁的方法により通知します。

3～4　（略）

（様式）
第99条の5　（略）
2　第34条の3（一般光信号中継回線の接続）第5項に規定する当社の一般光信号中継回線に当社の電気通信設備を接続する場合の手続きについては、別表3（様式）第7－2、第7－3及び第7－4の規定を適用するものとします。

（光回線設備等に係る情報の提供）
第99条の6　（略）
(1)　（略）
(2)　協定事業者が指定する利用区間に係る光回線設備（光信号分岐端末回線及び特別光信号中継回線を除きます。）の経過年数
2～3　（略）
4　当社は、接続申込者から、第10条の2（事前照会）第3項若しくは第34条の2（一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み）第2項に規定する回答又は第99条の7（光回線設備との接続に係るその他の情報の提供）第1項第3号の規定に基づき提供する情報において一般光信号中継回線の未利用芯線がないとされた区間について、代替区間等に関する情報（他の区間の一般光信号中継回線との接続等の代替手段について当社が検討した結果に係る情報をいいます。）の提供を求められた場合は、その情報を回答します。

（光回線設備との接続に係るその他の情報の提供）
第99条の7　（略）
(1)～(2)　（略）
(3)　各区間における一般光信号中継回線の全芯線数及び未利用芯線数（芯線数は範囲で提供します。）並びに区間距離
(4)～(6)　（略）
(7)　一般光信号中継回線の未利用芯線がない区間の両端において対向する波長分割多重装置の設置の有無
2　当社は、一般光信号中継回線が敷設されている区間のうち未利用芯線がない区間において新たに未利用芯線が生じた場合は、あらかじめ申込みのあった接続申込者に対して、その旨を電子メールその他の電磁的方法により通知します。

料金表
第1表　接続料金
　第1　網使用料
　　1　適用

区　分	内　容
(1)～(7)　(略)	(略)
(8)　端末回線伝送機能に係る料金の適用	2（料金額）2－1に規定する端末回線伝送機能の料金については、次に掲げる方法により適用します。 ア～エ　(略) オ　利用者の建物内に既に設置された当社の屋内配線と光信号端末回線を一体として利用する場合は、2－1－1－1第6欄ア欄又は2－1－1－2第2欄ア欄に掲げる料金額に2－1－2第2欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。 カ～ツ　(略)
(9)～(10)　(略)	(略)
(10)－2　光信号中継伝送機能に係る料金の適用	ア　光信号中継伝送機能の料金については、光信号中継伝送機能を利用する区間の距離に2（料金額）2－5－3－1に掲げる料金額を乗じて適用します。この場合において、光信号中継伝送機能を利用する区間の距離は光信号中継回線のケーブルの長さにより算出します。 イ　光信号中継回線と一体として設置される光信号局内伝送路を利用する場合は、その設置の態様に応じて、2（料金額）2－5－3－1について上記アを適用して算出した料金額に2－5－3－2第1欄に掲げる料金額及び第2欄に係る光信号局内伝送路を利用する区間の距離に第2欄に掲げる料金額を乗じた額（第1欄と同時に適用する場合に限ります。）を加えた額を適用します。ただし、2の光信号中継回線と一体として設置される光信号局内伝送路を利用する場合並びに光信号中継回線及び光信号端末回線と一体として設置される光信号局内伝送路を利用する場合は、1の2－5－3－2に掲げる料金額を加えた額を適用します。
(10)－3～(31)　(略)	(略)

料金表
第1表　接続料金
　第1　網使用料
　　1　適用

区　分	内　容
(1)～(7)　(略)	(略)
(8)　端末回線伝送機能に係る料金の適用	2（料金額）2－1に規定する端末回線伝送機能の料金については、次に掲げる方法により適用します。 ア～エ　(略) オ　利用者の建物内の当社の屋内配線と光信号端末回線を一体として利用する場合は、2－1－1－1第6欄ア欄又は2－1－1－2第2欄ア欄に掲げる料金額に2－1－2第2欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。この場合において、2－1－2第2欄イ欄に規定する機能に係る保守の区別については、一体として利用する光信号分岐端末回線の保守の態様と同一になるものを適用します。 カ～ツ　(略) テ　協定事業者が、2－1－1－1第4－2欄に係る機能を利用するときは、当社は、第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1－4欄において接続を行うために新たに設置するケーブルに係る工事の内容等について協定事業者と事前に協議するものとし、協定事業者は、当該機能に係る料金額とは別に、当該ケーブルに係る費用の支払いを要します。
(9)～(10)　(略)	(略)
(10)－2　光信号中継伝送機能に係る料金の適用	ア　一般光信号中継伝送機能に係る基本料については、一般光信号中継伝送機能を利用する区間の距離に2（料金額）2－5－3－1に掲げる料金額を乗じて適用します。この場合において、一般光信号中継伝送機能を利用する区間の距離は一般光信号中継回線のケーブルの長さにより算出します。 イ　特別光信号中継伝送機能に係る基本料の算定に用いる利用波長数は、当該機能を利用する前月末時点のものとします。また、利用波長数が変動したときには、その事業年度末において必要な精算を行うものとします。 ウ　光信号中継回線と一体として設置される光信号局内伝送路を利用する場合は、その設置の態様に応じて、2（料金額）2－5－3－1について上記アを適用して算出した料金額又は2－5－3－2に規定する料金額に2－5－3－3第1欄に掲げる料金額及び第2欄に係る光信号局内伝送路を利用する区間の距離に第2欄に掲げる料金額を乗じた額（第1欄と同時に適用する場合に限ります。）を加えた額を適用します。ただし、2の光信号中継回線と一体として設置される光信号局内伝送路を利用する場合並びに光信号中継回線及び光信号端末回線と一体として設置される光信号局内伝送路を利用する場合は、1の2－5－3－3に掲げる料金額を加えた額を適用します。
(10)－3～(31)　(略)	(略)

2　料金額

2－1　端末回線伝送機能

2－1－1　基本額

2－1－1－1　基本料

月額

区　分		単　位	料金額	備　考
(1)～(4)　(略)		(略)	(略)	(略)
(5)～(8)　(略)		(略)	(略)	(略)

2－1－2　加算額

1回線ごとに月額

区　分	料金額	備考
(1)　(略)		
(2)　当社が利用者の建物内に設置する屋内配線を利用する場合の加算額	専用サービス契約約款の高速ディジタル伝送サービスの 1.5Mb/s 用の場合の屋内配線専用料を2で除した額を適用します。	――

2　料金額

2－1　端末回線伝送機能

2－1－1　基本額

2－1－1－1　基本料

月額

区　分			単　位	料金額	備　考
(1)～(4)　(略)			(略)	(略)	(略)
(4)-2　端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1－4欄で接続する場合）	下部端末回線により伝送を行う機能	ア　保守の区別がタイプ1－1のもの	1回線ごとに	807円	――
		イ　保守の区別がタイプ1－2のもの	1回線ごとに	807円	
		ウ　アイ以外のもの	1回線ごとに	831円	
(5)～(8)　(略)			(略)	(略)	(略)

2－1－2　加算額

1回線ごとに月額

区　分			料金額	備考
(1)　(略)				
(2)　当社の屋内配線を利用する場合の加算額	ア　既に設置された当社の屋内配線を光信号端末回線と一体として利用する場合		専用サービス契約約款の高速ディジタル伝送サービスの1.5Mb/s用の場合の屋内配線専用料を2で除した額を適用します。	――
	イ　光信号分岐端末回線と一体として当社の屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）を設置して利用する場合	(ｱ)　保守の区別がタイプ1－1のもの	185円	――
		(ｲ)　保守の区別がタイプ1－2のもの	194円	
		(ｳ)　(ｱ)(ｲ)以外のもの	199円	

2－5　中継伝送機能
2－5－1～2－5－2の2　(略)
2－5－3　光信号中継伝送機能
2－5－3－1　基本料

1回線ごとに1メートルあたり月額

区　分			料金額	備　考
光信号中継伝送機能	光信号中継回線により1芯にて伝送を行う機能	ア　(略)	(略)	――
		イ　(略)	(略)	

2－5－3－2　加算料

区　分		単位	料金額	備　考
光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	(1)　(略)	(略)	(略)	――
	(2)　(略)	(略)	(略)	

2－5　中継伝送機能
2－5－1～2－5－2の2　(略)
2－5－3　光信号中継伝送機能
2－5－3－1　一般光信号中継伝送機能に係る基本料

1回線ごとに1メートルあたり月額

区　分			料金額	備　考
一般光信号中継伝送機能	一般光信号中継回線により1芯にて伝送を行う機能	ア　(略)	(略)	――
		イ　(略)	(略)	

2－5－3－2　特別光信号中継伝送機能に係る基本料

1波長ごとに月額

区　分		料金額	備　考
特別光信号中継伝送機能	特別光信号中継回線により1波長にて伝送を行う機能	特別光信号中継伝送機能に係る基本料については、次の算出式により、波長分割多重回線（特別光信号中継回線から波長分割多重装置を除いた部分をいいます。以下同じとします。）に係る利用区間ごとの料金額を算定し、それらの料金額を合計して適用します。 波長分割多重回線に係る利用区間ごとの料金額 ＝ (波長分割多重回線の利用料 × 波長分割多重回線の距離 × 波長分割多重回線の回線数 ＋ 波長分割多重装置に係る費用) ／ 波長分割多重回線に係る利用区間ごとの利用波長数 ア　波長分割多重回線の利用料は、2－5－3－1（一般光信号中継伝送機能に係る基本料）に規定する料金額を準用するものとし、波長分割多重回線の距離は、そのケーブルの長さにより算出します。 イ　波長分割多重装置に係る費用は、第2（網改造料）2（料金額）2－1（算出式）に規定する算出式を用いて算定するものとします。 ウ　利用波長数には、第34条の7（特別光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み）第5項の規定により利用を開始したものとみなす特別光信号中継回線に係る波長数を含むものとします。	――

2－5－3－3　加算料

区　分		単位	料金額	備　考
光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	(1)　(略)	(略)	(略)	――
	(2)　(略)	(略)	(略)	

2－11　その他の機能

区　分		単位	料金額	備　考
(1)～(14)　(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(15)　光回線設備管理機能	(略)	1回線ごとに月額	(略)	(略)
(16)～(17)　(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(18)～(22)　(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第2　網改造料

1－1　網改造料の対象となる機能

区　分		備　考
(1)～(62)　(略)	(略)	(略)

2－11　その他の機能

区　分		単位	料金額	備　考
(1)～(14)　(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(15)　光回線設備管理機能	(略)	1回線又は1波長ごとに月額	(略)	(略)
(16)～(17)　(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(17)-2　下部端末回線管理機能	協定事業者の下部端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	41円	――
(18)～(22)　(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第2　網改造料

1－1　網改造料の対象となる機能

区　分		備　考
(1)～(62)　(略)	(略)	(略)
(63)　波長分割多重装置との接続に係るインタフェース機能	分波光変換装置に協定事業者との接続のためのインタフェースを付与する機能	――

第2表　工事費及び手続費
第1　工事費
2　工事費の額
2－1　工事費

区　分			単　位	工事費の額	備　考
(1)～(26)　(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(27)　構内伝送路設備設置工事費	利用者の建物構内に光信号端末回線と接続される屋内配線を設置する工事に要する費用		1工事ごとに	専用サービス契約約款に規定する工事費に相当する額	――――
(28)　(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(29)　光回線設備収容替工事費	当社が別に定める伝送品質を満たしている場合において、協定事業者の要望により光回線設備の芯線を芯線毎に切替する工事に要する費用	ア (略)	(略)	(略)	(略)
		イ　光信号中継回線の場合	(略)	(略)	(略)
(30)　光回線設備接続モジュール取替工事費	光回線設備の提供開始後において、協定事業者の要望により光回線設備接続モジュールを取替する工事に要する費用	ア (略)	(略)	(略)	(略)
		イ　光信号中継回線の場合	(略)	(略)	(略)
(31)～(36)　(略)	(略)		(略)	(略)	(略)

第2表　工事費及び手続費
第1　工事費
2　工事費の額
2－1　工事費

区　分				単　位		工事費の額	備　考
(1)～(26)　(略)	(略)			(略)		(略)	(略)
(27)　構内伝送路設備設置工事費	既に設置された当社の屋内配線を光信号端末回線と一体として利用するために加工又は延長する工事（第27－2欄イ欄を適用する工事を除きます。）に要する費用			1工事ごとに		専用サービス契約約款に規定する工事費に相当する額	――――
(27)-2　光屋内配線工事費	光信号分岐端末回線と一体として当社の屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）を設置等する工事に要する費用	ア　屋内配線を設置する場合		1工事ごとに	平日昼間	18,828円	――
					土日祝日昼間	21,993円	――
		イ　アを適用する工事により設置した屋内配線を利用する協定事業者からの申込みに基づきその屋内配線を加工する場合		1工事ごとに	平日昼間	12,237円	――
					土日祝日昼間	14,761円	――
(28)　(略)	(略)			(略)		(略)	(略)
(29)　光回線設備収容替工事費	当社が別に定める伝送品質を満たしている場合において、協定事業者の要望により光回線設備の芯線を芯線毎に切替する工事に要する費用	ア (略)		(略)		(略)	(略)
		イ　一般光信号中継回線の場合		(略)		(略)	(略)
(30)　光回線設備接続モジュール取替工事費	光回線設備の提供開始後において、協定事業者の要望により光回線設備接続モジュールを取替する工事に要する費用	ア (略)		(略)		(略)	(略)
		イ　一般光信号中継回線の場合		(略)		(略)	(略)
(31)～(36)　(略)	(略)			(略)		(略)	(略)

第2　手続費
　2　手続費の額
　　2－1　手続費

区　分		単　位	手続費の額	備　考
(1)～(15)　(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(16)　光回線設備設置手続費	協定事業者が、光回線設備（料金表第1表第1（網使用料）2－1－1－1第6欄ア欄又は2－5－3に規定する機能に限ります。）を設置する場合に要する費用	1回線ごとに	電話サービス契約約款に規定する契約料に相当する額	――
(17)～(18)(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(19)～(21)(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(22)　光信号中継回線に係る情報調査費	接続申込者が指定した利用区間に係る光信号中継回線の提供可能時期及び接続申込者が線路設備調査及び接続申込書に指定した事項について調査する場合又は第 10 条の2（事前照会）第2項第9号に規定する事項に係る情報を提供する場合に要する費用	(略)	(略)	(略)
(23)～(32)　(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第2　手続費
　2　手続費の額
　　2－1　手続費

区　分		単　位	手続費の額	備　考
(1)～(15)　(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(16)　光回線設備設置手続費	協定事業者が、光回線設備（料金表第1表第1（網使用料）2－1－1－1第6欄ア欄又は2－5－3に規定する機能に限ります。）を設置する場合に要する費用	1回線又は1波長ごとに	電話サービス契約約款に規定する契約料に相当する額	――
(17)～(18) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(18)-2　下部端末回線設置手続費	協定事業者が、下部端末回線を設置する場合に要する費用	1回線ごとに	電話サービス契約約款に規定する契約料に相当する額	――
(19)～(21)(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(22)　一般光信号中継回線に係る情報調査費	第 10 条の2（事前照会）第2項第9号又は第 34 条の2（一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み）第2項に規定する事項の調査に要する費用	(略)	(略)	(略)
(23)～(32)　(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2－2　2－1以外の手続費

区　分		単　位	備　考
(1)～(5)　(略)	(略)	(略)	(略)
(6)　光信号中継回線に係る代替区間等情報調査費	第99条の6（光回線設備等に係る情報の提供）第4項の規定により、代替区間等の情報を提供する場合に要する費用	1件ごとに	――
(7)～(10)　(略)	(略)	(略)	(略)

第4表　光信号引込等設備に係る負担額

第1　光信号引込等設備の維持等に係る負担額

1　適用

区　分	内　容
(1)　光信号引込等設備維持負担額の適用	2（負担額）第1欄に掲げる負担額については、協定事業者が光信号分岐端末回線との接続を終了した場合において、当社がその光信号分岐端末回線に係る光信号引込等設備を維持等するときに適用します。この場合において、利用者の建物内に既に設置された当社の屋内配線と光信号引込等設備を一体として維持等するときは、2（負担額）第1欄に掲げる負担額に料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2－1－2第2欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。
(2)　(略)	(略)

2　(略)

第2　(略)

2－2　2－1以外の手続費

区　分		単　位	備　考
(1)～(5)　(略)	(略)	(略)	(略)
(6)　一般光信号中継回線に係る代替区間等情報調査費	第99条の6（光回線設備等に係る情報の提供）第4項の規定により、代替区間等の情報を提供する場合に要する費用	1件ごとに	――
(7)～(10)　(略)	(略)	(略)	(略)
(11)　特別光信号中継回線に係る情報調査費	第10条の2（事前照会）第2項第10号又は第34条の7（特別光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み）第2項に規定する事項の調査に要する費用	1件ごとに	――
(12)　異経路構成等による一般光信号中継回線の提供に係る情報調査費	第34条の8（一般光信号中継回線の異経路構成等に係る確認調査）又は第34条の9（異経路構成等による一般光信号中継回線の提供に係る調査及び接続の申込み）第1項に規定する事項の調査に要する費用	1件ごとに	――

第4表　光信号引込等設備に係る負担額

第1　光信号引込等設備の維持等に係る負担額

1　適用

区　分	内　容
(1)　光信号引込等設備維持負担額の適用	2（負担額）第1欄に掲げる負担額については、協定事業者が光信号分岐端末回線との接続を終了した場合において、当社がその光信号分岐端末回線に係る光信号引込等設備を維持等するときに適用します。
(2)　(略)	(略)

2　(略)

第2　(略)

別表3　様式

様式第1（第10条の2第1項関係）

事前照会申込書

第　　号
年　月　日

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
殿

所属(法人名等)
氏名　　印

貴社接続約款第 10 条の2（事前照会）第1項の規定により、相互接続点を設置等しようとする場所又は、光回線設備の利用区間について事前照会を申し込みます。

記

1．提供を希望する情報

相互接続点設置予定場所又は光回線設備の利用区間	提供を希望する情報

2．調査費用
　情報提供のための調査に要した費用は、別途契約書を締結の上、支払うこととします。
3．その他
　提供された情報については、接続約款第 47 条(守秘義務)に準じた取扱いとすることとします。
注1　用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
　2　第10条の2第2項第4号に規定する情報の提供を希望する場合は、別紙1に記載し添付すること。
　3　第10条の2第2項第8号に規定する情報の提供を希望する場合は、別紙2に記載し添付すること。
　4　第10条の2第2項第9号に規定する情報の提供を希望する場合は、別紙3に記載し添付すること。

様式第1別紙3

事前照会内容（光信号中継回線）

No	ルートコード	区間		調査希望芯線数	光回線設備接続ﾓｼﾞｭｰﾙにおけるﾌｨﾙﾀ利用の有無	接続開始希望時期	備考
		当社の通信用建物名	当社の通信用建物名				
		～					

注　用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別表3　様式

様式第1（第10条の2第1項関係）

事前照会申込書

第　　号
年　月　日

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
殿

所属(法人名等)
氏名　　印

貴社接続約款第 10 条の2（事前照会）第1項の規定により、相互接続点を設置等しようとする場所又は、光回線設備の利用区間について事前照会を申し込みます。

記

1．提供を希望する情報

相互接続点設置予定場所又は光回線設備の利用区間	提供を希望する情報

2．調査費用
　情報提供のための調査に要した費用は、別途契約書を締結の上、支払うこととします。
3．その他
　提供された情報については、接続約款第 47 条(守秘義務)に準じた取扱いとすることとします。
注1　用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
　2　第10条の2第2項第4号に規定する情報の提供を希望する場合は、別紙1に記載し添付すること。
　3　第10条の2第2項第8号に規定する情報の提供を希望する場合は、別紙2に記載し添付すること。
　4　第10条の2第2項第9号に規定する情報の提供を希望する場合は、別紙3に記載し添付すること。
　5　第10条の2第2項第10号に規定する情報の提供を希望する場合は、別紙4に記載し添付すること。

様式第1別紙3

事前照会内容（一般光信号中継回線）

No	ルートコード	区間		調査希望芯線数	光回線設備接続ﾓｼﾞｭｰﾙにおけるﾌｨﾙﾀ利用の有無	接続開始希望時期	備考
		当社の通信用建物名	当社の通信用建物名				
		～					

注　用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第2（第10条の2第3項関係）

事前照会回答書

年　月　日

殿

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社

印

年　月　日付け　　号で事前照会申込のあった件について、下記のとおり回答します。

提供する情報の内容	
提供できない情報及びその理由	
その他	提供した情報については、接続約款第 47 条(守秘義務)に準じた取扱いとすることを要します。

注1　第10条の2(事前照会)第2項第4号に関する調査結果は、別紙1に記載し添付します。
　2　第10条の2(事前照会)第2項第8号に関する調査結果は、別紙2に記載し添付します。
　3　第10条の2(事前照会)第2項第9号に関する調査結果は、別紙3に記載し添付します。

様式第2別紙3

事前照会回答（光信号中継回線）

No	ルートコード	調査実施結果																	記事
		接続開始希望時期での提供		区間						芯線数		提供可能時期	光回線設備接続モジュールにおけるフィルタ利用の有無		距離	ファイバ種別	伝送損失		
		可否	理由	当社の通信用建物名	光主配線盤設置フロア	コネクタ種別		当社の通信用建物名	光主配線盤設置フロア	コネクタ種別	利用希望芯線数	提供可能芯線数		申込	回答				
							～												

様式第1別紙4

事前照会内容（特別光信号中継回線）

No	区間		波長数	インタフェース種別	接続開始希望時期	備考
	当社の通信用建物名	当社の通信用建物名	調査希望波長数			
	～					

注　用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第2（第10条の2第3項関係）

事前照会回答書

年　月　日

殿

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社

印

年　月　日付け　　号で事前照会申込のあった件について、下記のとおり回答します。

提供する情報の内容	
提供できない情報及びその理由	
その他	提供した情報については、接続約款第 47 条(守秘義務)に準じた取扱いとすることを要します。

注1　第10条の2(事前照会)第2項第4号に関する調査結果は、別紙1に記載し添付します。
　2　第10条の2(事前照会)第2項第8号に関する調査結果は、別紙2に記載し添付します。
　3　第10条の2(事前照会)第2項第9号に関する調査結果は、別紙3に記載し添付します。
　4　第10条の2(事前照会)第2項第10号に関する調査結果は、別紙4に記載し添付します。

様式第2別紙3

事前照会回答（一般光信号中継回線）

No	ルートコード	調査実施結果																	記事
		接続開始希望時期での提供		区間						芯線数		提供可能時期	光回線設備接続モジュールにおけるフィルタ利用の有無		距離	ファイバ種別	伝送損失		
		可否	理由	当社の通信用建物名	光主配線盤設置フロア	コネクタ種別		当社の通信用建物名	光主配線盤設置フロア	コネクタ種別	利用希望芯線数	提供可能芯線数		申込	回答				
							～												

注1　用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
　2　要望された利用区間に係る光回線設備を接続開始希望時期までに提供できない場合は、その理由を理由欄に記します。
　3　提供可能時期は、提供可能芯線数ごとに記載します。
　4　ﾌｧｲﾊﾞ種別については、ｼﾝｸﾞﾙﾓｰﾄﾞ･ﾏﾙﾁﾓｰﾄﾞの別及び使用波長を回答します。

注1　用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
　2　要望された利用区間に係る光回線設備を接続開始希望時期までに提供できない場合は、その理由を理由欄に記します。
　3　提供可能時期は、提供可能芯線数ごとに記載します。
　4　ﾌｧｲﾊﾞ種別については、ｼﾝｸﾞﾙﾓｰﾄﾞ･ﾏﾙﾁﾓｰﾄﾞの別及び使用波長を回答します。

様式第2別紙4

事前照会回答（特別光信号中継回線）

No	調査実施結果														記事
	接続開始希望時期での提供		区間							波長数		提供可能時期	インタフェース種別	概算額	
	可否	理由	当社の通信用建物名	光主配線盤設置フロア	コネクタ種別		当社の通信用建物名	光主配線盤設置フロア	ｺﾈｸﾀ種別	利用希望波長数	提供可能波長数				
						～									

注1　用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
　2　要望された利用区間に係る光回線設備を接続開始希望時期までに提供できない場合は、その理由を理由欄に記します。
　3　提供可能時期は、提供可能波長数ごとに記載します。

様式第7－2（第34条の2第1項関係）

線路設備調査及び接続申込書（光信号中継回線）

第　　号
年　月　日

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
殿

所属（法人名等）
氏名　　印

貴社接続約款第34条の2（光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み）第1項の規定により、貴社の光信号中継回線との接続を行いたいので、線路設備調査及び接続を申し込みます。

1. 調査内容

調査する線路設備の概要	
接続を希望する設備の条件等	合計　区間　　芯
連絡先 （担当者氏名、電話番号）	
記事	

2. 調査費用

調査に要した費用は、別途契約書を締結の上、支払うこととします。

注1　用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

2　第37条の5（一括申込み）第2項に規定する一括申込みの対象とする申込みである場合は、記事欄にその旨記入すること。

様式第7－2別紙

線路設備調査内容（光信号中継回線）

No	ルートコード	区間		利用希望芯線数	光回線設備接続モジュールにおけるフィルタ利用の有無	接続開始希望時期	備考
		当社の通信用建物名	当社の通信用建物名				
		～					

注1　用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第7－2（第34条の2第1項及び第34条の7第1項関係）

線路設備調査及び接続申込書（光信号中継回線）

第　　号
年　月　日

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
殿

所属（法人名等）
氏名　　印

貴社接続約款第34条の2（一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み）第1項／貴社接続約款第34条の7（特別光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み）第1項の規定により、貴社の光信号中継回線との接続を行いたいので、線路設備調査及び接続を申し込みます。

1. 調査内容

調査する線路設備の概要	
接続を希望する設備の条件等	合計　区間　　芯/波長
連絡先 （担当者氏名、電話番号）	
記事	

2. 調査費用

調査に要した費用は、別途契約書を締結の上、支払うこととします。

注1　用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

2　第37条の5（一括申込み）第2項に規定する一括申込みの対象とする申込みである場合は、記事欄にその旨記入すること。

様式第7－2別紙1

線路設備調査内容（一般光信号中継回線）

No	ルートコード	区間		利用希望芯線数	光回線設備接続モジュールにおけるフィルタ利用の有無	接続開始希望時期	備考
		当社の通信用建物名	当社の通信用建物名				
		～					

注1　用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第7－2別紙2

線路設備調査内容（特別光信号中継回線）

No	区間		利用希望波長数	インタフェース種別	接続開始希望時期	備考
	当社の通信用建物名	当社の通信用建物名				
	～					

注1　用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

2　本調査申込みと併せて行われる分波光変換装置の設置又は改修の申込みに係る文書番号等を波長ごとに備考欄に記入すること。

様式第７－３（第 34 条の２第２項関係）

線路設備調査回答書（光信号中継回線）

第　　号
年　　月　　日

殿

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
印

年　月　日付け　　号にて線路設備調査及び接続の申込みのあった件について、下記のとおり回答しますので、宜しくお取り計らい願います。

記

調査結果	合計　　区間　　芯
調査費用	円（消費税については別途申し受けます）
その他	

注１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。
　２　線路設備調査結果は、別紙に記載し添付します。

様式第７－３別紙

線路設備調査結果（光信号中継回線）

No	ルートコード	調査実施結果																	記事
		接続開始希望時期での提供		区間							芯線数		提供可能時期	光回線設備接続モジュールにおけるフィルタ利用の有無		距離	ファイバ種別	伝送損失	
		可否	理由	当社の通信用建物名	光主配線盤設置フロア	コネクタ種別	～	当社の通信用建物名	光主配線盤設置フロア	コネクタ種別	利用希望芯線数	提供可能芯線数		申込	回答				

注１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。
　２　要望された利用区間に係る光回線設備を接続開始希望時期までに提供できない場合は、その理由を理由欄に記します。
　３　提供可能時期は、提供可能芯線数ごとに記載します。
　４　ﾌｧｲﾊﾞ種別については、ｼﾝｸﾞﾙﾓｰﾄﾞ・ﾏﾙﾁﾓｰﾄﾞの別及び使用波長を回答します。

様式第７－３（第 34 条の２第２項及び第 34 条の７第２項関係）

線路設備調査回答書（光信号中継回線）

第　　号
年　　月　　日

殿

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
印

年　月　日付け　　号にて線路設備調査及び接続の申込みのあった件について、下記のとおり回答しますので、宜しくお取り計らい願います。

記

調査結果	合計　　区間　　芯/波長
調査費用	円（消費税については別途申し受けます）
その他	

注１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。
　２　線路設備調査結果は、別紙に記載し添付します。

様式第７－３別紙１

線路設備調査結果（一般光信号中継回線）

No	ルートコード	調査実施結果																	記事
		接続開始希望時期での提供		区間							芯線数		提供可能時期	光回線設備接続モジュールにおけるフィルタ利用の有無		距離	ファイバ種別	伝送損失	
		可否	理由	当社の通信用建物名	光主配線盤設置フロア	コネクタ種別	～	当社の通信用建物名	光主配線盤設置フロア	コネクタ種別	利用希望芯線数	提供可能芯線数		申込	回答				

注１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。
　２　要望された利用区間に係る光回線設備を接続開始希望時期までに提供できない場合は、その理由を理由欄に記します。
　３　提供可能時期は、提供可能芯線数ごとに記載します。
　４　ﾌｧｲﾊﾞ種別については、ｼﾝｸﾞﾙﾓｰﾄﾞ・ﾏﾙﾁﾓｰﾄﾞの別及び使用波長を回答します。

様式第7－3別紙2

線路設備調査結果（特別光信号中継回線）

No	調査実施結果														記事
	接続開始希望時期での提供		区間							波長数		提供可能時期	インタフェース種別	概算額	
	可否	理由	当社の通信用建物名	光主配線盤設置フロア	コネクタ種別		当社の通信用建物名	光主配線盤設置フロア	コネクタ種別	利用希望波長数	提供可能波長数				
						～									

注1　用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
　2　要望された利用区間に係る光回線設備を接続開始希望時期までに提供できない場合は、その理由を理由欄に記します。
　3　提供可能時期は、提供可能波長数ごとに記載します。

様式第7-5（第34条の3第1項関係）

接続開始時期通知書

第　　号
年　月　日

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
殿

所属（法人名等）
氏名　　印

貴社接続約款第34条の3（光信号中継回線の接続）第1項の規定により、弊社線路設備調査及び接続申込書（　年　月　日付け第　号）について、別紙のとおり接続開始日を通知します。

連絡先 （担当者氏名、電話番号）	

注　用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第7-5（第34条の3第1項関係）

接続開始時期通知書

第　　号
年　月　日

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
殿

所属（法人名等）
氏名　　印

貴社接続約款第34条の3（一般光信号中継回線の接続）第1項の規定により、弊社線路設備調査及び接続申込書（　年　月　日付け第　号）について、別紙のとおり接続開始日を通知します。

連絡先 （担当者氏名、電話番号）	

注　用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第 24－2（第 37 条の5第2項関係）

一括申込書

第　　号
年　月　日

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
殿

所属(法人名等)
氏名　　印

貴社接続約款第 37 条の5（一括申込み）第2項の規定により、一括申込みを行います。

記

1．申込内容

一括申込みの対象とする申込み	別紙のとおり
連絡先 （担当者氏名、電話番号）	

2．費用
一括申込みの取扱いに要した費用は、別途契約書を締結の上、支払うこととします。

注　用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第 24－2別紙

一括申込みの対象とする申込みの申込番号

注1　用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
2　第 10 条の3（相互接続点の調査及び設置申込み）第1項に規定する相互接続点の調査の申込み又は第 34 条の2（光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み）第1項に規定する線路設備調査の申込みにあたって当社が付与した申込番号を記入すること。

様式第15－3（第24条第1項第5号関係）

相互接続用電気通信設備建設申込書
（分波光変換装置と接続する事業者用）

第　　号
年　月　日

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
殿

所属(法人名等)
氏名　　印

貴社接続約款第 24 条（申込みに必要な資料の提出）第1項第5号の規定により、相互接続用電気通信設備の建設を申し込みます。

記

1．申込内容
別紙のとおり

注1　用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
2　別紙として、接続ビル名、区間ごとの接続開始要望時期、分波光変換装置のインタフェース種別について記載した資料を添付すること。
3　本申込みと併せて行われる線路設備調査及び接続申込みに係る文書番号等及び様式第7－2別紙2に記載される番号を波長ごとに記入すること。

様式第 24－2（第 37 条の5第2項関係）

一括申込書

第　　号
年　月　日

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
殿

所属(法人名等)
氏名　　印

貴社接続約款第 37 条の5（一括申込み）第2項の規定により、一括申込みを行います。

記

1．申込内容

一括申込みの対象とする申込み	別紙のとおり
連絡先 （担当者氏名、電話番号）	

2．費用
一括申込みの取扱いに要した費用は、別途契約書を締結の上、支払うこととします。

注　用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第 24－2別紙

一括申込みの対象とする申込みの申込番号

注1　用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
2　第 10 条の3（相互接続点の調査及び設置申込み）第1項に規定する相互接続点の調査の申込み又は第 34 条の2（一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み）第1項に規定する線路設備調査の申込みにあたって当社が付与した申込番号を記入すること。

様式第24－3（第37条の5第3項関係）

一括申込みに係る回答書

年　月　日

殿

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社

印

年　月　日付け　　号により申し込まれた一括申込みについて、下記のとおり回答いたします。

記

一括申込みに係る回答の内容（提供の可否）	
一括申込みの取扱いに係る手続費	

注1　一括申込みに係る回答の内容が提供できない旨のものである場合は、この回答をもって第10条の3（相互接続点の調査及び設置申込み）第7項又は第34条の2（光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み）第4項に規定する理由の通知を行ったものとします。

2　一括申込みの対象とする各申込みに対する上記以外の回答内容（調査費用を含みます。）については、様式第4又は様式第7－3によるものとします。

別表4　違約金

第1　光信号中継回線の接続の手続きに係る違約金

区　分	違約金の額
接続申込者が、第78条の2（光信号中継回線、光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続の手続きに係る違約金）第1項に規定する接続の申込みの撤回を行った場合の違約金	第34条の2（光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み）第2項に規定する回答を当社が行った日から接続の申込みを撤回した日までの間の光信号中継伝送機能に係る料金額に相当する額

第2　光信号端末回線の接続の手続きに係る違約金

区　分		違約金の額
接続申込者が、第78条の2（光信号中継回線、光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続の手続きに係る違約金）第2項に規定する接続の申込みの撤回を行った場合の違約金	（略）	（略）

第3　光信号局内伝送路の接続の手続きに係る違約金

区　分		違約金の額
接続申込者が、第78条の2（光信号中継回線、光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続の手続きに係る違約金）第3項に規定する接続の申込みの撤回を行った場合の違約金	（略）	（略）

様式第24－3（第37条の5第3項関係）

一括申込みに係る回答書

年　月　日

殿

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社

印

年　月　日付け　　号により申し込まれた一括申込みについて、下記のとおり回答いたします。

記

一括申込みに係る回答の内容（提供の可否）	
一括申込みの取扱いに係る手続費	

注1　一括申込みに係る回答の内容が提供できない旨のものである場合は、この回答をもって第10条の3（相互接続点の調査及び設置申込み）第7項又は第34条の2（一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み）第4項に規定する理由の通知を行ったものとします。

2　一括申込みの対象とする各申込みに対する上記以外の回答内容（調査費用を含みます。）については、様式第4又は様式第7－3によるものとします。

別表4　違約金

第1　一般光信号中継回線の接続の手続きに係る違約金

区　分	違約金の額
接続申込者が、第78条の2（一般光信号中継回線、光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続の手続きに係る違約金）第1項に規定する接続の申込みの撤回を行った場合の違約金	第34条の2（一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み）第2項に規定する回答を当社が行った日から接続の申込みを撤回した日までの間の一般光信号中継伝送機能に係る料金額に相当する額

第2　光信号端末回線の接続の手続きに係る違約金

区　分		違約金の額
接続申込者が、第78条の2（一般光信号中継回線、光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続の手続きに係る違約金）第2項に規定する接続の申込みの撤回を行った場合の違約金	（略）	（略）

第3　光信号局内伝送路の接続の手続きに係る違約金

区　分		違約金の額
接続申込者が、第78条の2（一般光信号中継回線、光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続の手続きに係る違約金）第3項に規定する接続の申込みの撤回を行った場合の違約金	（略）	（略）

附　則

（実施時期）

1　この改正規定は、認可を受けた後、速やかに実施します。

（経過措置）

2　この改正規定の実施後は、その実施前から締結している協定において「料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2－5（中継伝送機能）2－5－3（光信号中継伝送機能）2－5－3－1（基本料）」が規定されている場合には、「料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2－5（中継伝送機能）2－5－3（光信号中継伝送機能）2－5－3－1（一般光信号中継伝送機能に係る基本料）」と、「料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2－5（中継伝送機能）2－5－3（光信号中継伝送機能）2－5－3－2（加算料）」が規定されている場合には、「料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2－5（中継伝送機能）2－5－3（光信号中継伝送機能）2－5－3－3（加算料）」と、それぞれ読み替えて適用することとします。

電気通信事業法第33条第２項及び第７項に基づく第１種電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧	新
技術的条件集 第１章　（略） 第２章　形態別技術的条件 第１節　形態１－１　～　第４節の４　形態１－７　（略） 第５節　形態２　～　第 25 節　形態 13　（略） 第 26 節　形態 14　～　第 31 節　形態 19　（略） 技術的条件集別表 １　～　２４．９　（略） ２５．１　～　２５．２　（略） ２５．３　光信号回線接続インタフェース仕様（光信号中継回線用インタフェース） ２６　～　３８　（略）	技術的条件集 第１章　（略） 第２章　形態別技術的条件 第１節　形態１－１　～　第４節の４　形態１－７　（略） 第４節の５　形態１－８ 第16条の11　網構成 第16条の12　インタフェース仕様 第16条の13　その他接続に必要な事項 第５節　形態２　～　第 25 節　形態 13　（略） 第 25 節の２　形態 13－２ 第 109 条の２　網構成 第 109 条の３　インタフェース仕様 第 109 条の４　その他接続に必要な事項 第 26 節　形態 14　～　第 31 節　形態 19　（略） 技術的条件集別表 １　～　２４．９　（略） ２４．１０　ＤＳＬインタフェース仕様（ＦＴＴＲインタフェース） ２５．１　～　２５．２　（略） ２５．３　光信号回線接続インタフェース仕様（一般光信号中継回線接続インタフェース） ２５．４　光信号回線接続インタフェース仕様（特別光信号中継回線接続インタフェース） ２６　～　３８　（略）

第１章　通則

（用語の定義）

第１条　この技術的条件集においては、次表の左欄の用語はそれぞれの右欄の意味で使用します。

用語	意味
（略）	（略）
（89）　光信号中継回線接続	光信号中継回線と直接協定事業者網を本則の標準的な接続箇所に定める中継光主配線盤の他事業者側端子において接続する形態
（略）	（略）
（91）光信号中継回線接続インタフェース	協定事業者が光信号中継回線接続する時に適用するインタフェース種別
（略）	（略）
(106) 中継局イーサネットスイッチ接続インタフェース	協定事業者が中継局イーサネットスイッチと接続する時に適用するインタフェース種別

第１章　通則

（用語の定義）

第１条　この技術的条件集においては、次表の左欄の用語はそれぞれの右欄の意味で使用します。

用語	意味
（略）	（略）
（89）　一般光信号中継回線接続	一般光信号中継回線と直接協定事業者網を本則の標準的な接続箇所に定める一般中継光主配線盤の他事業者側端子において接続する形態
（略）	（略）
（91）　一般光信号中継回線接続インタフェース	協定事業者が一般光信号中継回線接続する時に適用するインタフェース種別
（略）	（略）
（106）中継局イーサネットスイッチ接続インタフェース	協定事業者が中継局イーサネットスイッチと接続する時に適用するインタフェース種別
（107）き線点近傍の電柱等の端子盤接続	下部端末回線と直接協定事業者網を本則の標準的な接続箇所に定める他事業者がき線点近傍の電柱等に設置する端子盤の当社側端子において接続する形態
（108）き線点近傍の電柱等の端子盤接続インタフェース	協定事業者がき線点近傍の電柱等に設置される端子盤において接続する時に適用するインタフェース種別
（109）特別光信号中継回線接続	特別光信号中継回線と直接協定事業者網を本則の標準的な接続箇所に定める特別中継光主配線盤の他事業者側端子において接続する形態
（110）特別光信号中継回線接続インタフェース	協定事業者が特別光信号中継回線と接続する時に適用するインタフェース種別

（標準的な接続箇所と技術的条件）

第２条　（略）

標準的な接続箇所	技術的条件
（略）	（略）
（１）－３　加入者光主配線盤の他事業者側端子	技術的条件集第２章第 24 節に規定するところによります。
（２）端末回線を収容する伝送装置	技術的条件集第２章第５節、第５節の３、第５節の４に規定するところによります。
（略）	（略）
（４）－２　中継光主配線盤の他事業者側端子	技術的条件集第２章第 25 節に規定するところによります。
（５）専用回線ノード装置又は専用回線ノード装置の伝送装置	技術的条件集第２章第 16 節、第 16 節の２、第 19 節、第 20 節に規定するところによります。
（略）	（略）

２　（略）

標準的な接続箇所	技術的条件
（略）	（略）
（１）－３　加入者光主配線盤の他事業者側端子	光信号端末回線の技術的条件は、技術的条件集第２章第 24 節に、光信号端末回線以外の当社の指定電気通信設備との接続に関する技術的条件は、技術的条件集第２章第８節、第 14 節、第 16 節、第 16 節の２、第 18 節、第 18 節の２、第 26 節、第 27 節、第 28 節に規定するところによります。 また、光信号端末回線の技術的条件と光信号端末回線以外の当社の指定電気通信設備との接続に関する技術的条件の具体的な各インタフェース種別を技術的条件集別表 30 に示します。
（４）－２　中継光主配線盤の他事業者側端子	光信号中継回線の技術的条件は、技術的条件集第２章第 25 節に、光信号中継回線以外の当社の指定電気通信設備との接続に関する技術的条件は、技術的条件集第２章第８節、第 14 節、第 16 節、第 16 節の２、第 18 節、第 18 節の２、第 26 節、第 27 節、第 28 節に規定するところによります。 また、光信号中継回線の技術的条件と光信号中継回線以外の当社の指定電気通信設備との接続に関する技術的条件の具体的な各インタフェース種別を技術的条件集別表 30 に示します。

（標準的な接続箇所と技術的条件）

第２条　（略）

標準的な接続箇所	技術的条件
（略）	（略）
（１）－３　加入者光主配線盤の他事業者側端子	技術的条件集第２章第 24 節に規定するところによります。
（１）－４　き線点近傍の電柱等の端子盤	技術的条件集第２章第４節の５に規定するところによります。
（２）端末回線を収容する伝送装置	技術的条件集第２章第５節、第５節の３、第５節の４に規定するところによります。
（略）	（略）
（４）－２　一般中継光主配線盤の他事業者側端子	技術的条件集第２章第 25 節に規定するところによります。
（４）－３　特別中継光主配線盤の他事業者側端子	技術的条件集第２章第 25 節の２に規定するところによります。
（５）専用回線ノード装置又は専用回線ノード装置の伝送装置	技術的条件集第２章第 16 節、第 16 節の２、第 19 節、第 20 節に規定するところによります。
（略）	（略）

２　（略）

標準的な接続箇所	技術的条件
（略）	（略）
（１）－３　加入者光主配線盤の他事業者側端子	光信号端末回線の技術的条件は、技術的条件集第２章第 24 節に、光信号端末回線以外の当社の指定電気通信設備との接続に関する技術的条件は、技術的条件集第２章第８節、第 14 節、第 16 節、第 16 節の２、第 18 節、第 18 節の２、第 25 節の２、第 26 節、第 27 節、第 28 節に規定するところによります。 また、光信号端末回線の技術的条件と光信号端末回線以外の当社の指定電気通信設備との接続に関する技術的条件の具体的な各インタフェース種別を技術的条件集別表 30 に示します。
（４）－２　一般中継光主配線盤の他事業者側端子	一般光信号中継回線の技術的条件は、技術的条件集第２章第 25 節に、一般光信号中継回線以外の当社の指定電気通信設備との接続に関する技術的条件は、技術的条件集第２章第８節、第 14 節、第 16 節、第 16 節の２、第 18 節、第 18 節の２、第 25 節の２、第 26 節、第 27 節、第 28 節に規定するところによります。 また、一般光信号中継回線の技術的条件と一般光信号中継回線以外の当社の指定電気通信設備との接続に関する技術的条件の具体的な各インタフェース種別を技術的条件集別表 30 に示します。

（相互接続呼の接続条件） 第３条　（略）	（相互接続呼の接続条件） 第３条　（略）

	第４節の５　形態１－８ （網構成） 第 16 条の 11　当社の端末回線と直接協定事業者の電気通信設備との接続は、本則の相互接続点の設置場所に定める相互接続点単位に行うものとします。 （インタフェース仕様） 第 16 条の 12　当社網と直接協定事業者網間で使用するインタフェース仕様は、技術的条件集別表 24.10 に示すとおりとします。 （その他接続に必要な事項） 第 16 条の 13　その他接続に必要な事項については第７条（その他接続に必要な事項）の規定を準用します。

第 25 節　形態１３ （網構成） 第 107 条　当社の光信号中継回線と直接協定事業者の電気通信設備との接続は、本則の相互接続点の設置場所に定める相互接続点単位に行うものとします。 （略）	第 25 節　形態１３ （網構成） 第 107 条　当社の一般光信号中継回線と直接協定事業者の電気通信設備との接続は、本則の相互接続点の設置場所に定める相互接続点単位に行うものとします。 （略）

	第 25 節の２　形態１３－２ (網構成) 第 109 条の２　当社の特別光信号中継回線と直接協定事業者の電気通信設備との接続は、本則の相互接続点の設置場所に定める相互接続点単位に行うものとします。 (インタフェース仕様) 第 109 条の３　当社網と直接協定事業者網間で使用するインタフェース仕様は、技術的条件集別表 25.4 に示すとおりとします。 (その他接続に必要な事項) 第 109 条の４　その他接続に必要な事項については、第７条(その他の接続に必要な事項)の規定を準用します。

技術的条件集別表１　相互接続箇所毎の接続番号

1.　直接協定事業者との接続箇所ごとの接続番号
（略）

(1/6)

ｲﾝﾀﾌｪｰｽ種別 ＼ 接続番号	端末回線線端接続ｲﾝﾀﾌｪｰｽ	
	（略）	形態1-7（IP通信網ＩＳＰ接続用ルータ接続インタフェース）
分類１(00XY～) 設置中継系番号	（略）	（略）
分類２(00XY～) 国際系番号		
分類３(0A～J) 端末系番号		
分類４(0A0-CDE～) 携帯・自動車電話系番号		
分類５(0A0-CDE～) 接続型ＰＨＳ系番号		
分類６(0A0-CDE～) 活用型ＰＨＳ系番号		
分類７(0A0-CDE～) 無線呼出し系番号		
分類８(0091～) 非設置中継系番号		
分類９(050C～K) ＩＰ電話番号		

（2/6）～（4/6）　　（略）

技術的条件集別表１　相互接続箇所毎の接続番号

1.　直接協定事業者との接続箇所ごとの接続番号
（略）

(1/6)

ｲﾝﾀﾌｪｰｽ種別 ＼ 接続番号	端末回線線端接続ｲﾝﾀﾌｪｰｽ		
	（略）	形態1-7（IP通信網ＩＳＰ接続用ルータ接続インタフェース）	形態1-8（き線点近傍の電柱等の端子盤接続インタフェース（ＤＳＬ用インタフェース）
分類１(00XY～) 設置中継系番号	（略）	（略）	(分類によらない)
分類２(00XY～) 国際系番号			
分類３(0A～J) 端末系番号			
分類４(0A0-CDE～) 携帯・自動車電話系番号			
分類５(0A0-CDE～) 接続型ＰＨＳ系番号			
分類６(0A0-CDE～) 活用型ＰＨＳ系番号			
分類７(0A0-CDE～) 無線呼出し系番号			
分類８(0091～) 非設置中継系番号			
分類９(050C～K) ＩＰ電話番号			

（2/6）～（4/6）　　（略）

(5/6)

ｲﾝﾀﾌｪｰｽ種別 ＼ 接続番号	(略)	光信号中継回線接続インタフェース	IP 通信網ＩＳＰ接続用ルータ接続インタフェース	収容局ルータ接続インタフェース
	(略)	形態 13	形態 14	形態 15
分類１(00XY～) 設置中継系番号	(略)	(分類によらない)	(略)	(略)
分類２(00XY～) 国際系番号				
分類３(0A～J) 端末系番号				
分類４(0A0-CDE～) 携帯・自動車電話系番号				
分類５(0A0-CDE～) 接続型ＰＨＳ系番号				
分類６(0A0-CDE～) 活用型ＰＨＳ系番号				
分類７(0A0-CDE～) 無線呼出し系番号				
分類８(0091～) 非設置中継系番号				
分類９(050C～K) ＩＰ電話番号				

（6/6）　（略）

2．　サービス番号への接続条件
（略）

(5/6)

ｲﾝﾀﾌｪｰｽ種別 ＼ 接続番号	(略)	一般光信号中継回線接続インタフェース	特別光信号中継回線接続インタフェース	IP 通信網ＩＳＰ接続用ルータ接続インタフェース	収容局ルータ接続インタフェース
	(略)	形態 13	形態 13-2	形態 14	形態 15
分類１(00XY～) 設置中継系番号	(略)	(分類によらない)	(分類によらない)	(略)	(略)
分類２(00XY～) 国際系番号					
分類３(0A～J) 端末系番号					
分類４(0A0-CDE～) 携帯・自動車電話系番号					
分類５(0A0-CDE～) 接続型ＰＨＳ系番号					
分類６(0A0-CDE～) 活用型ＰＨＳ系番号					
分類７(0A0-CDE～) 無線呼出し系番号					
分類８(0091～) 非設置中継系番号					
分類９(050C～K) ＩＰ電話番号					

（6/6）　（略）

2．　サービス番号への接続条件
（略）

技術的条件集別表２４．１０　　ＤＳＬインタフェース仕様（ＦＴＴＲインタフェース）

1　インタフェース条件

1.1　物理的条件

本インタフェースに適用する物理的条件の主要諸元を表 1.1 に示す。

表 1.1　主要諸元

項番	項目	規格
1	ケーブル	平衡対ケーブル
2	コネクタ	当社と直接協定事業者の間で別途協議の上、決定する

技術的条件集別表２５．３　光信号回線接続インタフェース仕様（光信号中継回線用インタフェース） （略）	技術的条件集別表２５．３　光信号回線接続インタフェース仕様（一般光信号中継回線接続インタフェース） （略）

技術的条件集別表２５．４　光信号回線接続インタフェース仕様（特別光信号中継回線接続インタフェース）

【参照規格一覧】

[1] IEEE Std 802.3-2005:Carrier sense multiple access with collision detection (CSMA/CD) access method and physical layer specifications
[2] TTC 標準　JT-G707　第７版（2006.11.27）同期ディジタルハイアラーキのＮＮＩ
[3] TTC 標準　JT-G783　第３版（2001.4.19）　SDH 多重変換装置の警報系・切替系の動作
[4] TTC 標準　JT-G825　第２版（2004.4.20）　SDH 網のジッタ・ワンダ規定
[5] ITU-T 勧告　G.813（08/96）　Timing characteristics of SDH equipment slave clocks（SEC）
[6] ITU-T 勧告　G.958（11/94）　Digital line systems based on the synchronous digital hierarchy for use on optical fibre cables
[7] Telcordia GR-253-CORE issue3 September 2000
[8] JIS C 5973:F04 Type connectors for optical fiber cable
[9] JIS C 6835:Silica glass single-mode optical fiber
[10] JIS C 6832:Silica glass multi-mode optical fiber

１．インタフェース規定点と責任分界点

１．１　インタフェース規定点

本インタフェースのインタフェース規定点は図１－１または図１－２のとおりとする。

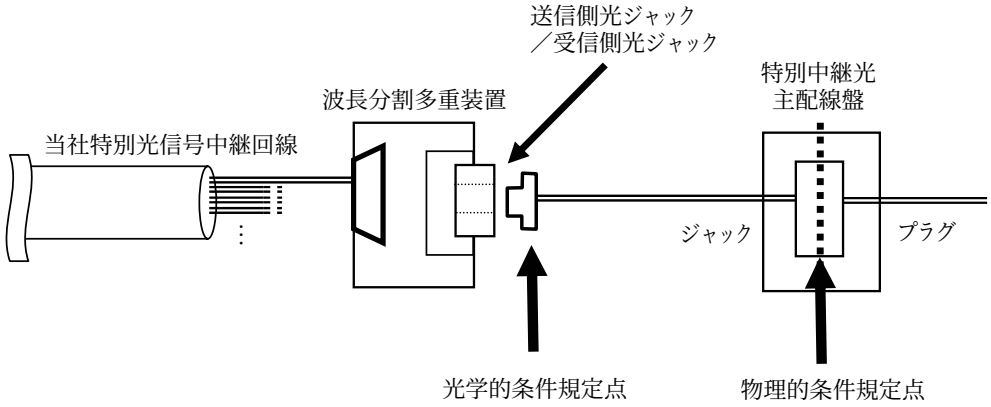

図 1-1　インタフェース規定点（直接協定事業者が当社光信号局内伝送路を利用しない場合）

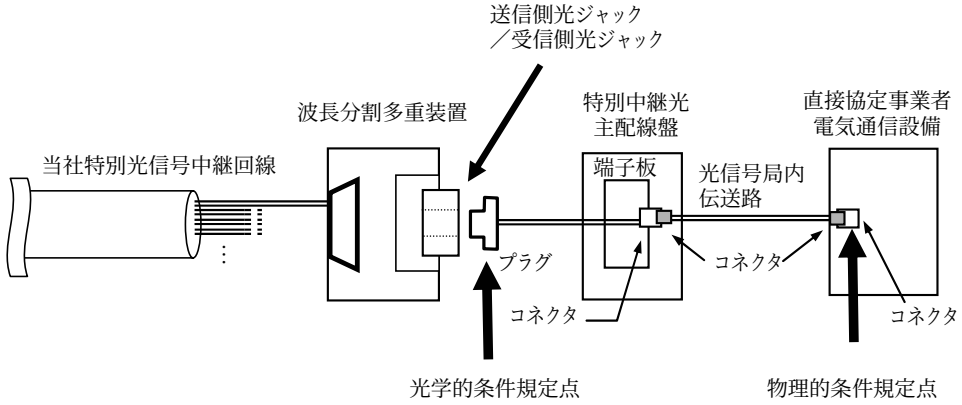

図 1-2　インタフェース規定点（直接協定事業者が当社光信号局内伝送路を利用する場合）

１．２　責任分界点

本規定における責任分界点を図1-3に示す。

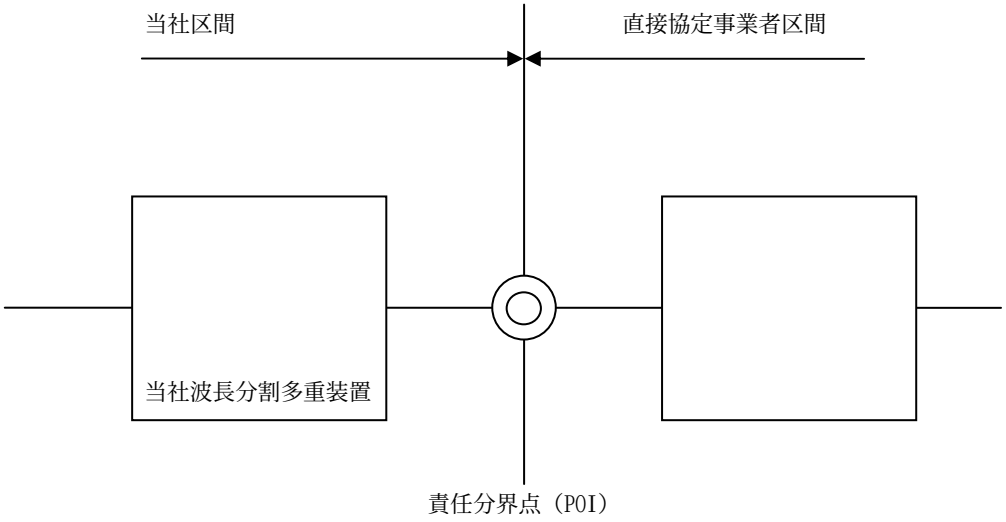

図 1-3　責任分界点

２．インタフェース仕様

接続に使用可能な IF 種別としては、以下の IF 種別をサポートする。各 IF 種別はレイヤ 2 に Ethenrt インタフェース利用するもの、SDH/SONET インタフェースを利用するものとに分類される。サポートする IF 種別を以下に示す。

Ethernetインタフェース　:1000BASE-SX、1000BASE-LX、10GBASE-LR、10GBASE-ER
SDH/SONETインタフェース　：STM-64、OC-192

２．１　Ethernetインタフェース仕様

２．１．１　物理的条件

物理層のインタフェース条件は、IEEE802.3 規格の 10GBASE-LR、10GBASE-ER、

1000BASE-SX、1000BASE-LX に準拠し、各々の転送速度でベースバンド信号の転送を行う。
なお、当社波長分割多重装置は、リンクダウン転送（リンクパススルー）機能を有効とするため、本インタフェースにおける故障発生時に、当該装置、及び当該装置と対向する波長分割多重装置のクライアント側インタフェースにおいて光送出を停止する場合があります。

２．１．１．１　ケーブル

光ケーブルは、10GBASE-LR、10GBASE-ER、1000BASE-LXの場合、JIS C 6835規格のシングルモード光ファイバ（2芯）を使用することとし、1000BASE-SXの場合はJIS C 6832規格のマルチモード光ファイバ（2芯）を使用することとする。

２．１．１．２　コネクタ

光コネクタは、JIS C 5973 規格の SC コネクタを使用する。

２．１．２　光学的条件

２．１．２．１　10Gbit/s インタフェース

10GBASE-LR、及び 10GBASE-ER の光学的条件を表 2-1、及び図 2-1 に示す。詳細仕様は、IEEE802.3 規格の第 52 章を参照のこと。

表 2-1 10GBASE-LR/ER の主な光学的条件

項　目	単位	10GBASE-LR	10GBASE-ER
インタフェース速度	GBd	10.3125	10.3125
信号速度偏差（最大）	ppm	±100	±100
発振中心波長	nm	1260～1355	1530～1565
平均送出レベル	dBm	-8.2～0.5	-4.7～4.0
平均受信レベル	dBm	-12.6～0.5	-14.1～-1.0
消光比（最小）	dB	3.5	3.0
符号化形式		64B / 66B	
送信光パルスマスク		図 2-1 参照	

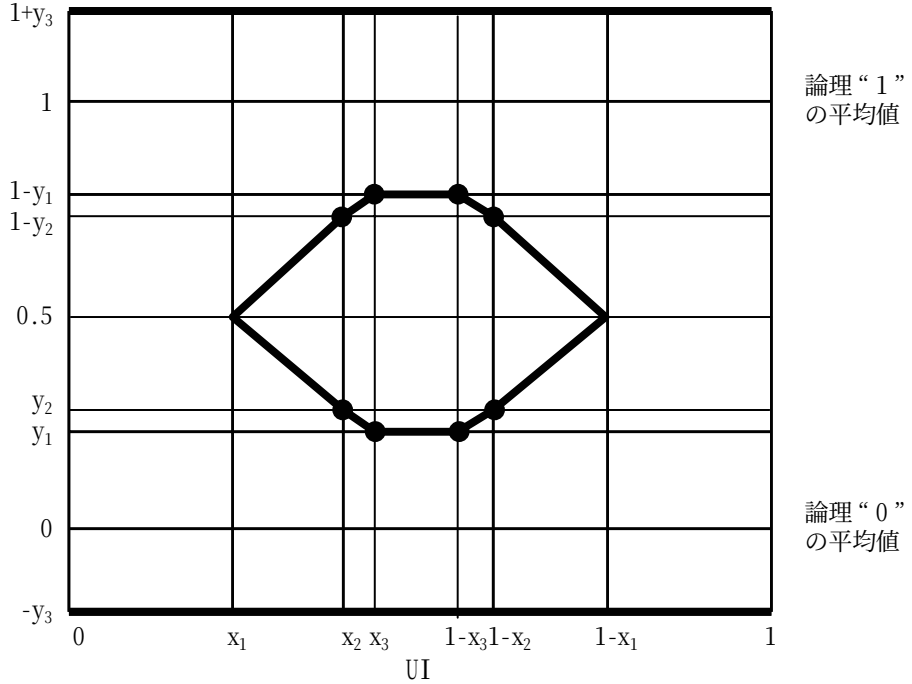

適用範囲：10GBASE-LR/ER
測定条件：f-3dBが伝送ﾋﾞｯﾄﾚｰﾄ×0.75の４次ﾄﾑｿﾝﾌｨﾙﾀ

	GbE
x_1	0.25
x_2	0.40
x_3	0.45
y_1	0.25
y_2	0.28
y_3	0.40

図2-1　光パルスマスク（10GBASE-LR/ER）

２．１．２．２　1Gbit/sインタフェース

1000BASE-SX、及び 1000BASE-LX の光学的条件を表 2-2、及び図 2-2 に示す。
詳細仕様は、IEEE802.3 規格の第 38 章を参照のこと。

表 2-2　1000BASE-SX/LX の光学的条件

項　目	単位	1000BASE-SX	1000BASE-LX
インタフェース速度	GBd	1.25	1.25
信号速度偏差（最大）	ppm	±100	±100
発振中心波長	nm	770 ～ 860	1270 ～ 1355
平均送出レベル	dBm	-9.5～±0	-11.0～-3.0
平均受信レベル	dBm	-17～±0	-19.0～-3.0
消光比（最小）	dB	9.0	9.0
符号化形式		8B / 10B	
送信光パルスマスク		図 2-2 を参照	

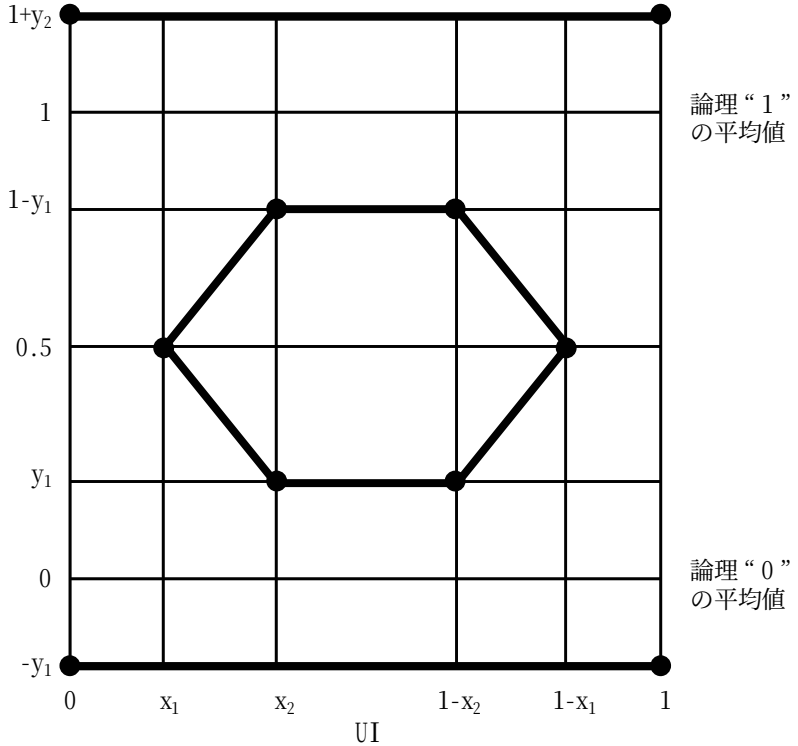

適用範囲：1000BASE-SX/LX
測定条件：f-3dBが伝送ﾋﾞｯﾄﾚｰﾄ×0.75の４次ﾄﾑｿﾝﾌｨﾙﾀ

	GbE
x_1	0.22
x_2	0.375
y_1	0.20
y_2	0.30

図2-2　光パルスマスク（1000BASE-SX/LX）

２．１．３　論理的条件

データリンク層仕様はIEEE 802.3に準拠する。

フレームフォーマットを図2-3に示す。

ﾌﾟﾘｱﾝﾌﾞﾙ (7)	SFD (1)	宛先ｱﾄﾞﾚｽ (6)	送信元ｱﾄﾞﾚｽ (6)	LLCﾃﾞｰﾀのﾌﾚｰﾑ長 (2)	LLCﾃﾞｰﾀ	ﾊﾟﾃﾞｨﾝｸﾞ	FCS (4)
					(46～1500)		

図2-3　フレームフォーマット

２．１．４　その他の詳細仕様

本インタフェースに適用するギガビットEthernetの規格としてのIEEE Std 802.3に規定される機能のうち、Clause37に規定されているAuto-Negotiationについては、原則disable設定とし、Full Duplex固定設定にて直接協定事業者は当社の装置と接続することとする。

その他、実際の相互接続時に使用する機能や設定等の詳細仕様については、当社と直接協定事業者間の協議にて決定の上、別に定めることとする。

２．１．５　接続に係る留意事項

直接協定事業者の電気通信設備と当社の波長分割多重装置間の周波数偏差や当社区間の装置構成により、フレームが廃棄されたり、IFGが12 words未満になる場合があります。

２．２　SDH/SONETインタフェース仕様

２．２．１　物理的条件

２．２．１．１　ケーブル

光ケーブルは、JIS C 6835 SSMA-9.3/125準拠のシングルモード光ファイバを使用する。

２．２．１．２　コネクタ

光コネクタは、JIS C 5973規格のSCコネクタを使用する。

プラグはＢ等級以上（マスタプラグ接続時の挿入損失が0.7dB以下）、接続時の反射減衰量は22dB以上とする。

２．２．２　光学的条件

２．２．２．１　10Gbit/s インタフェース

２．２．２．１．１　STM-64(I-64.1)/OC-192（SR-1）

光パラメータ条件を表 2-3、及び図 2-4 に示す。

２．２．２．１．２　STM-64(I-64.2)/OC-192(SR-2)

光パラメータ条件を表 2-4、及び図 2-4 に示す。

２．２．２．１．３　STM-64(S-64.2b)/OC-192(IR-2)

光パラメータ条件を表 2-5、及び図 2-4 に示す。

表 2-3　STM-64/OC-192 の主な光学的条件（I-64.1/SR-1）

項　目	単位	規　　格
インタフェース速度	Mbit/s	9953.280（STM-64/OC-192）
適用伝送路コード		I-64.1/SR-1
伝送符号		スクランブルド２値、NRZ
発光条件		正論理：論理"1"は発光、論理"0"は非発光
波長範囲	nm	1290～1330
符号誤り率		1×10^{-12}　以下
平均送出レベル	dBm	-6～-1
送信光パルスマスク		図 2-4 参照
消光比	dB	6 以上
最大受光レベル（平均値）	dBm	-1 以上
最小受光レベル（平均値）	dBm	-11 以下
減衰量範囲	dB	0 ～ 4
光源		SLM
最大光路ペナルティ	dB	1 以下

表 2-4　STM-64/OC-192 の主な光学的条件（I-64.2/SR-2）

項目	単位	規　　格
インタフェース速度	Mbit/s	9953.280（STM-64/OC-192）
適用伝送路コード		I-64.2/SR-2
伝送符号		スクランブルド２値、NRZ
発光条件		正論理：論理"1"は発光、論理"0"は非発光

波長範囲	nm	1530～1565
符号誤り率		1×10^{-12}　以下
平均送出レベル	dBm	-5～-1
送信光パルスマスク		図 2-4 参照
消光比	dB	8.2 以上
最大受光レベル（平均値）	dBm	-1 以上
最小受光レベル（平均値）	dBm	-14 以下
減衰量範囲	dB	0 ～ 7
光源		SLM
最大光路ペナルティ	dB	2 以下

表 2-5　STM-64/OC-192 の主な光学的条件（S-64.2b/IR-2）

項目	単位	規　　格
インタフェース速度	Mbit/s	9953.280（STM-64/OC-192）
適用伝送路コード		S-64.2b/IR-2
伝送符号		スクランブルド２値、NRZ
発光条件		正論理：論理"1"は発光、論理"0"は非発光
波長範囲	nm	1530～1565
符号誤り率		1×10^{-12}　以下
平均送出レベル	dBm	-1～2
送信光パルスマスク		図 2-4 参照
消光比	dB	8.2 以上
最大受光レベル（平均値）	dBm	-1 以上
最小受光レベル（平均値）	dBm	-14 以下
減衰量範囲	dB	3 ～ 11
光源		SLM
最大光路ペナルティ	dB	2 以下

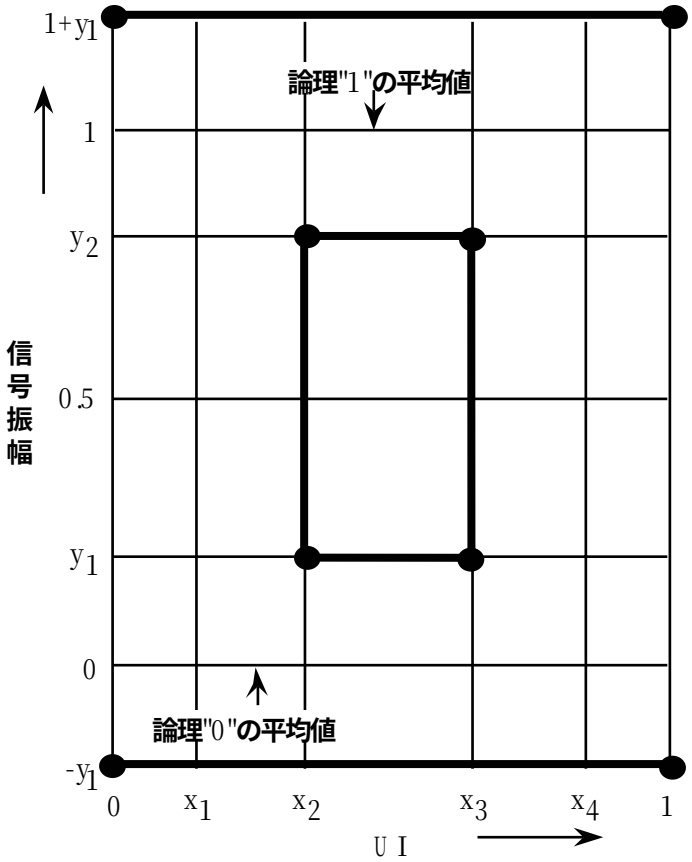

適用範囲：I-64.1/SR-1、I-64.2/SR-2、S-64.2b/IR-2
測定条件：f-3dB が伝送ﾋﾞｯﾄﾚｰﾄ×0.75 の４次ﾄﾑｿﾝﾌｨﾙﾀ

	STM-64/OC-192
x_3-x_2	0.2
y_1/y_2	0.25/0.75

図 2-4　光パルスマスク（STM-64/OC-192）

２．２．３　ジッタ耐力

STM-64 のジッタ耐力は JT-G825 に準拠し、OC-192 のジッタ耐力は Telcordia GR-253-CORE issue3 に準拠する。

２．２．４　論理的条件

２．２．４．１　STM-64 信号

本インタフェースに適用される多重化構造は TTC 標準 JT-G707 に準拠する。

２．２．４．１．１　フレームフォーマット

STM-64 信号のフレームフォーマットを図 2-5 に示す。

２．２．４．１．２　オーバヘッドバイトの定義

本インタフェースに使用するセクションオーバヘッドバイトの定義を表 2-5 に示す。

２．２．４．１．３　フレーム同期方式

STM-64 信号のフレーム同期方式を表 2-6 に示す。

２．２．４．１．４　Ｓ１バイト処理条件

Ｓ１バイト（同期状態メッセージ）の送受信条件を表 2-7，2-8 に示す。

172804ﾊﾞｲﾄ

192ﾊﾞｲﾄ				192ﾊﾞｲﾄ						64ﾊﾞｲﾄ				128ﾊﾞｲﾄ			16704ﾊﾞｲﾄ
A1	A1	…	A1	A2	A2	…	…	…	A2	J0	Z0	Z0	Z0	+	…	+	STM-64 ﾍﾟｲﾛｰﾄﾞ
B1				E1						F1							
D1				D2						D3							
H1	H1	…	H1	H2	H2	…	…	…	H2	H3	H3	…	…	…	…	H3	
B2	B2	…	B2	K1						K2							
D4				D5						D6							
D7				D8						D9							
D10				D11						D12							
S1						M1				E2							

□ ＝未使用ﾊﾞｲﾄ (ALL"1")

+ ＝"10101010"

… ＝同左

図 2-5　STM- 64 信号のフレームフォーマット

表 2-6　セクションオーバヘッドバイトの定義

記号		用途	内容
セクション管理情報(SOH)	A1, A2	フレーム同期	A1：“ 11110110 ”,　A2：“ 00101000 ”
	J0	中継セクショントレース（未使用）	送信：“ 00000001 ”（図 2-6 参照） 受信：無視
	Z0	予備（未使用）	送信：STM 識別子（図 2-6 参照） 受信：無視
	B1	中継セクションの誤り監視	前フレームの全ビットの BIP-8 演算結果 TTC 標準 JT-G707 準拠
	E1	中継セクションのオーダワイヤ	64kbit/s PCM の音声信号、または未使用 （送信：“ 11111111 ”、受信：無視）
	F1	中継セクションの故障特定	故障検出中間中継器番号と検出警報 TTC 標準 JT-G783 付属資料Ａに準拠
	D1～D3	中継セクションのデータ通信	192kbit/s のデータ信号、または未使用 （送信：“ 11111111 ”、受信：無視）
	B2	端局セクションの誤り監視（BIP-24N）	前フレームの第一行から 3 行の SOH を除く全ビットの BIP-24N 演算結果 TTC 標準 JT-G707 準拠
	K1,K2(b1-b5)	端局セクション切替系の制御	切替動作は TTC 標準 JT-G783　６章　予備切替（1+1）のプロトコル、コマンド、操作　に準拠
	K2 (b6-b8)	端局セクション状態の転送	正常：“ 000 ”、RDI：“ 110 ”、AIS：“ 111 ” TTC 標準 JT-G783 準拠

	D4-D12	端局セクションのデータ通信	576kbit/s のデータ信号、または未使用 （送信：“11111111”、受信：無視）
	S1	同期状態メッセージ	未使用時 送信：“11111111”（1バイト目の S1 は、“11110001”及び“11110010”を送信する場合がある） 受信：無視（“11111111”以外を受信した場合は当社側で警報を発出する場合がある） ・同期状態メッセージとして使用する場合は、表2-8、2-9 に示す
	M1	端局セクションの対局誤り表示（MS-REI）	対局の B2 演算結果の表示 TTC 標準 JT-G707 準拠
	E2	端局セクションのオーダワイヤ	64kbit/s PCM の音声信号、または未使用 （送信：“11111111”、受信：無視）
AU ポインタ	H1，H2	VC-4 先頭位相指示 正負スタッフ指示	VC-4 先頭位置，スタッフ制御等 TTC 標準 JT-G707／JT-G783 準拠
	H3	負スタッフ用バイト	負スタッフ時、ペイロード収容 TTC 標準 JT-G707 準拠

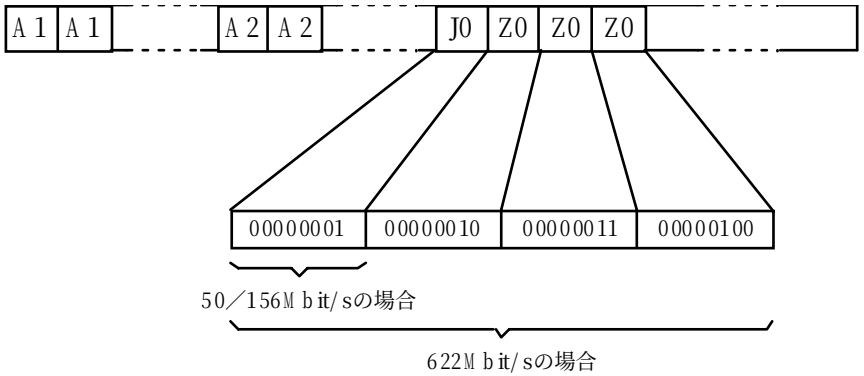

図 2-6　STM 識別子の定義

表2-7　フレーム同期方式

フレーム同期 パターン	パターン探索法 パターン照合法	フレーム同期保護 （注1,2）
A1=(11110110) A2=(00101000)	・1ﾋﾞｯﾄ即時シフト方式（注3） ・A1,A2ﾊﾞｲﾄの32ﾋﾞｯﾄ同時照合方式	・リセット方式 ・前方保護：5段 ・後方保護：2段

注１．前方５段とは、フレーム同期状態においてフレーム同期パターン照合結果、５回連続不一致を検出したとき、フレーム同期復帰過程に移ることをいう。

注２．後方２段とは、フレーム同期復帰過程においてフレーム同期パターン照合結果、２回連続一致を検出したとき、フレーム同期状態に移ることをいう。

注３．１ビット即時シフト方式と同等なフレーム同期復帰特性を有するフレーム同期方式でもよい。

表 2-8　同期状態メッセージの送信条件

S1 バイト (b5-b8)	SDH 同期品質レベル
0000	品質不明（既存の同期網）
1011	SDH 装置同期出力（SEC）（但し、入力リファレンスにロックしている場合はのぞく）

（注１）　S1 バイト（b1-b4）は未使用（送信：　S1（'b1,b2,b3,b4'）= '1111'）

表 2-9　同期状態メッセージの受信条件

S1 バイト (b5-b8)	SDH 同期品質レベル
0000	品質不明（既存の同期網）
1011	SDH 装置同期出力（SEC）（但し、入力リファレンスにロックしている場合はのぞく）

（注１）　S1 バイト（b1-b4）については、未使用（受信：無視）とする。

２．２．４．１．５　警報インタフェース条件

２．２．４．１．５．１　警報発出解除条件

本インタフェースにおける警報発出解除条件を表 2-9 に示す。

２．２．４．１．５．２　警報転送

本インタフェースにおける警報転送機能を図 2-7 に示す。

２．２．４．１．６　ポインタ処理条件

本インタフェースにおけるポインタ処理条件は TTC 標準 JT-G707/JT-G783 に準拠する。

表 2-10　警報検出解除条件（１／３）

レイヤ	警報項目	送出方法	送出解除条件	警報検出条件	警報解除条件
物理セクション	LOS	-------	-----	光入力断	光入力回復
	TF	------	-----	光出力断	光出力回復
中継器セクション	OOF	------	-----	フレーム同期はずれ前方保護４-５段	フレーム同期復帰後方保護２段
	LOF	------	-----	OOF の 0～3m 秒継続	OOF 解除状態の 0～3m 秒継続
	RS-BIP Error	------	-----	デスクランブル前の STM-N の全ビットに対する BIP-8 演算結果とデスクランブル後の次フレームの B1 との不一致	１フレーム毎に解除
	SD(B1)	------	-----	B1 により検出した誤り率が、１０の-5 乗以上で発出	B1 により検出した誤り率が、１０の-6 乗以下で解除
	MS-AIS	LOS、LOF を検出後、スクランブル前の STM-N（RSOH を除く）に All "1" を送出	LOS、LOF を解除後に解除	-----	-----

表 2-10　警報検出解除条件（２／３）

レイヤ	警報項目	送出方法	送出解除条件	警報検出条件	警報解除条件
端局セクション	MS-AIS	-------	-----	デスクランブル後の K2 の b6-b8＝"111"を 3～5 回連続受信	デスクランブル後の K2 の b6-b8≠"111"を 3～5 回連続受信
	MS-BIP Error	-------	-----	デスクランブル後の STM-N の全ビット（SOH の第 1-3 を除く）に対する BIP-24×N 演算結果とデスクランブル後の次フレームの B2×3N との不一致	１フレーム毎に解除
	SD(B2)	-------	-----	B2 により検出した誤り率が、１０の-5 乗以上で発出	B2 により検出した誤り率が、１０の-6 乗以下で解除
	MS-RDI	MS-AIS 検出時にスクランブル前の STM-N の K2 の b6-b8＝"110"を送出 SD(B2)検出時は送出しない	MS-AIS 回復時に送出解除	デスクランブル後の K2 バイトの bit 6-8＝"110"を 3～10 フレーム連続受信	デスクランブル後の K2 バイトの bit 6-8≠"110"を 3～10 フレーム連続受信
	MS-REI	B2 不一致時、M1 に B2 の演算結果を送出。	１フレーム毎に解除。	M1 を検出	１フレーム毎に解除
	AU-AIS	MS-AIS を検出後にスクランブル前の全 AU の全ビット All "1"を送出（AU ポインタを含む）	MS-AIS 回復時に送出解除	-----	-----
	AU-LOP	-------	-------	TTC 標準 JT-G783 参照	TTC 標準 JT-G783 参照

表 2-10　警報検出解除条件（３／３）

レイヤ	警報項目	送出方法	送出解除条件	警報検出条件	警報解除条件
	AU-AIS	AU-LOP 検出時に AU の全ビット All"1" を送出（AU ポインタを含む、SOH は正常）	AU-LOP 回復時に送出解除	TTC 標準 JT-G783 参照	TTC 標準 JT-G783 参照
	TU-AIS	AU-LOP 、AU-AIS 検出時に TU の全ビット All"1" を送出（TU ポインタを含む、SOH は正常）	AU-LOP、AU-AIS 回復時に送出解除	-----	-----

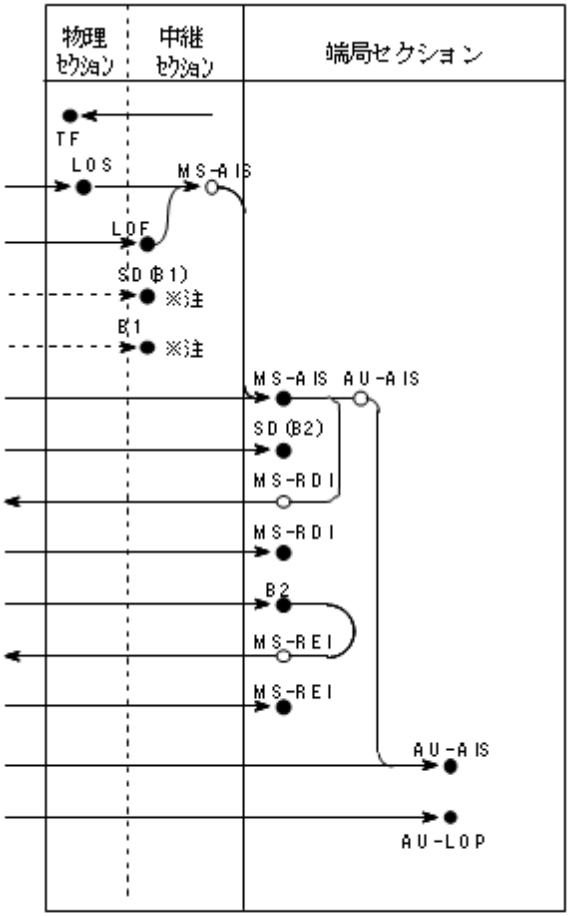

●：検出　　○：生成

※注，B1とSD (B1)の検出はオプション

図 2-7　警報転送機能

２．２．１．５．２　OC-192 信号

本インタフェースに適用される論理的条件は、Telecodia GR-253-CORE に準拠する。

フレームフォーマットを図 2-8 に示す。

172804ﾊﾞｲﾄ

192ﾊﾞｲﾄ				192ﾊﾞｲﾄ						64ﾊﾞｲﾄ			128ﾊﾞｲﾄ			16704ﾊﾞｲﾄ
A1	A1	…	A1	A2	A2	…	…	…	A2	J0	Z0	…	Z0	＊	…	＊	ﾍﾟｲﾛｰﾄﾞ
B1				E1						F1							
D1				D2						D3							
H1	H1＊	…	H1＊	H2＊	H2	…	…	…	H2＊	H3	H3	…	…	…	…	H3	
B2	B2	…	B2	K1						K2							
D4				D5						D6							
D7				D8						D9							
D10				D11						D12							
S1	Z1	…	Z1	Z2	Z2	M1	Z2	…	Z2	E2							

□ ＝未使用ﾊﾞｲﾄ(ALL”0”)

＊ ＝同符号が連続しないこと

… ＝同左

STS-3c/12c/48cﾎﾟｲﾝﾀの場合、それぞれ最初のﾎﾟｲﾝﾀ以外の残りのﾎﾟｲﾝﾀについてのビット割付を以下に示す

H1＊＝ 1001xx11　x:未定義ﾋﾞｯﾄ

H2＊＝ 11111111

図2-8　OC-192信号のフレームフォーマット

技術的条件集別表３０　光回線設備の技術的条件と光回線設備以外の指定電気通信設備の技術的条件の関係

（略）
１.インタフェース規定点
（略）
２．各インタフェース規定点にて適用するインタフェース種別
（略）

規定点	適用するインタフェース種別
A	・形態１－６、形態１２又は形態１３を適用する。
B	・形態３－３、形態４－６、形態５、形態５－２、形態６－２、形態６－３、形態１４、形態１５、形態１６のそれぞれを適用する。 　なお、各形態において適用可能なインタフェースは、物理的条件として光ファイバを適用しており、かつ、接続に使用する当社の光回線設備と同等の条件（JIS　C　6835 に準拠した光ファイバ）を持つインタフェースとする。

表１　各インタフェース規定点にて適用するインタフェース種別

（略）

技術的条件集別表３０　光回線設備の技術的条件と光回線設備以外の指定電気通信設備の技術的条件の関係

（略）
１.インタフェース規定点
（略）
２．各インタフェース規定点にて適用するインタフェース種別
（略）

規定点	適用するインタフェース種別
A	・形態１－６、形態１２又は形態１３を適用する。
B	・形態３－３、形態４－６、形態５、形態５－２、形態６－２、形態６－３、形態１３－２、形態１４、形態１５、形態１６のそれぞれを適用する。 　なお、各形態において適用可能なインタフェースは、物理的条件として光ファイバを適用しており、かつ、接続に使用する当社の光回線設備と同等の条件（JIS　C　6835 に準拠した光ファイバ）を持つインタフェースとする。

表１　各インタフェース規定点にて適用するインタフェース種別

（略）

網使用料算定根拠

端末回線伝送機能
公衆電話機能
回線管理機能

＜東日本＞

目　　次

Ⅰ.算定手順 …… 2

Ⅱ.原価の算定及び料金の設定 …… 3

1.　端末回線伝送機能 …… 3

2.　公衆電話機能 …… 8

3.　回線管理機能 …… 12

Ⅲ.投資等比率及び貯蔵品比率の算定 …… 13

Ⅳ.接続料収納までの平均的な日数の算定 …… 14

Ⅴ.資本構成比率の算定 …… 15

Ⅵ.他人資本利子率の算定 …… 16

Ⅶ.自己資本利益率の算定 …… 17

Ⅷ.利益対応税率の算定 …… 18

Ⅸ.料金設定に使用したトラヒック …… 19

Ⅹ.料金設定に使用した回線数 …… 20

ⅩⅠ.料金設定に使用した保守換算係数 …… 23

ⅩⅡ.料金設定に使用した貸倒率 …… 24

（別紙）

1.加入者回線・主配線盤の費用明細表 …… 25
2.加入者回線・主配線盤の固定資産明細表 …… 26
3.メタル設備のみを用いる加入者回線の費用明細表 …… 27
4.メタル設備のみを用いる加入者回線の固定資産明細表 …… 28
5.料金算定に使用した単金等 …… 29

（参考）

1.設備区分別の費用明細表 …… 31
2.設備区分別固定資産明細表 …… 32
3.設備区分別の費用明細表（端末系伝送路の内訳） …… 34
4.設備区分別固定資産明細表（端末系伝送路の内訳） …… 35
5.接続会計報告書の設備区分と網使用料算定根拠における明細表の設備区分の対応 …… 36

Ⅰ．算定手順

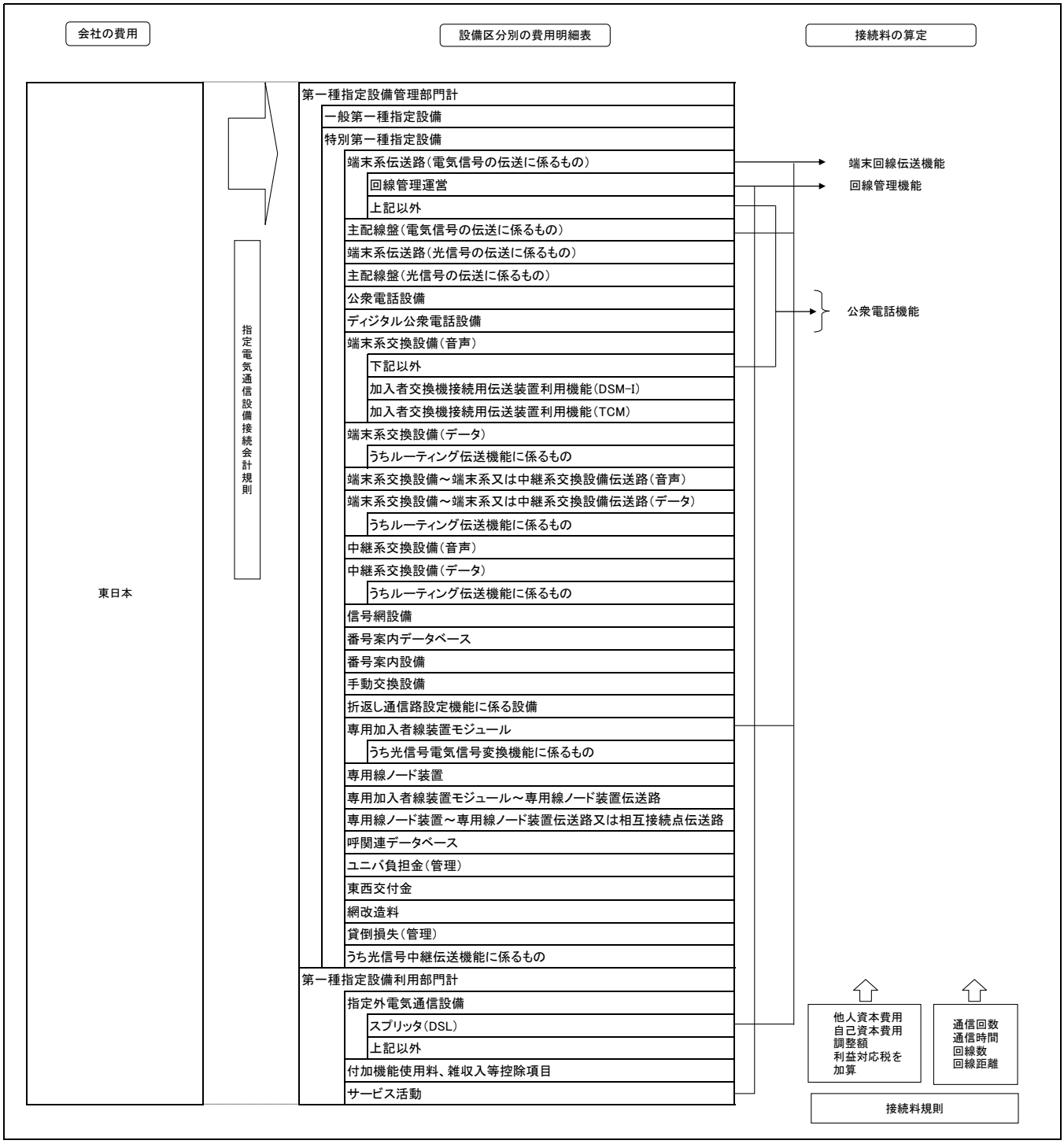
会社の費用
設備区分別の費用明細表
接続料の算定
東日本
指定電気通信設備接続会計規則
第一種指定設備管理部門計
一般第一種指定設備
特別第一種指定設備
端末系伝送路（電気信号の伝送に係るもの）
回線管理運営
上記以外
主配線盤（電気信号の伝送に係るもの）
端末系伝送路（光信号の伝送に係るもの）
主配線盤（光信号の伝送に係るもの）
公衆電話設備
ディジタル公衆電話設備
端末系交換設備（音声）
下記以外
加入者交換機接続用伝送装置利用機能（DSM-I）
加入者交換機接続用伝送装置利用機能（TCM）
端末系交換設備（データ）
うちルーティング伝送機能に係るもの
端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（音声）
端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（データ）
うちルーティング伝送機能に係るもの
中継系交換設備（音声）
中継系交換設備（データ）
うちルーティング伝送機能に係るもの
信号網設備
番号案内データベース
番号案内設備
手動交換設備
折返し通信路設定機能に係る設備
専用加入者線装置モジュール
うち光信号電気信号変換機能に係るもの
専用線ノード装置
専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路
専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路
呼関連データベース
ユニバ負担金（管理）
東西交付金
網改造料
貸倒損失（管理）
うち光信号中継伝送機能に係るもの
第一種指定設備利用部門計
指定外電気通信設備
スプリッタ（DSL）
上記以外
付加機能使用料、雑収入等控除項目
サービス活動
端末回線伝送機能
回線管理機能
公衆電話機能
他人資本費用
自己資本費用
調整額
利益対応税を加算
通信回数
通信時間
回線数
回線距離
接続料規則

Ⅱ．原価の算定及び料金の設定

1. 端末回線伝送機能

（1）原価の算定

A. 設備区分別の費用

（単位：百万円）

区分	端末系伝送路（電気信号の伝送に係るもの）						備考
		メタル加入者回線					
			（再掲）メタル設備のみを用いる加入者回線	（再掲）試験受付	（再掲）上部区間	（再掲）下部区間における特別帯域透過端末回線に係るもの	
①指定設備管理運営費	365,557	327,005	314,267	11,314	110,369	0.308	別紙1．加入者回線・主配線盤の費用明細表および別紙3．メタル設備のみを用いる加入者回線の費用明細表より（全体は参考3より）
②他人資本費用	4,478	4,283	4,027	10	2,638	0.002	⑩ﾚｰﾄﾍﾞｰｽ×他人資本比率×他人資本利子率
③自己資本費用	28,501	27,263	25,634	64	16,792	0.013	⑩ﾚｰﾄﾍﾞｰｽ×自己資本比率×自己資本利益率
④利益対応税	19,166	18,334	17,238	43	11,292	0.009	（③自己資本費用＋（⑪有利子負債以外の負債の額×利子相当率））×利益対応税率
⑤合計	417,702	376,885	361,166	11,431	141,091	0.332	①＋②＋③＋④
⑥正味固定資産	877,453	841,890	790,733	654	528,457	0.396	別紙2．加入者回線・主配線盤の固定資産明細表および別紙4．メタル設備のみを用いる加入者回線の固定資産明細表より（全体は参考4より）
⑦投資等	3,071	2,947	2,768	2	1,850	0.001	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	8,336	7,998	7,512	6	5,020	0.004	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	31,082	27,139	26,388	1,402	6,677	0.030	（①設備管理運営費－（⑫租税公課＋⑬減価償却費＋⑭固定資産除却損））×45.625日÷365日
⑩レートベース	919,942	879,974	827,401	2,064	542,004	0.431	⑥＋⑦＋⑧＋⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	51,616	49,374	46,424	116	30,411	0.024	⑩ﾚｰﾄﾍﾞｰｽ×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	30,410	30,026	28,705	24	19,184	0.014	
⑬減価償却費	83,466	77,038	71,843	69	36,902	0.053	別紙1．加入者回線・主配線盤の費用明細表および別紙3．メタル設備のみを用いる加入者回線の費用明細表より（全体は参考3より）
⑭固定資産除却損	3,026	2,826	2,612	9	868	0.003	

区分	端末系伝送路（電気信号の伝送に係るもの）						備考
	OCU			その他			
		光	メタル		（再掲）局外スプリッタ（局外8分岐）	（再掲）加入者収容装置（ATMデータ伝送）	
①指定設備管理運営費	4,158	868	3,291	2,031	1,452	569	別紙1．加入者回線・主配線盤の費用明細表より（全体は参考3より）
②他人資本費用	61	12	49	43	39	4	⑩ﾚｰﾄﾍﾞｰｽ×他人資本比率×他人資本利子率
③自己資本費用	389	78	311	272	245	25	⑩ﾚｰﾄﾍﾞｰｽ×自己資本比率×自己資本利益率
④利益対応税	262	52	209	183	165	17	（③自己資本費用＋（⑪有利子負債以外の負債の額×利子相当率））×利益対応税率
⑤合計	4,870	1,010	3,860	2,529	1,901	615	①＋②＋③＋④
⑥正味固定資産	12,190	2,450	9,741	8,551	7,767	737	別紙2．加入者回線・主配線盤の固定資産明細表より（全体は参考4より）
⑦投資等	43	9	34	30	27	3	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	116	23	93	81	74	7	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	219	45	175	105	49	55	（①設備管理運営費－（⑫租税公課＋⑬減価償却費＋⑭固定資産除却損））×45.625日÷365日
⑩レートベース	12,568	2,527	10,043	8,767	7,917	802	⑥＋⑦＋⑧＋⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	705	142	563	492	444	45	⑩ﾚｰﾄﾍﾞｰｽ×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	121	23	99	109	98	10	
⑬減価償却費	2,173	466	1,707	1,047	928	114	別紙1．加入者回線・主配線盤の費用明細表より（全体は参考3より）
⑭固定資産除却損	112	23	89	35	33	2	

区分	端末系伝送路（電気信号の伝送に係るもの）									備考
	回線管理運営									
		電話等・ラインシェアリング・ドライカッパ・光ファイバ								
		DB管理および料金計算							料金請求	
			電話等		相互接続回線			その他		
				（再掲）PHS基地局回線	ラインシェアリング	帯域透過端末回線	光ファイバ			
①指定設備管理運営費	32,362	31,330	16,431	188	1,391	1,808	413	11,287	2	参考1．設備区分別の費用明細表より
②他人資本費用	91	89	26	0	3	4	2	55	0	⑩ﾚｰﾄﾍﾞｰｽ×他人資本比率×他人資本利子率
③自己資本費用	577	568	163	2	21	24	11	348	0	⑩ﾚｰﾄﾍﾞｰｽ×自己資本比率×自己資本利益率
④利益対応税	388	382	110	1	14	16	7	234	0	（③自己資本費用＋（⑪有利子負債以外の負債の額×利子相当率））×利益対応税率
⑤合計	33,418	32,369	16,730	191	1,429	1,852	433	11,924	2	①＋②＋③＋④
⑥正味固定資産	14,822	14,649	3,198	38	522	564	314	10,051	1	参考2．設備区分別固定資産明細表より
⑦投資等	52	51	11	0	2	2	1	35	0	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	141	139	30	0	5	5	3	95	0	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	3,619	3,493	2,007	23	163	215	42	1,067	0	（①設備管理運営費－（⑫租税公課＋⑬減価償却費＋⑭固定資産除却損））×45.625日÷365日
⑩レートベース	18,634	18,332	5,246	61	692	786	360	11,248	1	⑥＋⑦＋⑧＋⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	1,046	1,029	294	3	39	44	20	631	0	⑩ﾚｰﾄﾍﾞｰｽ×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	153	148	80	1	7	9	4	49	0	
⑬減価償却費	3,208	3,188	285	3	82	80	74	2,668	0	参考1．設備区分別の費用明細表より
⑭固定資産除却損	53	52	13	0	2	2	2	33	0	

区分	端末系伝送路（電気信号の伝送に係るもの）				主配線盤（電気信号の伝送に係るもの）		指定設備利用部門	備考
	回線管理運営							
	ATMデータ伝送			その他		（再掲）メタル設備のみを用いる加入者回線に係る主配線盤	スプリッタ（DSL）	
		端末回線伝送機能	データ伝送機能					
①指定設備管理運営費	197	78	119	834	9,959	9,539	993	参考1．設備区分別の費用明細表より
②他人資本費用	0	0	0	1	192	183	10	⑩ﾚｰﾄﾍﾞｰｽ×他人資本比率×他人資本利子率
③自己資本費用	2	1	1	7	1,223	1,165	67	⑩ﾚｰﾄﾍﾞｰｽ×自己資本比率×自己資本利益率
④利益対応税	1	1	1	5	822	783	45	（③自己資本費用＋（⑪有利子負債以外の負債の額×利子相当率））×利益対応税率
⑤合計	200	80	121	847	12,196	11,670	1,115	①＋②＋③＋④
⑥正味固定資産	41	16	25	132	38,218	36,383	2,064	参考2．設備区分別固定資産明細表より
⑦投資等	0	0	0	0	134	127	7	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	0	0	0	1	363	346	20	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	24	10	15	102	776	758	59	（①設備管理運営費－（⑫租税公課＋⑬減価償却費＋⑭固定資産除却損））×45.625日÷365日
⑩レートベース	65	26	40	235	39,491	37,614	2,150	⑥＋⑦＋⑧＋⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	4	1	2	13	2,216	2,110	121	⑩ﾚｰﾄﾍﾞｰｽ×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	1	0	1	4	594	568	27	
⑬減価償却費	4	2	2	16	3,034	2,787	492	参考1．設備区分別の費用明細表より
⑭固定資産除却損	0	0	0	1	123	119	6	

B. 加入者回線

a. 特別帯域透過端末回線

（a）前々算定期間における下部区間に係る費用

区分		金額等	備考
①前々算定期間における下部区間に係る費用（百万円）		0.331	アーイ
	ア. 特別帯域透過端末回線伝送機能	0.332	（1）のAの⑤下部区間における特別帯域透過端末回線に係るもの
	イ. DSL回線故障対応機能コスト	0.001	DSL回線故障対応機能1回線あたりコスト(別紙5のB. の③)×対象回線数（Xの1の(64)）×12ヶ月×（1）のAの⑤下部区間における特別帯域透過端末回線に係るもの÷（1）のAの⑤メタル設備のみを用いる加入者回線
②回線数（回線）		36	Xの1の(122)特別帯域透過端末回線数
③1回線あたり費用（円/回線・月））		766	①÷②÷12ヶ月

（b）下部区間の故障対応に係る一時的利用に必要な費用

区分		金額等	備考
①前々算定期間における上部区間に係る費用（百万円）		140,753	アーイ
	ア. 上部区間	141,091	（1）のAの⑤上部区間
	イ. DSL回線故障対応機能コスト	338	DSL回線故障対応機能1回線あたりコスト(別紙5のB. の③)×対象回線数（Xの1の(64)）×12ヶ月×（1）のAの⑤上部区間÷（1）のAの⑤メタル設備のみを用いる加入者回線
②故障受付発生割合		7.74%	H20年度実績（特別調査値）
③故障受付発生回線相当分費用（百万円）		10,894	①×②
④上部区間のうち下部区間の故障対応に係る一時的利用に必要な費用（百万円）		0.016	③×（特別帯域透過端末回線数（（a）の②）÷メタル設備のみを用いる加入者回線数（b. の（c）の①））
⑤1回線あたり費用（円/回線・月））		37	④÷（a）の②÷12ヶ月
⑥メタル設備のみを用いる加入者回線に係る主配線盤費用（百万円）		5,835	（1）のAの⑤メタル設備のみを用いる加入者回線に係る主配線盤÷2
⑦故障受付発生回線相当分費用（百万円）		452	⑥×②
⑧主配線盤のうち下部区間の故障対応に係る一時的利用に必要な費用（百万円）		0.0006	⑦×（特別帯域透過端末回線数（（a）の②）÷メタル設備のみを用いる加入者回線に係る主配線盤数（Xの1の(42)））
⑨1回線あたり費用（円/回線・月））		1	⑧÷（a）の②÷12ヶ月

（c）原価

区分	金額等	備考
①前々算定期間における下部区間に係る費用（百万円）	0.331	(a)の①
②上部区間のうち下部区間の故障対応に係る一時的利用に必要な費用（百万円）	0.016	(b)の④
③主配線盤のうち下部区間の故障対応に係る一時的利用に必要な費用（百万円）	0.0006	(b)の⑧
④合計（百万円）	0.3476	①＋②＋③
⑤回線数（回線）	36	(a)の②
⑥1回線あたりコスト（円/回線・月））	805	④÷⑤÷12ヶ月

b. メタル設備のみを用いる加入者回線

（a）前々算定期間における費用

区分		金額等	備考
①前々算定期間における費用（百万円）		360,301	アーイーウ
	ア. メタル設備のみを用いる加入者回線	361,166	（1）のAの⑤メタル設備のみを用いる加入者回線
	イ. DSL回線故障対応機能コスト	865	DSL回線故障対応機能1回線あたりコスト(別紙5のB. の③)×対象回線数（Xの1の(64)）×12ヶ月
	ウ. 特別帯域透過端末回線コスト	0.347	1回線あたり費用（（a. の（a）の③）＋（a. の（b）の⑤））×対象回線数（a. の（a）の②）×12ヶ月
②回線数（回線）		23,838,055	Xの1の(20)－特別帯域透過端末回線数（a. の（a）の②）
③1回線あたり費用（円/回線（2線式（タイプ1−1）・月））		1,260	①÷②÷12ヶ月

（b）前々算定期間における調整額

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額（百万円）	0	平成20年度接続料金において加算した調整額

（c）前々算定期間における接続料に係る収入

区分	金額等	備考
①前々算定期間における需要（回線）	23,838,091	Xの1の（20）
②前々算定期間における接続料金（円／回線・月）	1,184	平成20年度適用網使用料算定根拠の1の（2）のBの①のcに平成20年度網使用料算定根拠における貸倒率を乗じたものを加えたもの
③前々算定期間における接続料に係る収入（百万円）	338,692	①×②×12ヶ月

（d）調整額

区分	金額等	備考
①調整額（百万円）	22,441	((a)の①+(b)の①)×（1＋XⅡ. 料金設定に使用した貸倒率）−(c)の③

（e）原価

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用（百万円）	360,301	(a)の①
②調整額（百万円）	22,441	(d)の①
③合計（百万円）	382,742	①+②
④1回線あたりコスト（円/回線（2線式（タイプ1−1）・月））	1,338	③÷(a)の②÷12ヶ月

c. 上記以外のメタル加入者回線

（a）前々算定期間における費用

区分		金額等	備考
①前々算定期間における費用（百万円）		323,000	アーイーウーエーオ
	ア. 加入者回線	376,885	（1）のAの⑤メタル加入者回線
	イ. 一般帯域透過端末回線コスト	48,018	メタル設備のみを用いる加入者回線の1回線あたり費用（b. の(a)の③）×対象回線数（帯域透過端末回線数（Xの1の（22））−特別帯域透過端末回線数（a. の（a）の②））×12ヶ月
	ウ. DSL回線故障対応機能コスト	865	DSL回線故障対応機能1回線あたりコスト(別紙5のB. の③)×対象回線数（Xの1の(64)）×12ヶ月
	エ. 加算料相当コスト	5,002	加算料相当費用(別紙5のA. の⑨)
	オ. 特別帯域透過端末回線コスト	0.347	1回線あたり費用（（a. の（a）の③）＋（a. の（b）の⑤））×対象回線数（a. の（a）の②）×12ヶ月
②回線数（回線）		22,670,294	Xの1の(23)
③1回線あたり費用（円/回線（2線式（タイプ1−1）・月））		1,187	①÷②÷12ヶ月

（b）前々算定期間における調整額

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額（百万円）	0	平成20年度接続料金において加算した調整額

（c）前々算定期間における接続料に係る収入

区分	金額等	備考
①前々算定期間における需要（回線）	22,670,294	Xの1の(23)
②前々算定期間における接続料金（円/回線・月）	1,132	平成20年度適用網使用料算定根拠の1の（2）のBの②のcに平成20年度網使用料算定根拠における貸倒率を乗じたものを加えたもの
③前々算定期間における接続料に係る収入（百万円）	307,953	①×②×12ヶ月

（d）調整額

区分	金額等	備考
①調整額（百万円）	15,793	((a)の①+(b)の①)×（1＋XⅡ. 料金設定に使用した貸倒率）−(c)の③

（e）原価

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用（百万円）	323,000	(a)の①
②調整額（百万円）	15,793	(d)の①
③合計（百万円）	338,793	①+②
④1回線あたりコスト（円/回線（2線式（タイプ1−1）・月））	1,245	③÷(a)の②÷12ヶ月

C. 主配線盤

a. メタル設備のみを用いる加入者回線に係る主配線盤

（a）前々算定期間における費用

区分		金額等	備考
①前々算定期間における費用（百万円）		11,670	アーイ
	ア．主配線盤	11,670	（1）のAの⑤メタル設備のみを用いる加入者回線に係る主配線盤
	イ．特別帯域透過端末回線コスト	0.0004	1回線あたり費用（（B．のa．の（b）の⑨））×対象回線数（B．のa．の（a）の②））×12ヶ月
②回線数（回線）		29,485,301	Xの1の(42)－特別帯域透過端末回線数（B．のa．の（a）の②）
③1回線あたり費用（円/回線（2線式（タイプ1-1）・月））		33	①÷②÷12ヶ月

（b）前々算定期間における調整額

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額（百万円）	0	平成20年度接続料金において加算した調整額

（c）前々算定期間における接続料に係る収入

区分	金額等	備考
①前々算定期間における需要（回線）	29,485,337	Xの1の(42)
②前々算定期間における接続料金（円/回線・月）	32	平成20年度適用網使用料
③前々算定期間における接続料に係る収入（百万円）	11,322	①×②×12ヶ月

（d）調整額

区分	金額等	備考
①調整額（百万円）	375	((a)の①＋(b)の①)×（1＋XⅡ．料金設定に使用した貸倒率）－(c)の③

（e）原価

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用（百万円）	11,670	(a)の①
②調整額（百万円）	375	(d)の①
③合計（百万円）	12,045	①+②
④1回線あたりコスト（円/回線（2線式（タイプ1-1）・月））	34	③÷(a)の②÷12ヶ月

b. 上記以外のメタル主配線盤

（a）前々算定期間における費用

区分		金額等	備考
①前々算定期間における費用（百万円）		8,702	アーイーウ
	ア．主配線盤	12,196	（1）のAの⑤主配線盤（電気信号の伝送に係るもの）
	イ．メタル設備のみを用いる主配線盤相当コスト	3,494	aの(a)の③×（Xの1の(44)＋Xの1の(45)－特別帯域透過端末回線数（B．のa．の（a）の②））×12ヶ月
	ウ．特別帯域透過端末回線コスト	0.0004	1回線あたり費用（（B．のa．の（b）の⑨））×対象回線数（B．のa．の（a）の②））×12ヶ月
②回線数（回線）		22,670,294	Xの1の(46)
③1回線あたり費用（円/回線（2線式（タイプ1-1）・月））		32	①÷②÷12ヶ月

（b）前々算定期間における調整額

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額（百万円）	0	平成20年度接続料金において加算した調整額

（c）前々算定期間における接続料に係る収入

区分	金額等	備考
①前々算定期間における需要（回線）	22,670,294	Xの1の(46)
②前々算定期間における接続料金（円/回線・月）	31	平成20年度適用網使用料算定根拠の1の（2）のDの②のcに平成20年度網使用料算定根拠における貸倒率を乗じたものを加えたもの
③前々算定期間における接続料に係る収入（百万円）	8,433	①×②×12ヶ月

（d）調整額

区分	金額等	備考
①調整額（百万円）	289	((a)の①＋(b)の①)×（1＋XⅡ．料金設定に使用した貸倒率）－(c)の③

（e）原価

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用（百万円）	8,702	(a)の①
②調整額（百万円）	289	(d)の①
③合計（百万円）	8,991	①+②
④1回線あたりコスト（円/回線（2線式（タイプ1-1）・月））	33	③÷(a)の②÷12ヶ月

D. 第2グループ回線に加算する加算額

a. メタル設備のみを用いる加入者回線のうち引込分岐点～保安器間

区分	金額等	備考
①設備管理運営費 （円/回線・年）	727	接続約款 料金表 第1表 接続料金 第2網改造料の算定式に準拠して、設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を算定した。
②他人資本費用 （円/回線・年）	17	
③自己資本費用 （円/回線・年）	106	
④利益対応税 （円/回線・年）	71	
⑤合計 （円/回線・年）	921	①+②+③+④
⑥1回線あたり費用 （円/回線・月）	77	⑤÷12ヶ月

b. 第2グループ回線に加算する加算額

区分	金額等	備考
①局舎～引込分岐点間相当コスト （円/回線・月）	1,183	B．のb(a)の③－aの⑥
②主配線盤 （円/回線・月）	17	C．のa(a)の③÷2
③加算額の費用計 （円/回線・月）	1,200	①+②
④第2グループ回線の収容効率係数	1.44	カッド内の回線収容の差異をもとに設定(H21年度特別調査)
⑤第2グループ回線に加算する費用（円/回線・月）	528	③×（④－1）
⑥前々算定期間における調整額（円/回線・月）	0	平成20年度接続料金において加算した調整額
⑦前々算定期間における接続料金（円/回線・月）	570	平成20年度適用網使用料算定根拠の1の（2）のFの②のeに平成20年度網使用料算定根拠における貸倒率を乗じたものを加えたもの
⑧調整額（円/回線・月）	▲ 41	（⑤＋⑥）×（1＋XⅡ．料金設定に使用した貸倒率）－⑦
⑨第2グループ回線に加算する加算額（円/回線・月）	487	⑤+⑧

E. 一戸建てにおける光屋内配線

a.平日昼間の場合

区分		金額等	備考
①作業単金（1時間あたり・円）		6,207	平成21年12月9日認可申請「その他費用の算定根拠」のⅠ 作業単金より
②故障修理作業時間（時間）		3.100	
③当該作業に係る物品費（円）		3,472	平成20年度調達実績
	④光コンセント新設作業に係る物品費（円）	531	
⑤原価（円）		22,183	①×②＋③-④

b.平日夜間の場合

区分		金額等	備考
①作業単金（1時間あたり・円）		7,203	平成21年12月9日認可申請「その他費用の算定根拠」のⅠ 作業単金より
②故障修理作業時間（時間）		3.100	
③当該作業に係る物品費（円）		3,472	平成20年度調達実績
	④光コンセント新設作業に係る物品費（円）	531	
⑤原価（円）		25,270	①×②＋③-④

c.平日深夜の場合

区分		金額等	備考
①作業単金（1時間あたり・円）		8,341	平成21年12月9日認可申請「その他費用の算定根拠」のⅠ 作業単金より
②故障修理作業時間（時間）		3.100	
③当該作業に係る物品費（円）		3,472	平成20年度調達実績
	④光コンセント新設作業に係る物品費（円）	531	
⑤原価（円）		28,798	①×②＋③-④

d.土日祝日昼夜間の場合

区分		金額等	備考
①作業単金（1時間あたり・円）		7,487	平成21年12月9日認可申請「その他費用の算定根拠」のⅠ 作業単金より
②故障修理作業時間（時間）		3.100	
③当該作業に係る物品費（円）		3,472	平成20年度調達実績
	④光コンセント新設作業に係る物品費（円）	531	
⑤原価（円）		26,151	①×②＋③-④

e.土日祝日深夜の場合

区分	金額等	備考
①作業単金（1時間あたり・円）	8,625	平成21年12月9日認可申請「その他費用の算定根拠」のⅠ 作業単金より
②故障修理作業時間（時間）	3.100	
③当該作業に係る物品費（円）	3,472	平成20年度調達実績
④光コンセント新設作業に係る物品費（円）	531	
⑤原価（円）	29,679	①×②＋③-④

（2）料金の設定

①基本料

・端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5欄で接続する場合） 端末回線により伝送を行う機能のア 2線式のもののア） 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	金額等	備考
料金（円/回線・月）	1,281	（B. のc の(e)の④ + C. のb の(e)の④）×（1＋ⅩⅡ. 料金設定に使用した貸倒率）

・端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5欄で接続する場合） 端末回線により伝送を行う機能のア 2線式のもののイ） 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	金額等	備考
料金（円/回線・月）	1,281	（B. のc の(e)の④×ⅩⅠの保守換算係数3の③のタイプ1-2のもの + C. のb の(e)の④×ⅩⅠの保守換算係数3の③のタイプ1-2のもの））×（1＋ⅩⅡ. 料金設定に使用した貸倒率）

・端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5欄で接続する場合） 端末回線により伝送を行う機能のア 2線式のもののウ） （ア）（イ）以外のもの

区分	金額等	備考
料金（円/回線・月）	1,319	（B. のc の(e)の④×ⅩⅠの保守換算係数3の③のタイプ2のもの + C. のb の(e)の④×ⅩⅠの保守換算係数3の③のタイプ2のもの）×（1＋ⅩⅡ. 料金設定に使用した貸倒率）

・端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5欄で接続する場合） 端末回線により伝送を行う機能のイ 4線式のもの

区分	金額等	備考
料金（円/回線・月）	2,639	（（B. のc の(e)の④×ⅩⅠの保守換算係数3の③のタイプ2のもの + C. のb の(e)の④×ⅩⅠの保守換算係数3の③のタイプ2のもの）×2(対)）×（1＋ⅩⅡ. 料金設定に使用した貸倒率）

・端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1-2欄で接続する場合） 端末回線により伝送を行う機能のア イ以外のもののア） 当社の局内ｽﾌﾟﾘｯﾀを利用する場合の① 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	金額等	備考
料金（円/回線・月）	77	（C. のa の(e)の④ ＋ 別紙5のE. の④）×（1＋ⅩⅡ. 料金設定に使用した貸倒率）

・端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1-2欄で接続する場合） 端末回線により伝送を行う機能のア イ以外のもののア） 当社の局内ｽﾌﾟﾘｯﾀを利用する場合の② 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	金額等	備考
料金 （円/回線・月）	77	（C. のa の(e)の④×ⅩⅠの保守換算係数3の③のタイプ1-2のもの ＋ 別紙5のE. の④×ⅩⅠの保守換算係数3の③のタイプ1-2のもの）×（1＋ⅩⅡ. 料金設定に使用した貸倒率）

・端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1-2欄で接続する場合） 端末回線により伝送を行う機能のア イ以外のもののイ） 当社の局内ｽﾌﾟﾘｯﾀを利用しない場合の① ②以外の場合のA 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	金額等	備考
料金 （円/回線・月）	1,375	（B. のb の(e)の④ + C. のa の(e)の④）×（1＋ⅩⅡ. 料金設定に使用した貸倒率）

・端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1-2欄で接続する場合） 端末回線により伝送を行う機能のア イ以外のもののイ） 当社の局内ｽﾌﾟﾘｯﾀを利用しない場合の① ②以外の場合のB 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	金額等	備考
料金 （円/回線・月）	1,375	（B. のb の(e)の④×ⅩⅠの保守換算係数3の③のタイプ1-2のもの + C. のa の(e)の④×ⅩⅠの保守換算係数3の③のタイプ1-2のもの）×（1＋ⅩⅡ. 料金設定に使用した貸倒率）

・端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1-2欄で接続する場合） 端末回線により伝送を行う機能のア イ以外のもののイ） 当社の局内ｽﾌﾟﾘｯﾀを利用しない場合の① ②以外の場合のC AB以外のもの

区分	金額等	備考
料金 （円/回線・月）	1,416	（B. のb の(e)の④×ⅩⅠの保守換算係数3の③のタイプ2のもの + C. のa の(e)の④×ⅩⅠの保守換算係数3の③のタイプ2のもの）×（1＋ⅩⅡ. 料金設定に使用した貸倒率）

・端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1-4欄で接続する場合） 下部端末回線により伝送を行う機能のア 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	金額等	備考
料金 （円/回線・月）	807	B. のa の(c)の⑥×（1＋ⅩⅡ. 料金設定に使用した貸倒率）

・端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1-4欄で接続する場合） 下部端末回線により伝送を行う機能のイ 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	金額等	備考
料金 （円/回線・月）	807	B. のa の(c)の⑥×ⅩⅠの保守換算係数3の③のタイプ1-2のもの×（1＋ⅩⅡ. 料金設定に使用した貸倒率）

・端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1-4欄で接続する場合） 下部端末回線により伝送を行う機能のウ アイ以外のもの

区分	金額等	備考
料金 （円/回線・月）	831	B. のa の(c)の⑥×ⅩⅠの保守換算係数3の③のタイプ2のもの×（1＋ⅩⅡ. 料金設定に使用した貸倒率）

・端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1-2欄で接続する場合） 端末回線により伝送を行う機能のア イ以外のもののイ） 当社の局内ｽﾌﾟﾘｯﾀを利用しない場合の② 電話重畳する場合のA 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	金額等	備考
料金（円/回線・月）	34	C. のa の(e)の④×（1＋ⅩⅡ. 料金設定に使用した貸倒率）

・端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1-2欄で接続する場合） 端末回線により伝送を行う機能のア イ以外のもののイ） 当社の局内ｽﾌﾟﾘｯﾀを利用しない場合の② 電話重畳する場合のB 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	金額等	備考
料金（円/回線・月）	34	（C. のa の(e)の④×ⅩⅠの保守換算係数3の③のタイプ1-2のもの）×（1＋ⅩⅡ. 料金設定に使用した貸倒率）

・端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1-2欄で接続する場合） 端末回線により伝送を行う機能のイ 第2群の伝送方式を用いるもの
（収容に係る制約条件が設けられているものであって、カッド内に単独収容する場合に限ります。）の（ア） 当社の局内ｽﾌﾟﾘｯﾀを利用する場合の① 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	金額等	備考
料金（円/回線・月）	565	（C. のa の(e)の④ ＋ 別紙5のE. の④ ＋ D. のb の⑨）×（1＋ⅩⅡ. 料金設定に使用した貸倒率）

・端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1-2欄で接続する場合） 端末回線により伝送を行う機能のイ 第2群の伝送方式を用いるもの
（収容に係る制約条件が設けられているものであって、カッド内に単独収容する場合に限ります。）の（ア） 当社の局内ｽﾌﾟﾘｯﾀを利用する場合の② 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	金額等	備考
料金 （円/回線・月）	565	（C. のa の(e)の④×ⅩⅠの保守換算係数3の③のタイプ1-2のもの ＋ 別紙5のE. の④×ⅩⅠの保守換算係数3の③のタイプ1-2のもの ＋ D. のb の⑨）×（1＋ⅩⅡ. 料金設定に使用した貸倒率）

・端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1-2欄で接続する場合） 端末回線により伝送を行う機能のイ 第2群の伝送方式を用いるもの
（収容に係る制約条件が設けられているものであって、カッド内に単独収容する場合に限ります。）の（イ） 当社の局内ｽﾌﾟﾘｯﾀを利用しない場合の① ②以外の場合のA 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	金額等	備考
料金 （円/回線・月）	1,863	（B. のb の(e)の④ + C. のa の(e)の④ ＋ D. のb の⑨）×（1＋ⅩⅡ. 料金設定に使用した貸倒率）

・端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1-2欄で接続する場合） 端末回線により伝送を行う機能のイ 第2群の伝送方式を用いるもの
（収容に係る制約条件が設けられているものであって、カッド内に単独収容する場合に限ります。）の（イ） 当社の局内ｽﾌﾟﾘｯﾀを利用しない場合の① ②以外の場合のB 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	金額等	備考
料金 （円/回線・月）	1,863	（B. のb の(e)の④×ⅩⅠの保守換算係数3の③のタイプ1-2のもの + C. のa の(e)の④×ⅩⅠの保守換算係数3の③のタイプ1-2のもの ＋ D. のb の⑨）×（1＋ⅩⅡ. 料金設定に使用した貸倒率）

・端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1-2欄で接続する場合） 端末回線により伝送を行う機能のイ 第2群の伝送方式を用いるもの
（収容に係る制約条件が設けられているものであって、カッド内に単独収容する場合に限ります。）の（イ） 当社の局内ｽﾌﾟﾘｯﾀを利用しない場合の① ②以外の場合のC AB以外のもの

区分	金額等	備考
料金 （円/回線・月）	1,905	（B. のb の(e)の④×ⅩⅠの保守換算係数3の③のタイプ2のもの + C. のa の(e)の④×ⅩⅠの保守換算係数3の③のタイプ2のもの ＋ D. のb の⑨）×（1＋ⅩⅡ. 料金設定に使用した貸倒率）

・端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1-2欄で接続する場合） 端末回線により伝送を行う機能のイ 第2群の伝送方式を用いるもの
（収容に係る制約条件が設けられているものであって、カッド内に単独収容する場合に限ります。）の（イ） 当社の局内ｽﾌﾟﾘｯﾀを利用しない場合の② 電話重畳する場合のA 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	金額等	備考
料金（円/回線・月）	522	（C. のa の(e)の④ ＋ D. のb の⑨）×（1＋ⅩⅡ. 料金設定に使用した貸倒率）

・端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1-2欄で接続する場合） 端末回線により伝送を行う機能のイ 第2群の伝送方式を用いるもの
（収容に係る制約条件が設けられているものであって、カッド内に単独収容する場合に限ります。）の（イ） 当社の局内ｽﾌﾟﾘｯﾀを利用しない場合の② 電話重畳する場合のB 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	金額等	備考
料金（円/回線・月）	522	（C. のa の(e)の④×ⅩⅠの保守換算係数3の③のタイプ1-2のもの ＋ D. のb の⑨）×（1＋ⅩⅡ. 料金設定に使用した貸倒率）

・端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第2-3欄で接続する場合） ア. 端末回線により伝送を行う機能（128Kbit/sの符号伝送が可能なものに限る。）の（ア） 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	金額等	備考
①OCU （円/回線・月）	70	別紙5のC. の（b）の④
②主配線盤 （円/回線・月）	33	C. のb の(e)の④
③局内伝送路 （円/回線・月）	150	別紙5のD. の⑩×ⅩⅠの保守換算係数2の③のタイプ1-1のもの
④料金 （円/回線・月）	254	（①＋②＋③）×（1＋ⅩⅡ. 料金設定に使用した貸倒率）

・端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第2-3欄で接続する場合） ア. 端末回線により伝送を行う機能（128Kbit/sの符号伝送が可能なものに限る。）の（イ） 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	金額等	備考
①OCU （円/回線・月）	70	別紙5のC. の（b）の④×ⅩⅠの保守換算係数3の③のタイプ1-2のもの
②主配線盤 （円/回線・月）	33	C. のb の(e)の④×ⅩⅠの保守換算係数3の③のタイプ1-2のもの
③局内伝送路 （円/回線・月）	150	別紙5のD. の⑩×ⅩⅠの保守換算係数2の③のタイプ1-2のもの
④料金 （円/回線・月）	254	（①＋②＋③）×（1＋ⅩⅡ. 料金設定に使用した貸倒率）

②加算額

・2－1－2加算額(2) のイ 光信号分岐端末回線と一体として当社の屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）を設置して利用する場合の（ア） 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	金額等	備考
①原価（円）	22,183	E. のaの⑤より
②光屋内配線の平均的な使用期間（年）	10	光ファイバ屋内ケーブルの耐用年数
③1回線当たり費用（円/回線・月）	185	①÷②÷12ヶ月×（1＋ⅩⅡ．料金設定に使用した貸倒率）

・2－1－2加算額(2) のイ 光信号分岐端末回線と一体として当社の屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）を設置して利用する場合の（イ） 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	金額等	備考
①原価（円）	23,179	E. のaとdの⑤について故障修理発生割合（H20年度実績（平日昼間：74.9%、土日祝日昼間：25.1%））で加重して算定
②光屋内配線の平均的な使用期間（年）	10	光ファイバ屋内ケーブルの耐用年数
③1回線当たり費用（円/回線・月）	194	①÷②÷12ヶ月×ⅩⅠ．の保守換算係数3のタイプ1-2のもの×（1＋ⅩⅡ．料金設定に使用した貸倒率）

・2－1－2加算額(2) のイ 光信号分岐端末回線と一体として当社の屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）を設置して利用する場合の（ウ） （ア）（イ）以外のもの

区分	金額等	備考
①原価（円）	23,185	Eのａｂｃｄｅの⑤について故障修理発生割合（H20年度実績（平日昼間：74.4%、平日夜間：12.7%、平日深夜：3.7%、土日祝日昼夜間：9.2%、土日祝日深夜：0.0%））で加重して算定
②光屋内配線の平均的な使用期間（年）	10	光ファイバ屋内ケーブルの耐用年数
③1回線当たり費用（円/回線・月）	199	①÷②÷12ヶ月×ⅩⅠ．の保守換算係数3のタイプ2のもの×（1＋ⅩⅡ．料金設定に使用した貸倒率）

2.公衆電話機能

＜公衆電話発信機能＞

(1)原価の算定

A. 電話機ｺｽﾄに係る原価

(a) 前々算定期間における費用

（単位：百万円）

区分	金額等	備考
①指定設備管理運営費	5,823	参考1.設備区分別の費用明細表より
②他人資本費用	17	⑩ﾚｰﾄﾍﾞｰｽ×他人資本比率×他人資本利子率
③自己資本費用	106	⑩ﾚｰﾄﾍﾞｰｽ×自己資本比率×自己資本利益率
④利益対応税	71	(③自己資本費用＋(⑪有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
⑤合計	6,017	①＋②＋③＋④

	⑥正味固定資産	2,729	参考2.設備区分別固定資産明細表より
	⑦投資等	10	⑥正味固定資産×投資等比率
	⑧貯蔵品	26	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
	⑨運転資本	646	(①設備管理運営費－(⑫租税公課＋⑬減価償却費＋⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩ﾚｰﾄﾍﾞｰｽ		3,411	⑥＋⑦＋⑧＋⑨
⑪有利子負債以外の負債の額		191	⑩ﾚｰﾄﾍﾞｰｽ×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課		134	参考1.設備区分別の費用明細表より
⑬減価償却費		419	
⑭固定資産除却損		101	

(b) 前々算定期間における調整額

（単位：百万円）

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額	0	平成20年度接続料金において加算した調整額

(c) 前々算定期間における接続料に係る収入

区分	金額等	備考
①前々算定期間における需要（千時間）	3,115	Ⅸ.料金設定に使用したﾄﾗﾋｯｸより
②前々算定期間における接続料金（円/秒）	0.4171	平成20年度適用網使用料算定根拠の１０の(2)の①のAのcに平成20年度網使用料算定根拠における貸倒率を乗じたものを加えたもの
③前々算定期間における収入（百万円）	4,677	①×②

(d) 調整額

（単位：百万円）

区分	金額等	備考
①調整額	1,354	((a)の⑤＋(b)の①)×（1＋ⅩⅡ．料金設定に使用した貸倒率）－(c)の③

(e)原価

（単位：百万円）

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用	6,017	(a)の⑤
②調整額	1,354	(d)の①
③合計	7,371	①＋②

B. 端末回線ｺｽﾄに係る原価

(a) 前々算定期間における費用

区分	金額等	備考
① 1回線あたりｺｽﾄ(円/回線・月)	1,219	1の(1)のB. のcの（a）の③＋1の（1）のC. のbの(a)の③より
② 加算料（円/回線・月）	299	別紙5のA. の⑩より
③ 回線数(回線)	99,710	Ⅹ.料金設定に使用した回線数の1.端末回線数等の公衆電話機能算定に使用した回線数より
④ 年間コスト（百万円）	1,816	(①＋②)× 12ヶ月 × ③

(b) 前々算定期間における調整額

（単位：百万円）

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額	0	平成20年度接続料金において加算した調整額

(c) 前々算定期間における接続料に係る収入

区分	金額等	備考
①前々算定期間における需要（千時間）	3,115	Ⅸ.料金設定に使用したﾄﾗﾋｯｸより
②前々算定期間における接続料金（円/秒）	0.1152	平成20年度適用網使用料算定根拠の１０の(2)の①のBのfに平成20年度網使用料算定根拠における貸倒率を乗じたものを加えたもの
③前々算定期間における収入（百万円）	1,292	①×②

(d) 調整額

（単位：百万円）

区分	金額等	備考
①調整額	528	((a)の④＋(b)の①)×（1＋ⅩⅡ．料金設定に使用した貸倒率）－(c)の③

(e)原価

（単位：百万円）

区分	金額等	備考
①年間コスト	1,816	(a)の④
②調整額	528	(d)の①
③合計	2,344	①＋②

C. 回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するもののコストに係る原価

(a) 前々算定期間における費用

ア. 加入者線収容部

区分	金額等	備考
① 原価(百万円)	40,856	別紙5のF. の⑤回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものの加入者線収容部より
② 加入者交換機能の原価への加算額	8,171	①×1/5
③ 上記以外	32,685	①－②
④ 回線数(回線)	18,938,330	X.料金設定に使用した回線数の1.端末回線数等の公衆電話機能算定に使用した回線数より
⑤ 1回線あたりコスト(円/回線・月)	144	③÷④÷12ヵ月×ＸⅠ. 料金設定に使用した保守換算係数3の③のタイプ1－2のもの

イ. 回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するもののうち、加入者線収容部以外で電気信号の伝送に係るもののうち、RT～GC伝送路に係わるもの

区分	金額等	備考
① 原価(百万円)	39,237	別紙5のF. の⑤回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものの左記以外の電気信号の伝送に係るもののRT～GC伝送路に係るものより
② 加入者交換機能の原価への加算額	15,694	①×2/5
③ 上記以外	23,543	①－②
④ 回線数(回線)	22,054,060	X.料金設定に使用した回線数の1.端末回線数等の公衆電話機能算定に使用した回線数より
⑤ 1回線あたりコスト(円/回線・月)	89	③÷④÷12ヵ月

ウ. 回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するもののうち、加入者線収容部以外で電気信号の伝送に係るもののうち、RT～GC伝送路以外のもの

区分	金額等	備考
① 原価(百万円)	18,884	別紙5のF. の⑤回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものの左記以外の電気信号の伝送に係るものの左記以外より
② 加入者交換機能の原価への加算額	3,776	①×1/5
③ 上記以外	15,108	①－②
④ 回線数(回線)	22,054,060	X.料金設定に使用した回線数の1.端末回線数等の公衆電話機能算定に使用した回線数より
⑤ 1回線あたりコスト(円/回線・月)	57	③÷④÷12ヵ月

エ. 年間コストの算定

区分	金額等	備考
① 1回線あたりコスト(円/回線・月)	290	②＋③＋④
② 加入者線収容部コスト	144	アの⑤より
③ 加入者線収容部以外で電気信号の伝送に係るもののコストのうち、RT～GC伝送路のもの	89	イの⑤より
④ 加入者線収容部以外で電気信号の伝送に係るもののコストのうち、RT～GC伝送路以外のもの	57	ウの⑤より
⑤ 回線数(回線)	99,710	X.料金設定に使用した回線数の1.端末回線数等の公衆電話機能算定に使用した回線数より
⑥ 年間コスト(百万円)	347	①×12ヶ月×⑤

(b) 前々算定期間における調整額

(単位:百万円)

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額	0	平成20年度接続料金において加算した調整額

(c) 前々算定期間における接続料に係る収入

区分	金額等	備考
①前々算定期間における需要(千時間)	3,115	Ⅸ.料金設定に使用したﾄﾗﾋｯｸより
②前々算定期間における接続料金(円/秒)	0.0234	平成20年度適用網使用料算定根拠の10の(2)の①のCのエのhに平成20年度網使用料算定根拠における貸倒率を乗じたものを加えたもの
③前々算定期間における収入(百万円)	262	①×②

(d) 調整額

(単位:百万円)

区分	金額等	備考
① 調整額	86	((a)のエの⑥＋(b)の①)×(1＋ＸⅡ. 料金設定に使用した貸倒率)－(c)の③

(e)原価

ア. 加入者線収容部

区分	金額等	備考
① 原価(百万円)	40,856	別紙5のF. の⑤回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものの加入者線収容部より
② 加入者交換機能の原価への加算額	0	①×0/5
③ 上記以外	40,856	①－②
④ 回線数(回線)	18,938,330	X.料金設定に使用した回線数の1.端末回線数等の公衆電話機能算定に使用した回線数より
⑤ 1回線あたりコスト(円/回線・月)	180	③÷④÷12ヵ月

イ. 回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するもののうち、加入者線収容部以外で電気信号の伝送に係るもののうち、RT～GC伝送路に係わるもの

区分	金額等	備考
① 原価(百万円)	39,237	別紙5のF. の⑤回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものの左記以外の電気信号の伝送に係るもののRT～GC伝送路に係るものより
② 加入者交換機能の原価への加算額	31,389	①×4/5
③ 上記以外	7,848	①－②
④ 回線数(回線)	22,054,060	X.料金設定に使用した回線数の1.端末回線数等の公衆電話機能算定に使用した回線数より
⑤ 1回線あたりコスト(円/回線・月)	30	③÷④÷12ヵ月

ウ. 回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するもののうち、加入者線収容部以外で電気信号の伝送に係るもののうち、RT～GC伝送路以外のもの

区分	金額等	備考
① 原価(百万円)	18,884	別紙5のF. の⑤回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものの左記以外の電気信号の伝送に係るものの左記以外より
② 加入者交換機能の原価への加算額	0	①×0/5
③ 上記以外	18,884	①－②
④ 回線数(回線)	22,054,060	X.料金設定に使用した回線数の1.端末回線数等の公衆電話機能算定に使用した回線数より
⑤ 1回線あたりコスト(円/回線・月)	71	③÷④÷12ヵ月

エ. 原価の算定

区分	金額等	備考
① 1回線あたりコスト(円/回線・月)	281	②＋③＋④
② 加入者線収容部コスト	180	アの⑤より
③ 加入者線収容部以外で電気信号の伝送に係るもののコストのうち、RT～GC伝送路のもの	30	イの⑤より
④ 加入者線収容部以外で電気信号の伝送に係るもののコストのうち、RT～GC伝送路以外のもの	71	ウの⑤より
⑤ 回線数(回線)	99,710	X.料金設定に使用した回線数の1.端末回線数等の公衆電話機能算定に使用した回線数より
⑥ 年間コスト(百万円)	336	①×12ヶ月×⑤
⑦ 調整額(百万円)	86	(d)の①
⑧ 合計(百万円)	422	⑥＋⑦

(2)料金の設定

区分	金額等	備考
① 原価 (百万円)	10,137	(1)のAの(e)の③＋(1)のBの(e)の③＋(1)のCの(e)のエの⑧
② 通信時間(千時間)	3,115	Ⅸ.料金設定に使用したﾄﾗﾋｯｸより
③ 料金(円/秒)	0.9060	①÷②×(1＋ＸⅡ. 料金設定に使用した貸倒率)

<ﾃﾞｨｼﾞﾀﾙ公衆電話発信機能>

(1) 原価の算定

A.電話機等コストに係る原価

(a) 前々算定期間における費用

（単位：百万円）

区分	金額等	備考
①指定設備管理運営費	4,775	参考1.設備区分別の費用明細表より
②他人資本費用	19	⑩ﾚｰﾄﾍﾞｰｽ×他人資本比率×他人資本利子率
③自己資本費用	118	⑩ﾚｰﾄﾍﾞｰｽ×自己資本比率×自己資本利益率
④利益対応税	79	(③自己資本費用＋(⑪有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
⑤合計	4,991	①＋②＋③＋④
⑥正味固定資産	3,310	参考2.設備区分別固定資産明細表より
⑦投資等	12	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	31	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	449	(①設備管理運営費－(⑫租税公課＋⑬減価償却費＋⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩レートベース	3,802	⑥＋⑦＋⑧＋⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	213	⑩ﾚｰﾄﾍﾞｰｽ×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	92	参考1.設備区分別の費用明細表より
⑬減価償却費	957	
⑭固定資産除却損	135	

(b) 前々算定期間における調整額

（単位：百万円）

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額	0	平成20年度接続料金において加算した調整額

(c) 前々算定期間における接続料にかかる収入

区分	金額等	備考
①前々算定期間における需要（千時間）	3,670	Ⅸ.料金設定に使用したﾄﾗﾋｯｸより
②前々算定期間における接続料金（円/秒）	0.3291	平成20年度適用網使用料算定根拠の１０の(2)の②のAのcに平成20年度網使用料算定根拠における貸倒率を乗じたものを加えたもの
③前々算定期間における収入（百万円）	4,348	①×②

(d) 調整額

（単位：百万円）

区分	金額等	備考
①調整額	655	((a)の⑤＋(b)の①)×（１＋Ⅹ Ⅱ．料金設定に使用した貸倒率）－(c)の③

(e)原価

（単位：百万円）

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用	4,991	(a)の⑤
②調整額	655	(d)の①
③合計	5,646	①＋②

B.端末回線コストに係る原価

(a) 前々算定期間における費用

ｱ.端末回線部分

区分	金額等	備考
① 1回線あたりｺｽﾄ(円/回線・月)	1,219	1の(1)のB．のcの（a）の③＋１の（1）のC．のbの(a)の③より
② 加算料（円/回線・月）	299	別紙5のA．の⑩より
③ 回線数(千回線)	53,946	Ⅹ.料金設定に使用した回線数の1.端末回線数等の公衆電話機能算定に使用した回線数より
④ 年間コスト（百万円）	983	(①＋②)×12ヶ月×③

ｲ.OCU部分

区分	金額等	備考
① 1回線あたり(円/回線・月)	105	別紙5のC．の（a）の③より
② 回線数(回線)	52,603	Ⅹ.料金設定に使用した回線数の1.端末回線数等のOCU算定に使用した回線数より
③ 年間コスト（百万円）	66	①×12ヶ月×②

ｳ.合計

（単位：百万円）

区分	金額等	備考
① 端末回線部分	983	アの④
② OCU部分	66	イの③
③ 合計	1,049	①＋②

(b) 前々算定期間における調整額

（単位：百万円）

区分	金額等	備考
① 前々算定期間における調整額（百万円）	0	平成20年度接続料金において加算した調整額

(c) 前々算定期間における接続料に係る収入

区分	金額等	備考
① 前々算定期間における需要（千時間）	3,670	Ⅸ.料金設定に使用したﾄﾗﾋｯｸより
② 前々算定期間における接続料金（円/秒）	0.0608	平成20年度適用網使用料算定根拠の１０の(2)の②のBのcのウに平成20年度網使用料算定根拠における貸倒率を乗じたものを加えたもの
③ 前々算定期間における収入（百万円）	803	①×②

(d) 調整額

（単位：百万円）

区分	金額等	備考
① 調整額	248	((a)のウの③＋(b)の①)×（１＋Ⅹ Ⅱ．料金設定に使用した貸倒率）－(c)の③

(e)原価

（単位：百万円）

区分	金額等	備考
①年間コスト	1,049	(a)のウの③
②調整額	248	(d)の①
③合計	1,297	①＋②

C. 回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するもののコストに係る原価

(a)前々算定期間における費用

区分		金額等	備考
①1回線あたりコスト(円/回線・月)		146	②＋③
	② 加入者線収容部以外で電気信号の伝送に係るもののコストのうち、RT～GC伝送路のもの	89	公衆電話発信機能の（1）のCの(a)のイの⑤
	③ 加入者線収容部以外で電気信号の伝送に係るもののコストのうち、RT～GC伝送路以外のもの	57	公衆電話発信機能の（1）のCの(a)のウの⑤
④回線数(回線)		52,603	Ⅹ.料金設定に使用した回線数の1.端末回線数等のOCU算定に使用した回線数より
⑤年間コスト（百万円）		92	①×12ヶ月×④

(b) 前々算定期間における調整額

（単位：百万円）

区分	金額等	備考
① 前々算定期間における調整額	0	平成20年度接続料金において加算した調整額

(c) 前々算定期間における接続料に係る収入

区分	金額等	備考
① 前々算定期間における需要（千時間）	3,670	Ⅸ.料金設定に使用したﾄﾗﾋｯｸより
② 前々算定期間における接続料金（円/秒）	0.0053	平成20年度適用網使用料算定根拠の１０の(2)の②のCのgに平成20年度網使用料算定根拠における貸倒率を乗じたものを加えたもの
③ 前々算定期間における収入（百万円）	70	①×②

(d) 調整額

（単位：百万円）

区分	金額等	備考
①調整額	22	((a)の⑤＋(b)の①)×（1＋ⅩⅡ．料金設定に使用した貸倒率）－(c)の③

(e)原価

区分		金額等	備考
①1回線あたりコスト(円/回線・月)		101	②＋③
	② 加入者線収容部以外で電気信号の伝送に係るもののコストのうち、RT～GC伝送路のもの	30	公衆電話発信機能の（1）のCの(e)のイの⑤
	③ 加入者線収容部以外で電気信号の伝送に係るもののコストのうち、RT～GC伝送路以外のもの	71	公衆電話発信機能の（1）のCの(e)のウの⑤
④回線数(回線)		52,603	Ⅹ.料金設定に使用した回線数の1.端末回線数等のOCU算定に使用した回線数より
⑤年間コスト（百万円）		64	①×12ヶ月×④
⑥調整額（百万円）		22	(d)の①
⑦合計（百万円）		86	⑤＋⑥

(2)料金の設定

区分	金額等	備考
① 原価（百万円）	7,029	(1)のAの(e)の③＋(1)のBの(e)の③＋(1)のCの(e)の⑦
② 通信時間（千時間）	3,670	Ⅸ.料金設定に使用したﾄﾗﾋｯｸより
③ 料金（円/秒）	0.5332	①÷②×（1＋ⅩⅡ．料金設定に使用した貸倒率）

3.回線管理機能

(1)原価の算定

(a)前々算定期間における費用

区分	a ア、イ、ウ、エ 共通的に発生するSO管理（受付等）、DB管理等にかかる費用	b ア、ウ、エ 共通的に発生する新たに回線設置するための設備選定等にかかる費用	c イのみにおいて発生する電話回線に重畳するための名義確認等にかかる費用	合計	備　　考
①費用（百万円）	3,227	603	80	3,907	ア＋イ＋ウ＋エ
ア．PHS基地局回線	180	14	0	193	1の（1）のAの⑤「端末系伝送路　回線管理運営　DB管理および料金計算　電話等（再掲）PHS基地局回線」および「端末系伝送路　回線管理運営　料金請求」
イ．ラインシェアリング	1,350	0	80	1,429	1の（1）のAの⑤「端末系伝送路　回線管理運営　DB管理及び料金計算　相互接続回線　ラインシェアリング」
ウ．帯域透過端末回線	1,324	528	0	1,852	1の（1）のAの⑤「端末系伝送路　回線管理運営　DB管理及び料金計算　相互接続回線　帯域透過端末回線」
エ．光ファイバ	373	61	0	433	1の（1）のAの⑤「端末系伝送路　回線管理運営　DB管理及び料金計算　相互接続回線　光ファイバ」

(b)前々算定期間における調整額

区分	a	b	c	合計	備　　考
①前々算定期間における調整額（百万円）	0	0	0	－	平成20年度接続料金において加算した調整額

(c)前々算定期間における接続料に係る収入

区分	a	b	c	合計	備　　考
①前々算定期間における需要（回線）	6,650,236	3,413,843	3,236,393	－	X．料金設定に使用した回線数の1の・回線管理運営機能算定に使用した回線数より
②前々算定期間における接続料金（円）	44	25	3	－	平成20年度適用網使用料算定根拠の13の（2）のcに平成20年度適用網使用料算定根拠における貸倒率を乗じたものを加えたもの
③前々算定期間における収入（百万円）	3,511	1,024	117	－	①×②×12ヶ月

(d)調整額

区分	a	b	c	合計	備　　考
①調整額（百万円）	▲277	▲420	▲37	－	((a)の①＋(b)の①)×(1＋XⅡ.料金設定に使用した貸倒率)－(c)の③

(e)原価

区分	a	b	c	合計	備　　考
①前々算定期間における費用（百万円）	3,227	603	80	－	(a)の①
②調整額（百万円）	▲277	▲420	▲37	－	(d)の①
③合計（百万円）	2,950	183	43	－	①+②

(2)料金の設定

区分	a	b	c	合計	備　　考
①原価（百万円）	2,950	183	43	－	(1)の(e)の③
②回線数（回線）	6,650,236	3,413,843	3,236,393	－	X．料金設定に使用した回線数の1の・回線管理運営機能算定に使用した回線数より
③料金（円/回線・月）	37	4	1	－	①÷②÷12ヶ月

・DSL回線管理機能　ア　イ以外のもの

区分	金額等	備考
料金（円/回線・月）	38	(③のa+③のc)×(1＋XⅡ.料金設定に使用した貸倒率)

・DSL回線管理機能　イ　端末回線伝送機能2－1－1－1第4欄（イ）①欄に係るもの
・下部端末回線管理機能
・PHS基地局回線管理機能
・光回線設備管理機能
・IP通信網回線管理機能
・端末回線伝送機能管理機能
・光信号分岐端末回線管理機能
・光信号局内回線管理機能

区分	金額等	備考
料金（円/回線・月）	41	(③のa+③のb)×(1＋XⅡ.料金設定に使用した貸倒率)

Ⅲ. 投資等比率及び貯蔵品比率の算定

(1) 投資等比率の算定

（単位：百万円）

区分	首末平均残高
指定設備管理部門の電気通信事業固定資産	2,391,224（Ａ）
指定設備管理部門における投資等(収益の見込まれないもの)（※）	8,337（Ｂ）
投資等比率（Ｂ÷Ａ）	0.0035（Ｃ）

※　投資等は、収益性の見込まれない出資金、保証金・負担金等である。

(2) 貯蔵品比率の算定

（単位：百万円）

区分	首末平均残高
電気通信事業固定資産	2,945,205（Ａ）
貯蔵品（※）	27,905（Ｂ）
貯蔵品比率（Ｂ÷Ａ）	0.0095（Ｃ）

※　貯蔵品は、現用に供されるまでの間保管されている電気通信設備用品（新品）であり、金額は月末在庫額の年平均値である。

(注) なお繰延資産比率については、繰延資産が発生していないので無しとする。

Ⅳ. 接続料収納までの平均的な日数の算定

(1) 機能の提供と接続料の収納までの日程

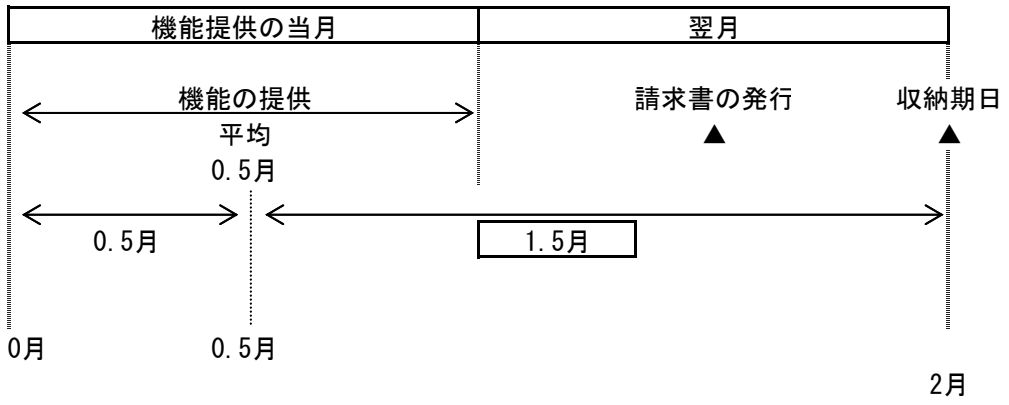

(2) 機能の提供から当該機能に係る接続料の収納までの平均的な日数の算定

機能の提供から当該機能に係る接続料の収納までの平均的な日数

= 1.5ヵ月÷12ヵ月×365日 = 45.625日

(1) より

Ⅴ. 資本構成比率の算定

(1) 資本の状況

（単位：百万円）

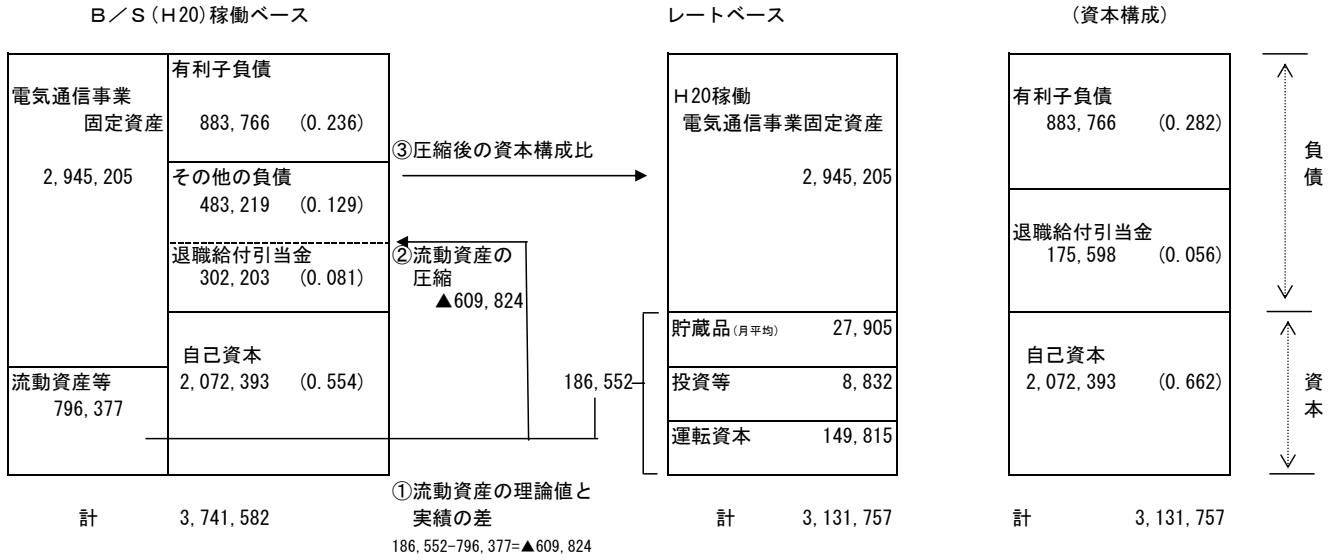

(2) 他人資本比率

$$\text{他人資本比率} = \frac{(883,766 + 175,598)}{\text{負債}} \div \frac{3,131,757}{\text{負債資本合計}} = \boxed{0.338}$$

(3) 有利子負債が負債の合計に占める比率

$$\text{有利子負債が負債の合計に占める比率} = \frac{883,766}{\text{有利子負債}} \div \frac{(883,766 + 175,598)}{\text{負債の合計}} = \boxed{0.834}$$

(4) 有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合

$$\text{有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合} = 1 - \underset{\text{有利子負債が負債の合計に占める比率}}{0.834} = \boxed{0.166}$$

(5) 自己資本比率

$$\text{自己資本比率} = 1 - \underset{\text{他人資本比率}}{0.338} = \boxed{0.662}$$

Ⅵ.他人資本利子率の算定

(1)有利子負債に対する利子率

有利子負債の額に対する他人資本費用の平成20年度実績とした。

有利子負債に対する利子率　＝　1.42%

（単位：%）

区分＼年度	20
他人資本利子率	1.42

(注)借入金の平均利子率である。

(2)有利子負債以外の負債の利子相当率

国債利回りの過去5年平均とした。

有利子負債以外の負債の利子相当率　＝　1.56%

（単位：%）

区分＼年度	16	17	18	19	20	平均
他人資本利子率	1.52	1.40	1.79	1.63	1.48	1.56

(注)国債(利付・10年物)の平均利回りである。

(3)他人資本利子率

他人資本利子率　＝　1.42%×0.834＋1.56%×0.166＝　1.44%

(有利子負債に対する利子率×有利子負債比率+国債利回り×有利子負債以外の負債の比率)

Ⅶ. 自己資本利益率の算定

1. ＣＡＰＭ的手法による自己資本利益率

（単位：%）

区分＼年度		18	19	20	平均（注４） 2年平均
①主要企業の自己資本利益率（注１）		6.10	7.21	1.13	－
β値の適用		○	○	×	－
②ﾘｽｸﾌﾘｰﾚｰﾄ（注２）		1.79	1.63	1.48	－
①－②		4.31	5.58	－	－
選択される自己資本利益率	β＝　0.6（注３）	4.38	4.98	－	4.68

（注１）主要企業の自己資本利益率は「日経経営指標」より。ただし平成２０年度は速報値である。
（注２）リスクフリーレートについては、指定設備全体の平均的な耐用年数に着目し、耐用年数が１０年超であることから国債１０年ものの利回りを使用した。
（注３）β値については、昨年度と同とした。
（注４）算定期間については、３年間とした。ただし、平成20年度については主要企業の自己資本利益率がﾘｽｸﾌﾘｰﾚｰﾄを下回っているため除外している。

２．主要企業の過去５年間の自己資本利益率

（単位：%）

区分＼年度	16	17	18	19	20	平均
主要企業の自己資本利益率	5.39	7.08	6.10	7.21	1.13	5.38

（注）「日経経営指標」より。ただし平成２０年度は速報値である。

３．料金算定に採用した自己資本利益率

上記１，２を勘案し、低い方の１のＣＡＰＭ的手法による自己資本利益率を採用する。

自己資本利益率　＝　4.68%

Ⅷ. 利益対応税率の算定

利益対応税率としては、事業税、地方法人特別税、法人税、道府県民税、市町村民税を見込んだ。

利益対応税率 ＝ 65.40%

（算定方法）

1. 税引前利益に対する率の算定

①税引前利益をｙ、税額をx_nとする。

②事業税実効税率

事業税額をx_1、地方特別法人税をx_2（＝x_1 × 1.48）とする。

x_1 ＝（ｙ － （x_1＋ x_2）） × 0.029

＝（ｙ － （x_1＋ x_1 × 1.48 ） ） × 0.029 → $x_1 = \frac{0.029}{1+0.072} \times y = \underline{0.0271y}$

③地方法人特別税実効税率

地方特別法人税をx_2とする。

x_2 ＝x_1 × 1.48

＝1.48 × 0.0271ｙ

＝ 0.0401ｙ

④法人税実効税率

法人税額をx_3とする。

x_3 ＝事業税及び地方法人特別税引後利益 × 0.3

＝(ｙ－(0.0271ｙ+0.0401y)) × 0.3

＝ 0.2798ｙ

⑤道府県民税実効税率

道府県民税額をx_4とする。

x_4 ＝法人税額 × 0.05

＝0.2798y × 0.05 ＝ 0.0140ｙ

⑥市町村民税実効税率

市町村民税額をx_5とする。

x_5 ＝法人税額 × 0.123

＝0.2798y × 0.123 ＝ 0.0344ｙ

⑦税引前利益に対する利益対応税率

利益対応税額をｘとする。

ｘ ＝x_1＋x_2＋x_3＋x_4＋x_5

＝ 0.3954ｙ

2. 税引後利益に対する率の算定

税引後利益をｚ、税引前利益をｙ、税額をｘとする。

利益対応税率 ＝ $\frac{x}{z} = \frac{0.3954y}{(1-0.3954)y} = \frac{0.3954y}{0.6046y} = 0.6540$

税引前利益 ｙ
利益対応税 ｘ ＝ 0.3954ｙ
税引後利益 ｚ ＝ （1-0.3954） ｙ

Ⅸ．料金設定に使用したトラヒック

機能別トラヒックは、Ａ．平成２０年度のサービス別トラヒック実績（加入電話・市内通話、市外通話等）にＢ．機能ごとの経由回数を乗じて算定した。

機能別トラヒック

区　　分		通信回数（千回）	通信時間（千時間）	備考
①加入者交換機能		42,538,477	1,446,482	GC以下伝送路　1,525,024千時間
②中継系交換機能		23,410,786	839,509	---
③中継伝送機能		20,715,209	728,326	---
番号案内ｻｰﾋﾞｽ接続機能	④自動案内	198	13	---
番号ﾃﾞｰﾀﾍﾞｰｽ接続機能	⑤手動案内	106,623	1,081	平均 36.5秒
⑥手動交換サービス接続機能		360	－	---
⑦公衆電話発信機能		－	3,115	---
⑧ﾃﾞｨｼﾞﾀﾙ公衆電話発信機能		－	3,670	---

A. H20年度のサービス別トラヒック実績

区分					通信回数（千回）	通信時間（千時間）
加入電話等及びISDN（第1種（INS64）及び第2種（INS1500）（通話ﾓｰﾄﾞ+ﾃﾞｨｼﾞﾀﾙﾓｰﾄﾞ64Kb/s））	自動通話		MA内	自ユニット内	2,380,794	80,854
				自ビル内自ユニット外	219,329	7,449
				自ビル外	1,935,899	65,745
			MA間ZA内		956,346	32,302
			ZA間		217,848	8,203
			GC接続		19,123,130	633,838
			IC接続		13,938,961	493,574
			IC接続IC経由		5,537,617	209,333
			交換機機能メニュー等		190,308	11,582
			リダイレクション		43,208	2,512
	手動通話		下記以外		1,103	54
			GC接続		417	29
			IC接続		443	35
			IC接続IC経由		968	76
			（再掲）手動固有トラヒック		198	23
公衆電話	自動通話		MA内	自ユニット内	32,768	595
				自ビル内自ユニット外	3,019	55
				自ビル外	26,645	483
			MA間ZA内		8,914	276
			ZA間		1,927	65
			GC接続		20,027	507
			IC接続		47,855	939
			交換機機能ﾒﾆｭｰ（公衆電話利用分）		2,446	177
	手動通話		下記以外		56	6
			IC接続		107	11
ﾃﾞｨｼﾞﾀﾙ公衆電話	自動通話		MA内	自ユニット内	22,648	498
				自ビル内自ユニット外	2,086	46
				自ビル外	18,416	405
			MA間ZA内		5,927	176
			ZA間		2,096	65
			GC接続		28,071	828
			IC接続		39,670	967
			交換機機能ﾒﾆｭｰ（ﾃﾞｨｼﾞﾀﾙ公衆電話利用分）		7,097	674
番号案内	自動案内	ｴﾝｼﾞｪﾙ・ﾗｲﾝ	MA内	自ユニット内	51	3
				自ビル内自ユニット外	5	0
				自ビル外	42	3
			MA間ZA内		8	1
			ZA間		92	6
		あんないｼﾞｮｰｽﾞ	MA内	自ユニット内	0	0
				自ビル内自ユニット外	0	0
				自ビル外	0	0
			MA間ZA内		0	0
			ZA間		0	0
	手動案内	GC接続	ZA内		22,831	231
			ZA間		37,982	385
		IC接続	ZA内		21,811	221
			ZA間		23,999	243
合計					44,922,965	1,553,451

B. 機能ごとの経由回数

区分					①加入者交換機能	②中継系交換機能	③中継伝送機能	番号案内ｻｰﾋﾞｽ接続機能 番号ﾃﾞｰﾀﾍﾞｰｽ接続機能 ④自動案内	⑤手動案内	⑥手動交換サービス接続機能	⑦公衆電話発信機能	⑧ﾃﾞｨｼﾞﾀﾙ公衆電話発信機能
加入電話等及びISDN（第1種（INS64）及び第2種（INS1500）（通話ﾓｰﾄﾞ+ﾃﾞｨｼﾞﾀﾙﾓｰﾄﾞ64Kb/s））	自動通話		MA内	自ユニット内	1							
				自ビル内自ユニット外	2							
				自ビル外	2	1	2					
			MA間ZA内		2	1	2					
			ZA間		2	2	2					
			GC接続		1							
			IC接続		1	1	1					
			IC接続IC経由			1						
			交換機機能メニュー等			1	1					
			リダイレクション		1	2	2					
	手動通話		下記以外		2	3.2065	2					
			GC接続		1							
			IC接続		1	1	1					
			IC接続IC経由			1						
			（再掲）手動固有トラヒック							1		
公衆電話	自動通話		MA内	自ユニット内	1						1	
				自ビル内自ユニット外	2						1	
				自ビル外	2	1	2				1	
			MA間ZA内		2	1	2				1	
			ZA間		2	2	2				1	
			GC接続		1						1	
			IC接続		1	1	1				1	
			交換機機能ﾒﾆｭｰ（公衆電話利用分）								1	
	手動通話		下記以外		2	3.2065	2			1	0.5855	0.4145
			IC接続		1	1	1			1	0.5855	0.4145
ﾃﾞｨｼﾞﾀﾙ公衆電話	自動通話		MA内	自ユニット内	1							1
				自ビル内自ユニット外	2							1
				自ビル外	2	1	2					1
			MA間ZA内		2	1	2					1
			ZA間		2	2	2					1
			GC接続		1							1
			IC接続		1	1	1					1
			交換機機能ﾒﾆｭｰ（ﾃﾞｨｼﾞﾀﾙ公衆電話利用分）									1
番号案内	自動案内	ｴﾝｼﾞｪﾙ・ﾗｲﾝ	MA内	自ユニット内	1			1				
				自ビル内自ユニット外	2			1				
				自ビル外	2	1	2	1				
			MA間ZA内		2	1	2	1				
			ZA間		2	2	2	1				
		あんないｼﾞｮｰｽﾞ	MA内	自ユニット内	1			1				
				自ビル内自ユニット外	2			1				
				自ビル外	2	1	2	1				
			MA間ZA内		2	1	2	1				
			ZA間		2	2	2	1				
	手動案内	GC接続	ZA内		1	1	1		1		0.0127	0.0090
			ZA間		1	2	1		1		0.0127	0.0090
		IC接続	ZA内			1			1			
			ZA間			2			1			

Ｘ．料金設定に使用した回線数

１．端末回線数等

・加入者回線算定に使用した回線数

（単位：回線）

区分	ａ．平成２０年度稼動回線数	ｂ．設備換算係数（注４）	ｃ．保守換算係数（注５）	ｄ＝ａ×ｂ×ｃ換算後稼動回線数
加入者回線				
(1) ２線式・タイプ１－１　（注１）	3,098,094	1	1.00	3,098,094
(2) ２線式・タイプ１－２　（注２）	22,182,815	1	1.00	22,182,815
(3) ２線式・タイプ２　（注３）	450,450	1	1.03	463,964
(4) ４線式	49,149	2	1.03	101,247
(5) メタルサービス小計	25,780,508	－	－	25,846,120
(6) １芯式・タイプ１－１　（注１）	32,836	1	1.00	32,836
(7) １芯式・タイプ１－２　（注２）	1,412,428	1	1.00	1,412,428
(8) １芯式・タイプ２　（注３）	333,122	1	1.03	343,116
(9) ２芯式・タイプ１－１　（注１）	8	2	1.00	16
(10) ２芯式・タイプ１－２　（注２）	33,144	2	1.00	66,288
(11) ２芯式・タイプ２　（注３）	4,078	2	1.03	8,401
(12) ４芯式	45	4	1.03	185
(13) 光サービス小計	1,815,661	－	－	1,863,270
(14) 計　((5)+(13))	27,596,169	－	－	27,709,390

（再掲）施設設置負担金の適用のないサービス等の回線数	
(15) メタルサービス・2線式	4,567,328
(16) （再）メタルサービス・2線式（帯域透過端末回線除き）	1,392,475
(17) 光サービス	1,775,062
(18) 計　((15)+(17))	6,342,390

（再掲）メタルサービスの収容形態別回線数				
(19) 局外RT収容メタル回線数	－	－	－	2,008,029
(20) メタル設備のみを用いる加入者回線数	－	－	－	23,838,091
(21) 計　((19)+(20))	－	－	－	25,846,120
（再掲）メタルサービスの回線数内訳				
(22) 帯域透過端末回線数	－	－	－	3,175,826
(23) 上記以外のメタル回線数	－	－	－	22,670,294
(24) 計　((22)+(23))	－	－	－	25,846,120

・ＭＤＦ、ＦＴＭ算定に使用した回線数

（単位：回線）

区分	ａ．平成２０年度稼動回線数	ｂ．設備換算係数（注６）	ｃ．保守換算係数（注５）	ｄ＝ａ×ｂ×ｃ換算後稼動回線数
加入者回線				
(25) ２線式・タイプ１－１　（注１）	3,098,094	1	1.00	3,098,094
(26) ２線式・タイプ１－２　（注２）	22,182,815	1	1.00	22,182,815
(27) ２線式・タイプ２　（注３）	450,450	1	1.03	463,964
(28) ４線式	49,149	2	1.03	101,247
(29) 追加ＭＤＦ・タイプ１－１　（注１）	463,468	1	1.00	463,468
(30) 追加ＭＤＦ・タイプ１－２　（注２）	5,183,778	1	1.00	5,183,778
(31) メタルサービス小計	31,427,754	－	－	31,493,366
(32) １芯式・タイプ１－１　（注１）	32,836	1	1.00	32,836
(33) １芯式・タイプ１－２　（注２）	1,412,428	1	1.00	1,412,428
(34) １芯式・タイプ２　（注３）	333,122	1	1.03	343,116
(35) ２芯式・タイプ１－１　（注１）	2,617	2	1.00	5,234
(36) ２芯式・タイプ１－２　（注２）	33,144	2	1.00	66,288
(37) ２芯式・タイプ２　（注３）	4,078	2	1.03	8,401
(38) ４芯式	45	4	1.03	185
(39) 光サービス小計	1,818,270	－	－	1,868,488
(40) 計　((31)+(39))	33,246,024	－	－	33,361,854

（再掲）メタルサービスの収容形態別回線数				
(41) 局外RT収容メタル回線数	－	－	－	2,008,029
(42) メタル設備のみを用いる加入者回線数	－	－	－	29,485,337
(43) 計　((41)+(42))	－	－	－	31,493,366
（再掲）メタルサービスの回線数内訳				
(44) 帯域透過端末回線数	－	－	－	3,175,826
(45) 追加ＭＤＦ	－	－	－	5,647,246
(46) 上記以外のメタル回線数	－	－	－	22,670,294
(47) 計　((44)+(45)+(46))	－	－	－	31,493,366

・ＯＣＵ算定に使用した回線数

（単位：回線）

区分	ａ．平成２０年度稼動回線数	ｂ．設備換算係数（注６）	ｃ．保守換算係数（注５）	ｄ＝ａ×ｂ×ｃ換算後稼動回線数
ＯＣＵ使用回線				
(48) メタル回線数・タイプ１－１　（注１）	186,863	1	1.00	186,863
(49) メタル回線数・タイプ１－２　（注２）	2,883,689	1	1.00	2,883,689
(50) (再)ディジタル公衆電話・タイプ１－２　（注２）	52,603	1	1.00	52,603
(51) 光回線数・タイプ１－１　（注１）	22	1	1.00	22
(52) 光回線数・タイプ１－２　（注２）	35,724	1	1.00	35,724
(53) 計　((48)+(49)+(51)+(52))	3,158,901	－	－	3,158,901

・回線管理運営機能算定に使用した回線数　（単位：回線）

区分		平成２０年度 稼動回線数
回線管理運営機能対応回線数		
	(54) 電話等	21,937,493
	(55) （再）PHS基地局回線	232,066
	(56) ラインシェアリング・相互接続回線	3,236,393
	(57) 帯域透過端末回線・相互接続回線	2,888,186
	(58) 光ファイバ・相互接続回線	293,591
	(59) 上記以外の回線数	8,280,754
	(60) 計　((54)+(56)+(57)+(58)+(59))	36,636,417
	(61) （再）相互接続回線　((55)+(56)+(57)+(58))	6,650,236
	(62) （再）相互接続回線（ラインシェアリング除き）　((55)+(57)+(58))	3,413,843

・ＤＳＬ回線故障対応機能算定に使用した回線数　（単位：回線）

区分		平成２０年度 稼動回線数
故障対応回線数		
	(63) メタル設備のみを用いる加入者回線数	23,773,757
	(64) ＤＳＬ回線故障対応機能契約数	1,947,385
	(65) 計 ((63)+(64))	25,721,142

・公衆電話機能算定に使用した回線数　（単位：回線）

区分		平成２０年度 稼動回線数
公衆電話回線		
	(66) アナログ公衆電話	99,710
	(67) ディジタル公衆電話	53,946
	(68) 計　((66)+(67))	153,656
回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものに対応する回線数		
	(69) アナログ回線数（加入電話・アナログ公衆電話）	18,938,330
	(70) ディジタル回線数（INS64・ディジタル公衆電話・PHS基地局回線）	3,115,730
	(71) 計　((69)+(70))	22,054,060

・スプリッタ(DSL)算定に使用した回線数　（単位：回線）

区分	平成２０年度 稼動回線数
(72) 計	1,947,385

・加入者収容装置（ATMデータ伝送網)算定に使用した回線数　（単位：回線）

区分	a. 平成２０年度 稼動回線数	b. 速度換算 係数	c＝a×b 換算後 稼動回線数
(73) ３Ｍｂ／ｓ	24,716	42	1,038,072
(74) ６Ｍｂ／ｓ	1,552	78	121,056
(75) ９Ｍｂ／ｓ	358	93	33,294
(76) １２Ｍｂ／ｓ	978	109	106,602
(77) １５Ｍｂ／ｓ	61	125	7,625
(78) １８Ｍｂ／ｓ	50	141	7,050
(79) ２１Ｍｂ／ｓ	41	156	6,396
(80) ２４Ｍｂ／ｓ	120	172	20,640
(81) ２７Ｍｂ／ｓ	15	188	2,820
(82) ３０Ｍｂ／ｓ	27	204	5,508
(83) ３３Ｍｂ／ｓ	14	220	3,080
(84) ３６Ｍｂ／ｓ	13	235	3,055
(85) ３９Ｍｂ／ｓ	24	251	6,024
(86) ４２Ｍｂ／ｓ	81	267	21,627
(87) 計	28,050	－	1,382,849

・光信号伝送装置（PON）算定に使用した回線数　（単位：回線）

区分		a. 平成２０年度 稼動回線数	b. 設備換算 係数 （注６）	c. 保守換算 係数 （注５）	d＝a×b×c 換算後 稼動回線数
光信号伝送装置（PON）					
	(88) 1Gbit/sタイプ　・タイプ１－１　（注１）	0	1	1.00	0
	(89) 1Gbit/sタイプ　・タイプ１－２　（注２）	224,849	1	1.00	224,849
	(90) 1Gbit/sタイプ　・タイプ２　（注３）	209	1	1.03	215
	(91) 1Gbit/sタイプ　小計	225,058	－	－	225,064

・局外スプリッタ算定に使用した回線数　（単位：回線）

区分	a. 平成２０年度 稼動回線数	b. 設備換算 係数 （注６）	c. 保守換算 係数 （注５）	d＝a×b×c 換算後 稼動回線数
局外スプリッタ				
(92) 局外スプリッタ（８分岐）・タイプ１-１　（注１）	29,172	1	1.00	29,172
(93) 局外スプリッタ（８分岐）・タイプ１-２　（注２）	895,612	1	1.00	895,612
(94) 局外スプリッタ（８分岐）・タイプ２　（注３）	753	1	1.03	776
(95) 局外スプリッタ（８分岐）小計	925,537	－	－	925,560

・光信号電気信号変換機能（メディアコンバータ）算定に使用した回線数　（単位：回線）

区分	a. 平成２０年度 稼動回線数	b. 設備換算 係数 （注６）	c. 保守換算 係数 （注５）	d＝a×b×c 換算後 稼動回線数
光信号電気信号変換機能（メディアコンバータ）				
(96) メディアコンバータ（1Gbit/sタイプ）・タイプ１-１　（注１）	0	1	1.00	0
(97) メディアコンバータ（1Gbit/sタイプ）・タイプ１-２　（注２）	12,251	1	1.00	12,251
(98) メディアコンバータ（1Gbit/sタイプ）・タイプ２　（注３）	133	1	1.03	137
(99) メディアコンバータ（1Gbit/sタイプ）小計	12,384	－	－	12,388
(100) メディアコンバータ（100Mbit/s　集線型）・タイプ１-１　（注１）	0	1	1.00	0
(101) メディアコンバータ（100Mbit/s　集線型）・タイプ１-２　（注２）	20,050	1	1.00	20,050
(102) メディアコンバータ（100Mbit/s　集線型）・タイプ２　（注３）	2,226	1	1.03	2,293
(103) メディアコンバータ（100Mbit/s　集線型）小計	22,276	－	－	22,343
(104) メディアコンバータ（100Mbit/s　非集線型）・タイプ１-１　（注１）	0	1	1.00	0
(105) メディアコンバータ（100Mbit/s　非集線型）・タイプ１-２　（注２）	349,329	1	1.00	349,329
(106) メディアコンバータ（100Mbit/s　非集線型）・タイプ２　（注３）	1,329	1	1.03	1,369
(107) メディアコンバータ（100Mbit/s　非集線型）小計	350,658	－	－	350,698

・光信号多重分離機能（局内スプリッタ）算定に使用した回線数　（単位：回線）

区分	a. 平成２０年度 稼動回線数	b. 設備換算 係数 （注６）	c. 保守換算 係数 （注５）	d＝a×b×c 換算後 稼動回線数
局内スプリッタ				
(108) 局内スプリッタ（４分岐）・タイプ１-１　（注１）	0	1	1.00	0
(109) 局内スプリッタ（４分岐）・タイプ１-２　（注２）	256,139	1	1.00	256,139
(110) 局内スプリッタ（４分岐）・タイプ２　（注３）	204	1	1.03	210
(111) 局内スプリッタ（４分岐）小計	256,343	－	－	256,349
(112) 局内スプリッタ（８分岐）・タイプ１-１　（注１）	0	1	1.00	0
(113) 局内スプリッタ（８分岐）・タイプ１-２　（注２）	2,032	1	1.00	2,032
(114) 局内スプリッタ（８分岐）・タイプ２　（注３）	5	1	1.03	5
(115) 局内スプリッタ（８分岐）小計	2,037	－	－	2,037

・特別収容局ルータ接続及び特別中継局ルータ接続ルーティング伝送機能算定に使用した回線数　（単位：ポート）

区分	a. 平成２０年度 稼動回線数
特別収容局ルータ接続及び特別中継局ルータ接続ルーティング伝送機能	
(116) LANｲﾝﾀﾌｪｰｽにより10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	6
(117) LANｲﾝﾀﾌｪｰｽにより1Gbit/sの符号伝送が可能なもの（収容局ルータ及び中継局ルータ接続）	5,160
(118) LANｲﾝﾀﾌｪｰｽにより100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	5,340
(119) ATMｲﾝﾀﾌｪｰｽによりの符号伝送が可能なもの	4,888
(120) ISDN一次群ﾕｰｻﾞ網ｲﾝﾀﾌｪｰｽにより符号伝送が可能なもの	32,170
(121) 計　((116)+(117)+(118)+(119)+(120)	47,564

・特別帯域透過端末回線数　（単位：回線）

区分	a. 平成２０年度 稼動回線数	b. 設備換算 係数 （注４）	c. 保守換算 係数 （注５）	d＝a×b×c 換算後 稼動回線数
(122) 特別帯域透過端末回線　・タイプ１－１　（注１）	36	1	1.00	36

（注）１　タイプ１－１：保守の区別が、平日・昼間帯の保守メニューのもの。
　　２　タイプ１－２：保守の区別が、全日・昼間帯の保守メニューのもの。
　　３　タイプ２：保守の区別が、全日・全時間帯の保守メニューのもの。
　　４　使用するケーブル対数･芯数をもとに設備換算係数を設定した。
　　５　保守換算係数はＸＩの保守換算係数の３．③より。
　　６　使用する端子数をもとに設備換算係数を設定した。

ＸＩ.料金設定に使用した保守換算係数

１．　Ⅱ-6　通信路設定伝送機能に適用するもの

①通信路設定伝送機能における総平均故障修理時間と区分毎の平均故障修理時間の比率

区分	比率
a.タイプ1-1（平日・昼間帯）	0.425
b.タイプ1-2（全日・昼間帯）	0.644
c.タイプ2（全日・全時間帯）	1.014
d.平均	1.000

②通信路設定伝送機能コストの内訳　（%）

区分	比率
a.故障修理関連コストの割合	9.7
b.その他のコストの割合	90.3
c.計	100.0

③保守換算係数の設定

区分	保守換算係数	備考
タイプ1-2（全日・昼間帯）	1.02	（②ａ×①ｂ+②ｂ）/（②ａ×①ａ+②ｂ）
タイプ2（全日・全時間帯）	1.06	（②ａ×①ｃ+②ｂ）/（②ａ×①ａ+②ｂ）

２．　網改造料の算定式に準拠して算定するものに適用するもの

①端末回線伝送機能等における総平均故障修理時間と区分毎の平均故障修理時間の比率

区分	比率
a.タイプ1-1（平日・昼間帯）	0.966
b.タイプ1-2（全日・昼間帯）	0.994
c.タイプ2（全日・全時間帯）	1.316
d.平均	1.000

②端末回線伝送機能等コストの内訳　（%）

区分	比率
a.故障修理関連コストの割合	8.9
b.その他のコストの割合	91.1
c.計	100.0

③保守換算係数の設定

区分	保守換算係数	備考
タイプ1-1（平日・昼間帯）	1.00	（②ａ×①ａ+②ｂ）/②ｃ
タイプ1-2（全日・昼間帯）	1.00	（②ａ×①ｂ+②ｂ）/②ｃ
タイプ2（全日・全時間帯）	1.03	（②ａ×①ｃ+②ｂ）/②ｃ

３．　１，２以外に適用するもの

①端末回線伝送機能等における総平均故障修理時間と区分毎の平均故障修理時間の比率

区分	比率
a.タイプ1-1（平日・昼間帯）	0.966
b.タイプ1-2（全日・昼間帯）	0.994
c.タイプ2（全日・全時間帯）	1.316
d.平均	1.000

②端末回線伝送機能等コストの内訳　（%）

区分	比率
a.故障修理関連コストの割合	8.9
b.その他のコストの割合	91.1
c.計	100.0

③保守換算係数の設定

区分	保守換算係数	備考
タイプ1-2（全日・昼間帯）	1.00	（②ａ×①ｂ+②ｂ）/（②ａ×①ａ+②ｂ）
タイプ2（全日・全時間帯）	1.03	（②ａ×①ｃ+②ｂ）/（②ａ×①ａ+②ｂ）

ＸⅡ.料金設定に使用した貸倒率

（単位：百万円）

	H20	備考
①接続料の貸倒額	603	参考1.設備区分別の費用明細表より
②接続料	261,056	H20年度実績 （接続会計報告書　様式第1　第一種指定設備管理部門の受取網使用料、接続装置使用料収入、網改造料収入の合計）

貸倒率	0.23098%	①÷②

（別紙1）
加入者回線・主配線盤の費用明細表

（単位：百万円）

費用の項目	主な配賦基準	メタル加入者回線	局外RTに収容されている加入者回線（※）	メタル設備のみを用いる加入者回線	（再掲）試験受付	メタル主配線盤	局外RTに収容されている加入者回線に係る主配線盤（※）	メタル設備のみを用いる加入者回線に係る主配線盤
営業費	・取得資産額比	7	0	7	0	0	0	0
（再）貸倒損失	－	0	0	0	0	0	0	0
運用費	－	0	0	0	0	0	0	0
施設保全費	・線路設備の保守に直接係わるもの：芯線長比 ・上記以外のもの：上記支出額比	181,840	4,549	177,290	9,878	3,979	40	3,939
共通費	・施設保全費支出額比	10,505	334	10,171	488	1,122	40	1,083
管理費	・施設保全費、共通費支出額比	16,195	452	15,744	828	871	24	847
試験研究費	・取得資産額比	2,443	318	2,125	3	84	35	49
通信設備使用料	・取得資産額比	9	0	8	5	3	0	3
租税公課	・正味資産額比	30,026	1,321	28,705	24	594	27	568
減価償却費	・線路設備に係わるもの：個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの：正味資産額比	77,038	5,195	71,843	69	3,034	247	2,787
固定資産除却費	・線路設備に係わるもの：個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの：正味資産額比	8,943	569	8,374	20	272	8	264
（再）除却損	・線路設備に係わるもの：個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの：正味資産額比	2,826	214	2,612	9	123	4	119
合計	――――――	327,005	12,738	314,267	11,314	9,959	420	9,539

（※）収容局から局外ＲＴまでの光信号端末伝送路を含む。

（別紙2）

加入者回線・主配線盤の固定資産明細表

（単位：百万円）

資産の項目			主な配賦基準	メタル加入者回線	局外RTに収容されている加入者回線（※）	メタル設備のみを用いる加入者回線	（再掲）試験受付	メタル主配線盤	局外RTに収容されている加入者回線に係る主配線盤（※）	メタル設備のみを用いる加入者回線に係る主配線盤
機械設備	公衆電話機械設備	取得価額	―	0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額		0	0	0	0	0	0	0
		正味価額		0	0	0	0	0	0	0
	市内電話機械設備	取得価額	取得資産額比（線路・土木）	2,862	71	2,791	2,791	72,282	1,999	70,283
		減価償却累計額		2,673	66	2,607	2,607	64,811	1,403	63,409
		正味価額		190	5	185	185	7,471	596	6,875
	市外電話機械設備	取得価額	―	0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額		0	0	0	0	0	0	0
		正味価額		0	0	0	0	0	0	0
	電信機械設備	取得価額	―	0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額		0	0	0	0	0	0	0
		正味価額		0	0	0	0	0	0	0
	電報機械設備	取得価額	―	0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額		0	0	0	0	0	0	0
		正味価額		0	0	0	0	0	0	0
	DDX機械設備	取得価額	―	0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額		0	0	0	0	0	0	0
		正味価額		0	0	0	0	0	0	0
	画像機械設備	取得価額	―	0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額		0	0	0	0	0	0	0
		正味価額		0	0	0	0	0	0	0
	OCN機械設備	取得価額	―	0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額		0	0	0	0	0	0	0
		正味価額		0	0	0	0	0	0	0
	伝送機械設備	取得価額	取得資産額比（線路・土木）	820	0	820	0	0	0	0
		減価償却累計額		677	0	677	0	0	0	0
		正味価額		142	0	142	0	0	0	0
	無線機械設備	取得価額	取得資産額比（線路・土木）	1,041	0	1,041	0	0	0	0
		減価償却累計額		988	0	988	0	0	0	0
		正味価額		54	0	54	0	0	0	0
	電力設備	取得価額	取得資産額比（線路・土木）	3,615	151	3,464	1,913	381	0	381
		減価償却累計額		2,944	123	2,821	1,558	310	0	310
		正味価額		670	28	643	355	71	0	71
	電話番号案内設備	取得価額	―	0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額		0	0	0	0	0	0	0
		正味価額		0	0	0	0	0	0	0
	総合監視システム	取得価額	取得資産額比（線路・土木）	417	15	402	0	56	0	56
		減価償却累計額		365	13	352	0	49	0	49
		正味価額		52	2	50	0	7	0	7
空中線設備		取得価額	取得資産額比（線路・土木）	33	0	33	0	0	0	0
		減価償却累計額		29	0	29	0	0	0	0
		正味価額		3	0	3	0	0	0	0
通信衛星設備		取得価額	―	0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額		0	0	0	0	0	0	0
		正味価額		0	0	0	0	0	0	0
端末設備		取得価額	―	0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額		0	0	0	0	0	0	0
		正味価額		0	0	0	0	0	0	0
線路設備	市内線路設備	取得価額	直接賦課・芯線数比	2,251,129	111,425	2,139,704	0	0	0	0
		減価償却累計額		1,906,698	78,394	1,828,304	0	0	0	0
		正味価額		344,431	33,031	311,400	0	0	0	0
	市外線路設備	取得価額	―	0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額		0	0	0	0	0	0	0
		正味価額		0	0	0	0	0	0	0
土木設備		取得価額	管路ケーブル長比	1,871,036	67,101	1,803,935	0	0	0	0
		減価償却累計額		1,474,440	52,957	1,421,483	0	0	0	0
		正味価額		396,596	14,144	382,453	0	0	0	0
海底線設備		取得価額	直接賦課	30	0	30	0	0	0	0
		減価償却累計額		29	0	29	0	0	0	0
		正味価額		2	0	2	0	0	0	0
建物		取得価額	取得資産額比（線路・土木）	113,317	4,166	109,151	130	61,238	2,468	58,769
		減価償却累計額		75,533	2,739	72,794	87	39,018	1,569	37,448
		正味価額		37,785	1,427	36,357	43	22,220	899	21,321
構築物		取得価額	取得資産額比（線路・土木）	8,291	306	7,985	10	4,557	184	4,374
		減価償却累計額		6,745	249	6,496	8	3,708	149	3,559
		正味価額		1,546	57	1,489	2	850	34	815
機械及び装置		取得価額	取得資産額比（線路・土木）	3,380	120	3,261	4	76	2	75
		減価償却累計額		2,510	85	2,425	3	59	1	58
		正味価額		870	35	836	1	17	0	16
車両及び船舶		取得価額	取得資産額比（線路・土木）	389	8	381	0	7	0	7
		減価償却累計額		325	7	319	0	6	0	6
		正味価額		64	1	63	0	1	0	1
工具、器具及び備品		取得価額	取得資産額比（線路・土木）	21,964	869	21,094	25	571	24	547
		減価償却累計額		17,104	631	16,473	20	451	16	435
		正味価額		4,859	238	4,622	6	120	8	112
リース資産		取得価額	取得資産額比（線路・土木）	799	20	778	1	19	0	19
		減価償却累計額		302	8	294	0	7	0	7
		正味価額		497	13	484	1	13	0	13
土地		取得価額	取得資産額比（線路・土木）	19,599	656	18,942	23	6,971	278	6,693
		減価償却累計額		0	0	0	0	0	0	0
		正味価額		19,599	656	18,942	23	6,971	278	6,693
建設仮勘定		取得価額	取得資産額比（線路・土木）	11,478	738	10,739	13	118	10	108
		減価償却累計額		0	0	0	0	0	0	0
		正味価額		11,478	738	10,739	13	118	10	108
無形固定資産		取得価額	取得資産額比（線路・土木）	113,757	3,947	109,809	131	1,136	29	1,107
		減価償却累計額		90,705	3,166	87,539	104	775	20	755
		正味価額		23,052	782	22,270	27	361	9	352
合計		取得価額	―	4,423,956	189,594	4,234,362	5,040	147,412	4,993	142,419
		減価償却累計額		3,582,067	138,437	3,443,629	4,386	109,194	3,158	106,036
		正味価額		841,890	51,157	790,733	654	38,218	1,835	36,383

（※）収容局から局外ＲＴまでの光信号端末伝送路を含む。

（別紙3）

メタル設備のみを用いる加入者回線の費用明細表

（単位：百万円）

費用の項目	主な配賦基準	メタル設備のみを用いる加入者回線	上部区間	下部区間	（再掲）特別帯域透過端末回線に係るもの（※）
営業費	・取得資産額比	7	5	2	0.000
（再）貸倒損失	－	0	0	0	0.000
運用費	－	0	0	0	0.000
施設保全費	・線路設備の故障修理に係るもの：故障修理件数比 ・線路設備（電柱・鉄塔）の保守に直接係るもの：個別把握し、直接賦課 ・線路設備（電柱・鉄塔以外）の保守に直接係わるもの：芯線長比 ・地中設備の保守に直接係わるもの：個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの：上記支出額比	177,290	44,074	133,217	0.201
共通費	・施設保全費支出額比	10,171	2,529	7,643	0.012
管理費	・施設保全費、共通費支出額比	15,744	3,914	11,830	0.018
試験研究費	・取得資産額比	2,125	544	1,581	0.002
通信設備使用料	・取得資産額比	8	0	8	0.000
租税公課	・正味資産額比	28,705	19,184	9,521	0.014
減価償却費	・線路設備に係わるもの：個別把握し、直接賦課 ・地中設備に係わるもの：個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの：正味資産額比	71,843	36,902	34,941	0.053
固定資産除却費	・線路設備に係わるもの：個別把握し、直接賦課 ・地中設備に係わるもの：個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの：正味資産額比	8,374	3,217	5,157	0.008
（再）除却損	・線路設備に係わるもの：個別把握し、直接賦課 ・地中設備に係わるもの：個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの：正味資産額比	2,612	868	1,744	0.003
合　　計	――――――	314,267	110,369	203,898	0.308

（※）　特別帯域透過端末回線に係るものについては、回線数比にて把握。

（別紙4）

メタル設備のみを用いる加入者回線の固定資産明細表

（単位：百万円）

資産の項目			主な配賦基準	メタル設備のみを用いる加入者回線	上部区間	下部区間	(再掲)特別帯域透過端末回線に係るもの(※)
機械設備	公衆電話機械設備	取得価額	―	0	0	0	0.000
		減価償却累計額		0	0	0	0.000
		正味価額		0	0	0	0.000
	市内電話機械設備	取得価額	取得資産額比(線路・土木)	2,791	1,419	1,373	0.002
		減価償却累計額		2,607	1,325	1,282	0.002
		正味価額		185	94	91	0.000
	市外電話機械設備	取得価額	―	0	0	0	0.000
		減価償却累計額		0	0	0	0.000
		正味価額		0	0	0	0.000
	電信機械設備	取得価額	―	0	0	0	0.000
		減価償却累計額		0	0	0	0.000
		正味価額		0	0	0	0.000
	電報機械設備	取得価額	―	0	0	0	0.000
		減価償却累計額		0	0	0	0.000
		正味価額		0	0	0	0.000
	DDX機械設備	取得価額	―	0	0	0	0.000
		減価償却累計額		0	0	0	0.000
		正味価額		0	0	0	0.000
	画像機械設備	取得価額	―	0	0	0	0.000
		減価償却累計額		0	0	0	0.000
		正味価額		0	0	0	0.000
	OCN機械設備	取得価額	―	0	0	0	0.000
		減価償却累計額		0	0	0	0.000
		正味価額		0	0	0	0.000
	伝送機械設備	取得価額	取得資産額比(線路・土木)	820	0	820	0.001
		減価償却累計額		677	0	677	0.001
		正味価額		142	0	142	0.000
	無線機械設備	取得価額	取得資産額比(線路・土木)	1,041	0	1,041	0.002
		減価償却累計額		988	0	988	0.001
		正味価額		54	0	54	0.000
	電力設備	取得価額	取得資産額比(線路・土木)	3,464	2,226	1,237	0.002
		減価償却累計額		2,821	1,814	1,007	0.002
		正味価額		643	412	230	0.000
	電話番号案内設備	取得価額	―	0	0	0	0.000
		減価償却累計額		0	0	0	0.000
		正味価額		0	0	0	0.000
	総合監視システム	取得価額	取得資産額比(線路・土木)	402	401	2	0.000
		減価償却累計額		352	350	2	0.000
		正味価額		50	50	0	0.000
空中線設備		取得価額	取得資産額比(線路・土木)	33	0	33	0.000
		減価償却累計額		29	0	29	0.000
		正味価額		3	0	3	0.000
通信衛星設備		取得価額	―	0	0	0	0.000
		減価償却累計額		0	0	0	0.000
		正味価額		0	0	0	0.000
端末設備		取得価額	―	0	0	0	0.000
		減価償却累計額		0	0	0	0.000
		正味価額		0	0	0	0.000
線路設備	市内線路設備	取得価額	直接賦課・芯線数比	2,139,704	956,863	1,182,841	1.786
		減価償却累計額		1,828,304	875,256	953,049	1.439
		正味価額		311,400	81,608	229,792	0.347
	市外線路設備	取得価額	―	0	0	0	0.000
		減価償却累計額		0	0	0	0.000
		正味価額		0	0	0	0.000
土木設備		取得価額	管路ケーブル長比	1,803,935	1,803,935	0	0.000
		減価償却累計額		1,421,483	1,421,483	0	0.000
		正味価額		382,453	382,453	0	0.000
海底線設備		取得価額	直接賦課	30	30	0	0.000
		減価償却累計額		29	29	0	0.000
		正味価額		2	2	0	0.000
建物		取得価額	取得資産額比(線路・土木)	109,151	63,402	45,749	0.069
		減価償却累計額		72,794	42,499	30,294	0.046
		正味価額		36,357	20,902	15,455	0.023
構築物		取得価額	取得資産額比(線路・土木)	7,985	4,629	3,356	0.005
		減価償却累計額		6,496	3,766	2,730	0.004
		正味価額		1,489	863	626	0.001
機械及び装置		取得価額	取得資産額比(線路・土木)	3,261	2,263	998	0.002
		減価償却累計額		2,425	1,682	743	0.001
		正味価額		836	581	255	0.000
車両及び船舶		取得価額	取得資産額比(線路・土木)	381	284	97	0.000
		減価償却累計額		319	237	81	0.000
		正味価額		63	47	16	0.000
工具、器具及び備品		取得価額	取得資産額比(線路・土木)	21,094	13,537	7,557	0.011
		減価償却累計額		16,473	10,720	5,752	0.009
		正味価額		4,622	2,817	1,804	0.003
リース資産		取得価額	取得資産額比(線路・土木)	778	519	259	0.000
		減価償却累計額		294	202	92	0.000
		正味価額		484	317	167	0.000
土地		取得価額	取得資産額比(線路・土木)	18,942	11,422	7,520	0.011
		減価償却累計額		0	0	0	0.000
		正味価額		18,942	11,422	7,520	0.011
建設仮勘定		取得価額	取得資産額比(線路・土木)	10,739	7,230	3,509	0.005
		減価償却累計額		0	0	0	0.000
		正味価額		10,739	7,230	3,509	0.005
無形固定資産		取得価額	取得資産額比(線路・土木)	109,809	101,344	8,465	0.013
		減価償却累計額		87,539	81,685	5,854	0.009
		正味価額		22,270	19,659	2,611	0.004
合計		取得価額	―	4,234,362	2,969,505	1,264,857	1.910
		減価償却累計額		3,443,629	2,441,048	1,002,581	1.514
		正味価額		790,733	528,457	262,276	0.396

（※） 特別帯域透過端末回線に係るものについては、回線数比にて把握。

（別紙５）　料金算定に使用した単金等

網使用料算定根拠＜平成21年12月9日認可申請＞より引用

Ａ．施設設置負担金の適用のないサービスにおける加算料

区分	金額等	備考
①施設設置負担金の額（円/回線）	36,000	
②平均償却年数（年）	14	圧縮記帳対象設備の平均償却期間（平成20年度実績）
③年間減価償却費（円）	2,571	①÷②
④他人資本費用（円）	88	⑪ﾚｰﾄﾍﾞｰｽ×他人資本比率×他人資本利子率
⑤自己資本費用（円）	558	⑪ﾚｰﾄﾍﾞｰｽ×自己資本比率×自己資本利益率
⑥利益対応税（円）	375	(⑤自己資本費用＋(⑫有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
⑦加算料（円/回線・年）	3,592	③＋④＋⑤＋⑥
⑧施設設置負担金の適用のないｻｰﾋﾞｽの回線数	1,392,475	Ｘの1の(16)
⑨加算料相当費用（百万円）	5,002	⑦×⑧
⑩１回線当たり加算料相当費用	299	⑦÷12ヶ月
⑪レートベース（円/回線）	18,000	①×0.5（ﾚｰﾄﾍﾞｰｽ残高率）
⑫有利子負債以外の負債の額（円）	1,010	⑪ﾚｰﾄﾍﾞｰｽ×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合

Ｂ．ＤＳＬ回線故障対応機能

区分	金額等	備考
①費用（百万円）	11,431	1．端末回線伝送機能の（１）原価の算定のＡ．設備区分別の費用の⑤試験受付
②回線数（回線）	25,721,142	Ｘの1の（65）
③1回線あたり費用（円/回線・月）	37	①÷②÷１２ヶ月

Ｃ．メタル設備を用いるＯＣＵ

(a) 前々算定期間における費用

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用（百万円）	3,860	1．端末回線伝送機能の（１）原価の算定のＡ．設備区分別の費用の⑤ＯＣＵ
②ＩＳＤＮ回線数　（回線）	3,070,552	Ｘの１の(48)＋(49)
③１回線あたり費用　（円/回線（２線式）・月）	105	①÷②÷12ヶ月

(b) 原価

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用（百万円）	3,860	1．端末回線伝送機能の（１）原価の算定のＤ．ＯＣＵのｂ．メタル設備を用いるOCUの(a)の①
②調整額（百万円）	▲1,290	1．端末回線伝送機能の（１）原価の算定のＤ．ＯＣＵのｂ．メタル設備を用いるOCUの(d)の①
③合計（百万円）	2,570	①+②
④１回線あたりコスト（円/回線（２線式）・月）	70	③÷（1．端末回線伝送機能の（１）原価の算定のＤ．ＯＣＵのｂ．メタル設備を用いるOCUの(a)の②）÷１２ヶ月

D. ISM折返し接続機能(128kb/s)局内伝送路

区分	金額等	備考
①設備管理運営費（円/回線・年）	1,457	接続約款　料金表　第1表　接続料金　第2網改造料の算定式に準拠して、設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を算定した。
②他人資本費用（円/回線・年）	33	
③自己資本費用（円/回線・年）	212	
④利益対応税（円/回線・年）	143	
⑤ケーブル設備計（円/回線・年）	1,845	①+②+③+④
⑥1回線あたり費用（円/回線・月）	154	⑤÷12ヶ月
⑦前々算定期間における調整額(円/回線・月)	0	平成20年度接続料金において加算した調整額
⑧前々算定期間における接続料金(円/回線・月)	158	平成20年度適用網使用料算定根拠の１の(2)のEのfに平成20年度網使用料算定根拠における貸倒率を乗じたものを加えたもの
⑨調整額(円/回線・年)	▲ 4	(⑥＋⑦)×(1＋平成20年度適用網使用料算定根拠のＸＶ．料金設定に使用した貸倒率)－⑧
⑩1回線あたり原価（円/回線・月)	150	⑥+⑨

Ｅ．スプリッタ（ＤＳＬ）

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用（百万円）	1,115	1．端末回線伝送機能の（１）原価の算定のＫ．スプリッタ（ＤＳＬ）の(a)の①
②調整額（百万円）	▲121	1．端末回線伝送機能の（１）原価の算定のＫ．スプリッタ（ＤＳＬ）の(d)の①
③合計（百万円）	994	①+②
④１回線あたりコスト（円/回線・月）	43	③÷（1．端末回線伝送機能の（１）原価の算定のＫ．スプリッタ（ＤＳＬ）の(a)の②）÷１２ヶ月

（別紙５） 料金算定に使用した単金等

網使用料算定根拠＜平成21年12月9日認可申請＞より引用

Ｆ．端末系交換機能

（単位：百万円）

区分	端末系交換設備（音声）の左記以外							備考
		回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するもの					左記以外	
			加入者線収容部	左記以外				
				電気信号の伝送に係るもの		光信号の伝送に係るもの		
				RT～GC伝送路に係るもの	左記以外			
①指定設備管理運営費	178,876	85,498	35,828	32,925	16,626	118	93,379	参考1.設備区分別の費用明細表より
②他人資本費用	2,215	1,169	432	542	194	2	1,045	⑩ﾚｰﾄﾍﾞｰｽ×他人資本比率×他人資本利子率
③自己資本費用	14,097	7,443	2,748	3,450	1,234	11	6,654	⑩ﾚｰﾄﾍﾞｰｽ×自己資本比率×自己資本利益率
④利益対応税	9,480	5,005	1,848	2,320	830	7	4,475	(③自己資本費用+(⑪有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
⑤合計	204,668	99,115	40,856	39,237	18,884	138	105,553	①+②+③+④
⑥正味固定資産	435,784	231,203	84,815	107,746	38,297	346	204,581	参考2.設備区分別固定資産明細表より
⑦投資等	1,525	809	297	377	134	1	716	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	4,140	2,196	806	1,024	364	3	1,944	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	13,569	6,044	2,790	2,196	1,050	8	7,525	(①設備管理運営費-(⑫租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩レートベース	455,018	240,252	88,708	111,343	39,845	358	214,766	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	25,530	13,480	4,977	6,247	2,236	20	12,050	⑩ﾚｰﾄﾍﾞｰｽ×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	8,799	5,592	1,536	2,995	1,051	10	3,207	参考1.設備区分別の費用明細表より
⑬減価償却費	58,469	30,088	11,340	11,789	6,920	39	28,382	
⑭固定資産除却損	3,060	1,468	633	577	255	3	1,592	

（参考1）

設備区分別の費用明細表

（平成20年度接続会計をもとに算定）

（単位：百万円）

	第一種指定設備管理部門計	一般第一種指定設備	特別第一種指定設備	端末系伝送路（電気信号の伝送に係るもの）	回線管理運営	左記以外	主配線盤（電気信号の伝送に係るもの）	端末系伝送路（光信号の伝送に係るもの）	主配線盤（光信号の伝送に係るもの）	公衆電話設備	ディジタル公衆電話設備	端末系交換設備（音声）	加入者交換機接続用伝送路信号調整実現機能（DSMー1）	加入者交換機接続用伝送路信号調整実現機能（TCM）	左記以外	端末系交換設備（データ）	うちルーティング伝送機能に係るもの	端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（音声）	端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（データ）	うちルーティング伝送機能に係るもの	中継系交換設備（音声）	中継系交換設備（データ）	うちルーティング伝送機能に係るもの	信号網設備	番号案内データベース	番号案内設備	手動交換設備	折返し通信路設定機能に係る設備	専用加入者線装置モジュール	うち光信号電気変換機能に係るもの	専用線ノード装置	専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路	専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路	呼関連データベース	ユニバ負担金（管理）	東西交付金	網改造料	貸倒損失（管理）	うち光信号中継伝送機能に係るもの	指定設備利用部門計	指定電気通信設備	スプリッタ（DSL）	左記以外	付加機能使用料・雑収入控除項目	サービス活動	合計
営業費	24,444	0	24,444	22,648	22,640	7	0	3	0	0	0	4	0	0	4	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,182	0	0	0	0	0	0	0	1	603	1	468,755	1	0	1	137,287	331,467	493,199
（再）貸倒損失	603	0	603	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	603	0	2,549	0	0	0	367	2,182	3,152
運用費	4,977	0	4,977	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	52	4,828	88	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0	0	9,449	0	0	0	188	9,261	14,426
施設保全費	367,755	13,472	354,283	187,000	3,519	183,480	3,979	17,276	494	4,945	3,399	71,027	0	76	70,951	22,874	11,551	5,944	2,503	627	2,795	5,783	4,204	268	254	736	27	492	14,652	427	3,080	2,742	1,343	38	0	0	2,632	0	7,380	87,892	41,646	359	41,288	46,246	0	455,648
共通費	33,672	1,505	32,167	11,986	1,218	10,768	1,122	2,291	514	52	36	9,083	0	17	9,066	2,140	1,077	915	250	63	216	505	378	23	4	57	2	60	1,772	97	328	346	195	4	0	0	266	0	887	62,192	2,838	39	2,799	13,921	45,433	95,864
管理費	56,210	1,255	54,955	18,014	1,561	16,453	871	2,534	313	122	84	10,098	0	21	10,076	1,887	951	1,240	357	95	266	460	345	28	23	192	5	72	1,776	120	403	503	244	4	1,942	13,228	288	0	1,114	56,385	1,557	40	1,518	15,613	39,215	112,595
試験研究費	35,281	6,967	28,315	2,726	0	2,726	84	4,964	452	2	23	10,047	0	38	10,009	2,777	1,206	1,672	291	70	262	1,162	1,001	13	3	19	0	76	1,834	215	212	510	346	8	0	0	833	0	598	18,568	3,382	15	3,367	3,442	11,744	53,849
通信設備使用料	8,661	133	8,528	50	0	50	3	2	0	0	0	4,288	0	6	4,282	428	228	599	100	30	117	81	60	517	325	1,183	5	32	292	0	80	183	221	4	0	0	19	0	1,616	708,493	1,668	10	1,658	245	706,579	717,154
租税公課	61,729	1,094	60,635	30,410	153	30,256	594	12,488	348	134	92	8,814	0	14	8,799	1,347	697	1,626	871	256	107	345	273	16	5	47	1	78	1,053	81	228	1,367	294	3	0	0	366	0	6,111	12,851	3,065	27	3,037	6,827	2,959	74,580
減価償却費	296,505	16,217	280,289	83,466	3,208	80,258	3,034	56,521	3,220	419	957	58,565	15	81	58,469	23,590	12,646	6,778	5,018	1,229	1,686	6,364	5,317	165	78	446	12	576	18,580	3,209	1,945	5,264	1,433	24	0	0	2,149	0	20,484	115,428	54,519	492	54,027	48,358	12,551	411,933
固定資産除却費	26,725	209	26,516	9,258	62	9,196	272	4,525	93	149	184	7,267	42	5	7,220	590	213	1,124	289	67	264	172	131	8	5	32	1	75	1,001	51	342	508	136	43	0	0	180	0	1,256	12,897	8,860	10	8,850	3,290	748	39,622
（再）除却損	10,799	104	10,695	3,026	53	2,973	123	2,047	42	101	135	3,104	42	2	3,060	337	109	295	127	23	178	102	82	4	3	16	0	29	579	35	142	144	48	30	0	0	83	0	488	10,035	7,633	6	7,627	1,848	553	20,834
合計	915,960	40,852	875,108	365,557	32,362	333,195	9,959	100,605	5,434	5,823	4,775	179,193	58	259	178,876	55,635	28,569	19,899	9,680	2,437	5,711	14,873	11,709	1,038	748	7,540	140	1,461	42,142	4,200	6,618	11,423	4,211	128	1,942	13,228	6,743	603	39,446	1,552,911	117,537	993	116,544	275,417	1,159,957	2,468,870

（参考2）

設備区分別固定資産明細表

（平成20年度接続会計をもとに算定）

（単位：百万円）

設備区分等 / 固定資産の項目			第一種指定設備管理部門計	一般第一種指定設備	特別第一種指定設備	端末系伝送路（電気信号の伝達に係るもの）	回線管理運営	左記以外	主配線盤（電気信号の伝送に係るもの）	端末系伝送路（光信号の伝送に係るもの）	主配線盤（光信号の伝送に係るもの）	公衆電話設備	ディジタル公衆電話設備	端末系交換設備（音声）	ＩＰＴＣＰ－ＤＳＭ－ＩＰ加入者交換機接続用伝送路信号調整実現機能	ＩＰＴＣＰ－ＤＳＭ－ＩＰ加入者交換機接続用伝送路信号調整実現機能	左記以外	端末系交換設備（データ）	うちルーティング伝送機能に係るもの	端末交換設備－端末系交換又は中継系交換設備伝送路（音声）	端末交換設備－端末系交換又は中継系交換設備伝送路（データ）	うちルーティング伝送機能に係るもの	中継系交換設備（音声）	中継系交換設備（データ）	うちルーティング伝送機能に係るもの	信号網設備	番号案内データベース	番号案内設備	手動交換設備	折返し通信路設定機能に係る設備	専用加入者線装置モジュール	うち光信号電気変換機能に係るもの	専用線ノード装置	専用加入者線装置モジュール－専用線ノード装置伝送路	専用線ノード装置－ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路	呼関連データベース	ユニバ負担金（管理）	東西交付金	網改造料	貸倒損失（管理）	うち光信号中継伝送機能に係るもの	指定設備利用部門計	指定電気通信設備	スプリッタ（ＤＳＬ）	左記以外	付加機能使用料・雑収入控除項目	サービス活動	合計
機械設備	公衆電話機械設備	取得価額	43,063	0	43,063	0	0	0	0	0	0	25,557	17,505	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	43,063
		減価償却累計額	37,695	0	37,695	0	0	0	0	0	0	23,222	14,473	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	37,695
		正味価額	5,368	0	5,368	0	0	0	0	0	0	2,335	3,032	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,368
	市内電話機械設備	取得価額	1,560,985	21,528	1,539,457	43,306	0	43,306	72,282	15	23,544	96	121	1,376,275	0	0	1,376,275	530	32	13	3	1	3	13	11	0	0	0	0	7,535	11,854	1	2	5	3	0	0	0	3,858	0	0	9,139	9,139	0	9,139	0	0	0	1,570,124
		減価償却累計額	1,440,050	11,512	1,428,537	37,400	0	37,400	64,811	14	16,479	89	116	1,290,486	0	0	1,290,486	398	28	12	3	1	3	12	11	0	0	0	0	6,494	8,813	1	1	4	2	0	0	0	3,398	0	0	8,407	8,407	0	8,407	0	0	0	1,448,457
		正味価額	120,935	10,016	110,920	5,905	0	5,905	7,471	1	7,065	6	6	85,789	0	0	85,789	132	4	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1,040	3,040	0	0	0	0	0	0	0	461	0	0	732	732	0	732	0	0	0	121,667
	市外電話機械設備	取得価額	58,286	0	58,286	6	0	6	0	0	0	0	0	272	0	0	272	0	0	0	0	0	52,810	0	0	2,317	0	1,553	80	1	2	0	0	0	0	1,244	0	0	1	0	0	556	556	0	556	0	0	0	58,842
		減価償却累計額	53,814	0	53,814	5	0	5	0	0	0	0	0	243	0	0	243	0	0	0	0	0	49,102	0	0	2,145	0	1,094	56	1	2	0	0	0	0	1,165	0	0	1	0	0	503	503	0	503	0	0	0	54,317
		正味価額	4,473	0	4,473	1	0	1	0	0	0	0	0	29	0	0	29	0	0	0	0	0	3,709	0	0	172	0	459	24	0	0	0	0	0	0	79	0	0	0	0	0	53	53	0	53	0	0	0	4,525
	電信機械設備	取得価額	2,632	0	2,632	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,632	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	321	321	0	321	0	0	0	2,953
		減価償却累計額	2,489	0	2,489	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,489	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	305	305	0	305	0	0	0	2,794
		正味価額	143	0	143	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	143	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16	16	0	16	0	0	0	160
	電報機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,688	1,688	0	1,688	0	0	0	1,688
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,473	1,473	0	1,473	0	0	0	1,473
		正味価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	215	215	0	215	0	0	0	215
	ＤＤＸ機械設備	取得価額	1,691	0	1,691	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,691	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,691
		減価償却累計額	1,607	0	1,607	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,607	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,607
		正味価額	85	0	85	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	85	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	85
	画像機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ＯＣＮ機械設備	取得価額	3,187	0	3,187	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,187	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,187
		減価償却累計額	3,022	0	3,022	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,022	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,022
		正味価額	165	0	165	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	165	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	165
	伝送機械設備	取得価額	1,576,760	38,348	1,538,412	11,026	0	11,026	0	0	0	0	0	538,098	666	4,825	532,606	192,407	97,520	190,979	32,193	8,217	501	58,493	41,015	1,771	647	5,085	98	7,823	283,129	24,529	116,406	57,896	39,091	85	0	0	2,686	0	22,824	246,595	246,595	7,037	239,558	0	0	1,823,355
		減価償却累計額	1,376,063	9,721	1,366,342	10,169	0	10,169	0	0	0	0	0	512,583	624	4,684	507,276	141,289	70,627	183,546	24,192	6,615	466	43,075	28,168	1,559	606	4,769	92	7,508	233,829	16,210	108,473	54,004	37,534	75	0	0	2,572	0	18,770	162,225	162,225	5,987	156,238	0	0	1,538,288
		正味価額	200,697	28,628	172,069	857	0	857	0	0	0	0	0	25,515	43	142	25,330	51,118	26,893	7,433	8,001	1,602	35	15,418	12,847	212	41	315	6	315	49,299	8,319	7,933	3,891	1,557	9	0	0	113	0	4,054	84,370	84,370	1,051	83,319	0	0	285,068
	無線機械設備	取得価額	20,416	0	20,416	1,041	0	1,041	0	0	0	0	0	9,365	0	0	9,365	0	0	5,977	441	57	0	0	0	0	0	25	1	247	0	0	0	1,400	1,836	0	0	0	81	0	0	2,223	2,223	0	2,223	0	0	22,639
		減価償却累計額	17,885	0	17,885	988	0	988	0	0	0	0	0	8,472	0	0	8,472	0	0	5,038	392	50	0	0	0	0	0	22	1	223	0	0	0	1,261	1,414	0	0	0	74	0	0	1,739	1,739	0	1,739	0	0	19,624
		正味価額	2,530	0	2,530	54	0	54	0	0	0	0	0	892	0	0	892	0	0	939	50	6	0	0	0	0	0	2	0	23	0	0	0	139	423	0	0	0	8	0	0	484	484	0	484	0	0	3,015
	電力設備	取得価額	420,026	14,627	405,399	10,146	0	10,146	381	968	0	0	7	226,067	68	490	225,508	62,146	30,831	19,813	3,382	865	4,185	9,261	6,692	676	141	873	24	1,689	44,816	2,491	9,644	6,082	4,108	227	0	0	763	0	45	21,923	21,923	1,210	20,713	0	0	441,949
		減価償却累計額	341,968	11,901	330,068	8,263	0	8,263	310	788	0	0	6	184,050	56	399	183,595	50,601	25,100	16,130	2,753	704	3,407	7,538	5,446	550	115	711	19	1,375	36,496	2,028	7,852	4,952	3,344	185	0	0	621	0	36	17,843	17,843	985	16,858	0	0	359,811
		正味価額	78,057	2,726	75,331	1,883	0	1,883	71	180	0	0	1	42,017	13	91	41,913	11,546	5,732	3,683	628	161	778	1,723	1,246	126	26	162	4	313	8,319	463	1,792	1,130	764	42	0	0	142	0	9	4,080	4,080	225	3,855	0	0	82,137
	電話番号案内設備	取得価額	1,975	0	1,975	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	556	1,398	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,975
		減価償却累計額	1,731	0	1,731	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	406	1,305	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,731
		正味価額	244	0	244	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	150	93	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	244
	総合監視システム	取得価額	7,146	305	6,841	511	0	511	56	138	0	0	0	3,928	1	7	3,919	923	551	310	67	18	77	327	284	4	0	5	0	27	234	36	44	116	62	0	0	0	13	0	419	395	395	3	392	0	0	7,540
		減価償却累計額	6,266	269	5,997	447	0	447	49	120	0	0	0	3,445	1	6	3,437	810	483	271	58	15	68	286	249	3	0	4	0	24	205	31	38	102	54	0	0	0	11	0	365	346	346	3	343	0	0	6,612
		正味価額	880	36	844	64	0	64	7	17	0	0	0	483	0	1	482	113	68	39	8	2	10	41	36	0	0	1	0	3	29	4	6	15	8	0	0	0	2	0	55	49	49	0	48	0	0	929
空中線設備		取得価額	28,368	0	28,368	33	0	33	0	0	0	0	0	15,093	0	0	15,093	0	0	7,631	831	107	0	0	0	0	1	40	2	394	0	0	0	2,349	1,864	0	0	0	131	0	0	1,199	1,199	0	1,199	0	0	29,567
		減価償却累計額	21,929	0	21,929	29	0	29	0	0	0	0	0	11,743	0	0	11,743	0	0	5,829	656	84	0	0	0	0	1	31	1	307	0	0	0	1,835	1,395	0	0	0	102	0	0	949	949	0	949	0	0	22,879
		正味価額	6,439	0	6,439	3	0	3	0	0	0	0	0	3,349	0	0	3,349	0	0	1,802	175	23	0	0	0	0	0	9	0	88	0	0	0	514	469	0	0	0	29	0	0	249	249	0	249	0	0	6,688
通信衛星設備		取得価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

（参考2）

設備区分別固定資産明細表

（平成20年度接続会計をもとに算定）

（単位：百万円）

設備区分等 / 固定資産の項目			第一種指定設備管理部門計	一般第一種指定設備	特別第一種指定設備	端末系伝送路（電気信号の伝達に係るもの）	回線管理運営	左記以外	主配線盤（電気信号の伝送に係るもの）	端末系伝送路（光信号の伝送に係るもの）	主配線盤（光信号の伝送に係るもの）	公衆電話設備	ディジタル公衆電話設備	端末系交換設備（音声）	～DSM～加入者交換機接続用伝送路信号調整実現機能	～TCM～加入者交換機接続用伝送路信号調整実現機能	左記以外	端末系交換設備（データ）	うちルーティング伝送機能に係るもの	端末系交換設備～端末系交換設備又は中継系交換設備伝送路（音声）	端末系交換設備～端末系交換設備又は中継系交換設備伝送路（データ）	うちルーティング伝送機能に係るもの	中継系交換設備（音声）	中継系交換設備（データ）	うちルーティング伝送機能に係るもの	信号網設備	番号案内データベース	番号案内設備	手動交換設備	折返し通信路設定機能に係る設備	専用加入者線装置モジュール	うち光信号電気変換機能に係るもの	専用線ノード装置	専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路	専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路	呼関連データベース	ユニバ負担金（管理）	東西交付金	網改造料	貸倒損失（管理）	うち光信号中継伝送機能に係るもの	指定設備利用部門計	指定電気通信設備	スプリッタ（DSL）	左記以外	付加機能使用料・雑収入控除項目	サービス活動	合計
端末設備		取得価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	246,513	246,513	0	246,513	0	0	246,513
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	159,907	159,907	0	159,907	0	0	159,907
		正味価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	86,605	86,605	0	86,605	0	0	86,605
線路設備	市内線路設備	取得価額	3,378,405	3,403	3,375,002	2,266,757	0	2,266,757	0	805,833	0	0	0	154,615	0	0	154,615	0	0	50,561	32,679	9,586	0	0	0	210	5	244	11	2,573	0	0	0	53,319	7,119	8	0	0	1,068	0	228,553	42,899	42,899	0	42,899	0	0	3,421,303
		減価償却累計額	2,624,306	3,039	2,621,267	1,914,908	0	1,914,908	0	433,667	0	0	0	139,729	0	0	139,729	0	0	46,039	29,082	8,535	0	0	0	187	4	223	10	2,343	0	0	0	47,688	6,410	7	0	0	969	0	203,436	33,878	33,878	0	33,878	0	0	2,658,184
		正味価額	754,099	364	753,735	351,849	0	351,848	0	372,167	0	0	0	14,886	0	0	14,886	0	0	4,522	3,599	1,051	0	0	0	23	0	21	1	229	0	0	0	5,630	709	1	0	0	99	0	25,117	9,021	9,021	0	9,021	0	0	763,119
	市外線路設備	取得価額	67,582	938	66,644	0	0	0	0	0	0	0	0	32,523	0	0	32,523	0	0	9,031	9,080	2,662	0	0	0	58	1	40	2	439	0	0	0	13,635	1,626	2	0	0	206	0	62,655	6,507	6,507	0	6,507	0	0	74,089
		減価償却累計額	61,642	856	60,786	0	0	0	0	0	0	0	0	29,680	0	0	29,680	0	0	8,263	8,261	2,423	0	0	0	53	1	37	2	402	0	0	0	12,416	1,482	2	0	0	188	0	57,020	5,919	5,919	0	5,919	0	0	67,561
		正味価額	5,940	82	5,858	0	0	0	0	0	0	0	0	2,843	0	0	2,843	0	0	768	818	239	0	0	0	5	0	3	0	38	0	0	0	1,220	144	0	0	0	18	0	5,635	588	588	0	588	0	0	6,528
土木設備		取得価額	3,033,898	6,682	3,027,215	1,871,036	0	1,871,036	0	622,243	0	0	0	267,408	0	0	267,408	0	0	81,449	64,678	18,954	0	0	0	416	7	383	17	4,085	0	0	0	101,165	12,534	17	0	0	1,777	0	469,812	53,395	53,395	0	53,395	0	0	3,087,293
		減価償却累計額	2,385,699	5,252	2,380,447	1,474,440	0	1,474,440	0	486,487	0	0	0	210,122	0	0	210,122	0	0	64,029	50,793	14,887	0	0	0	327	6	301	14	3,209	0	0	0	79,461	9,847	13	0	0	1,397	0	369,133	42,087	42,087	0	42,087	0	0	2,427,786
		正味価額	648,199	1,431	646,768	396,596	0	396,596	0	135,755	0	0	0	57,286	0	0	57,286	0	0	17,420	13,885	4,067	0	0	0	89	2	82	4	875	0	0	0	21,704	2,686	4	0	0	380	0	100,679	11,307	11,307	0	11,307	0	0	659,507
海底線設備		取得価額	5,459	86	5,373	30	0	30	0	0	0	0	0	2,549	0	0	2,549	0	0	649	796	235	0	0	0	5	0	3	0	30	0	0	0	1,161	135	0	0	0	16	0	5,017	572	572	0	572	0	192,056	6,031
		減価償却累計額	4,027	62	3,965	29	0	29	0	0	0	0	0	1,879	0	0	1,879	0	0	478	586	172	0	0	0	4	0	2	0	22	0	0	0	855	99	0	0	0	11	0	3,629	429	429	0	429	0	117,243	4,456
		正味価額	1,432	24	1,408	2	0	2	0	0	0	0	0	669	0	0	669	0	0	171	211	62	0	0	0	1	0	1	0	8	0	0	0	306	36	0	0	0	4	0	1,388	143	143	0	143	0	74,813	1,575
建物		取得価額	873,239	29,859	843,381	131,545	8,169	123,376	61,238	26,883	28,841	176	131	365,631	119	840	364,672	63,352	33,577	37,700	7,402	1,936	5,417	11,817	8,649	698	266	2,889	76	2,867	62,552	4,255	12,421	12,570	7,519	156	0	0	1,234	0	73,117	228,193	36,137	1,405	34,732	0	0	1,101,433
		減価償却累計額	563,722	19,297	544,425	87,676	5,690	81,986	39,018	17,466	18,364	110	82	234,462	76	537	233,850	40,736	21,570	24,185	4,763	1,245	3,509	7,633	5,586	449	177	1,950	51	1,837	40,194	2,725	7,978	8,068	4,824	100	0	0	793	0	46,996	140,480	23,237	902	22,335	0	0	704,202
		正味価額	309,518	10,562	298,956	43,869	2,479	41,390	22,220	9,417	10,476	65	49	131,169	44	303	130,823	22,617	12,007	13,515	2,639	691	1,908	4,184	3,064	248	89	939	25	1,030	22,358	1,531	4,443	4,502	2,695	56	0	0	442	0	26,121	87,713	12,900	503	12,397	0	0	397,230
構築物		取得価額	62,847	2,135	60,712	9,592	588	9,004	4,557	1,984	2,147	13	10	26,048	8	59	25,980	4,566	2,422	2,663	527	138	389	852	624	50	19	206	5	202	4,475	300	885	892	530	12	0	0	87	0	5,185	15,421	2,601	101	2,501	0	12,820	78,268
		減価償却累計額	51,131	1,738	49,393	7,803	479	7,325	3,708	1,614	1,747	11	8	21,191	7	48	21,136	3,715	1,970	2,166	428	112	316	693	508	41	16	168	4	165	3,641	244	720	726	432	9	0	0	71	0	4,218	12,547	2,117	82	2,035	0	10,430	63,677
		正味価額	11,716	397	11,319	1,789	110	1,679	850	370	400	2	2	4,857	2	11	4,844	851	451	496	98	26	72	159	116	9	4	38	1	38	834	56	165	166	99	2	0	0	16	0	967	2,875	484	19	466	0	2,390	14,591
機械及び装置		取得価額	8,272	145	8,127	3,567	130	3,437	76	839	19	22	15	1,927	1	4	1,923	389	196	303	99	28	50	101	74	5	3	18	1	19	385	20	89	144	49	1	0	0	8	0	588	3,650	445	9	435	0	3,206	11,922
		減価償却累計額	6,162	119	6,042	2,664	112	2,552	59	570	14	16	11	1,421	0	3	1,418	323	163	227	71	20	38	83	61	4	3	14	0	14	305	15	64	100	35	1	0	0	6	0	432	2,984	321	8	314	0	2,663	9,146
		正味価額	2,110	26	2,084	904	19	885	17	269	5	5	4	507	0	1	505	66	33	76	28	8	12	18	13	1	1	4	0	5	80	5	25	44	14	0	0	0	2	0	157	666	123	2	122	0	543	2,777
車両及び船舶		取得価額	1,067	43	1,024	407	11	396	7	33	1	7	5	205	0	0	205	135	68	51	12	4	7	32	25	1	1	2	0	3	96	2	6	9	5	0	0	0	1	0	75	53	53	3	51	0	0	1,120
		減価償却累計額	893	36	857	340	9	331	6	27	1	6	4	171	0	0	171	113	57	43	10	3	6	27	21	1	1	2	0	2	80	2	5	8	4	0	0	0	1	0	62	45	45	2	43	0	0	938
		正味価額	174	6	167	67	2	65	1	5	0	1	1	34	0	0	34	21	11	9	2	1	1	5	4	0	0	0	0	0	15	0	1	2	1	0	0	0	0	0	12	9	9	0	8	0	0	182
工具、器具及び備品		取得価額	68,589	2,644	65,945	26,885	4,416	22,469	571	7,591	291	110	76	15,126	5	37	15,084	4,447	2,260	2,426	579	160	434	1,235	951	41	35	274	8	146	3,750	190	662	791	399	7	0	0	61	0	4,574	81,829	8,811	83	8,728	0	73,019	150,418
		減価償却累計額	51,651	1,890	49,761	20,831	3,355	17,476	451	5,170	197	89	61	11,323	4	27	11,292	3,408	1,729	1,837	443	123	327	928	710	32	27	205	6	111	2,874	139	500	592	296	6	0	0	46	0	3,424	62,888	5,781	65	5,716	0	57,107	114,540
		正味価額	16,937	753	16,184	6,053	1,061	4,993	120	2,421	94	21	14	3,803	1	10	3,792	1,039	531	589	136	37	107	307	241	9	8	69	2	36	876	51	162	199	103	2	0	0	15	0	1,150	18,941	3,030	18	3,012	0	15,912	35,878
リース資産		取得価額	1,869	64	1,805	905	95	810	19	90	4	3	2	376	0	1	375	138	70	49	15	4	13	34	26	1	1	5	0	3	102	3	16	17	8	0	0	0	2	0	104	1,384	75	3	73	0	1,309	3,254
		減価償却累計額	761	26	735	336	29	307	7	37	1	2	1	158	0	0	157	65	33	26	7	2	5	16	12	1	0	2	0	2	49	2	7	8	4	0	0	0	1	0	48	462	34	1	33	0	428	1,223
		正味価額	1,109	39	1,070	569	66	503	13	53	2	1	1	218	0	0	218	73	37	23	8	2	8	18	13	1	0	3	0	2	53	2	10	9	4	0	0	0	1	0	56	922	41	1	40	0	881	2,031
土地		取得価額	110,330	3,714	106,616	22,662	1,887	20,775	6,971	3,927	3,254	19	14	42,304	13	93	42,198	7,665	4,043	4,339	893	233	707	1,503	1,098	86	44	532	14	331	7,393	474	1,466	1,470	861	20	0	0	143	0	8,607	37,185	4,454	165	4,290	0	32,731	147,515
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額	110,330	3,714	106,616	22,662	1,887	20,775	6,971	3,927	3,254	19	14	42,304	13	93	42,198	7,665	4,043	4,339	893	233	707	1,503	1,098	86	44	532	14	331	7,393	474	1,466	1,470	861	20	0	0	143	0	8,607	37,185	4,454	165	4,290	0	32,731	147,515
建設仮勘定		取得価額	28,761	559	28,202	11,667	0	11,667	118	7,739	112	49	34	4,554	1	9	4,543	950	530	775	345	98	71	265	213	9	4	19	1	47	558	47	157	563	145	2	0	0	19	0	1,722	2,518	2,518	20	2,498	0	0	31,279
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額	28,761	559	28,202	11,667	0	11,667	118	7,739	112	49	34	4,554	1	9	4,543	950	530	775	345	98	71	265	213	9	4	19	1	47	558	47	157	563	145	2	0	0	19	0	1,722	2,518	2,518	20	2,498	0	0	31,279
無形固定資産		取得価額	424,688	95,331	329,357	146,204	29,872	116,332	1,136	33,470	349	715	492	84,128	21	119	83,988	14,237	7,735	9,430	4,214	1,196	7,795	3,846	3,049	395	61	1,118	30	884	8,860	590	3,016	6,728	1,722	181	0	0	346	0	35,094	62,622	15,969	199	15,770	0	46,653	487,311
		減価償却累計額	343,805	85,042	258,762	113,544	20,673	92,872	775	27,109	238	492	339	68,729	15	84	68,630	10,039	5,494	7,097	3,338	951	6,985	2,718	2,157	341	43	786	23	722	6,278	412	2,121	5,322	1,280	163	0	0	281	0	29,035	43,735	11,460	139	11,321	0	32,275	387,540
		正味価額	80,884	10,289	70,595	32,660	9,199	23,460	361	6,361	111	223	153	15,399	5	35	15,358	4,198	2,241	2,333	876	245	810	1,128	892	54	18	332	7	162	2,581	178	895	1,406	442	19	0	0	65	0	6,059	18,887	4,508	59	4,449	0	14,378	99,771
設備区分毎の固定資産合計		取得価額	11,789,539	220,410	11,569,129	4,557,326	45,168	4,512,159	147,412	1,511,752	58,561	26,767	18,412	3,166,493	905	6,487	3,159,101	351,884	179,834	424,148	158,235	44,496	72,459	87,782	62,710	6,743	1,792	14,709	390	29,344	435,713	32,939	144,814	260,313	79,615	1,963	0	0	12,502	0	918,391	1,066,783	704,990	10,238	694,752	0	361,794	12,856,323
		減価償却累計額	9,398,316	150,759	9,247,557	3,679,874	30,346	3,649,528	109,194	973,071	37,041	24,037	15,102	2,729,889	782	5,789	2,723,317	251,497	127,254	365,216	125,835	35,942	64,231	63,010	42,927	5,696	1,405	11,625	300	24,761	339,885	21,808	127,760	217,401	68,456	1,727	0	0	10,544	0	736,604	699,154	479,007	8,174	470,834	0	220,146	10,097,469
		正味価額	2,391,224	69,651	2,321,572	877,453	14,822	862,631	38,218	538,681	21,520	2,729	3,310	436,604	123	697	435,784	100,387	52,581	58,932	32,400	8,555	8,228	24,771	19,783	1,047	387	3,084	90	4,584	95,828	11,130	17,054	42,911	11,159	236	0	0	1,958	0	181,788	367,630	225,982	2,064	223,918	0	141,648	2,758,853

（参考3）
設備区分別の費用明細表（端末系伝送路の内訳）
（平成20年度接続会計をもとに算定）

（単位；百万円）

設備区分等 費用の項目	指定設備管理部門				
	端末系伝送路（電気信号の伝送に係るもの）	メタル加入者回線	OCU	その他	回線管理運営
営業費	22,648	7	0	0	22,640
（再）貸倒損失	0	0	0	0	0
運用費	0	0	0	0	0
施設保全費	187,000	181,840	1,061	579	3,519
共通費	11,986	10,505	199	64	1,218
管理費	18,014	16,195	207	51	1,561
試験研究費	2,726	2,443	177	106	0
通信設備使用料	50	9	37	4	0
租税公課	30,410	30,026	121	109	153
減価償却費	83,466	77,038	2,173	1,047	3,208
固定資産除却費	9,258	8,943	183	71	62
（再）除却損	3,026	2,826	112	35	53
合計	365,557	327,005	4,158	2,031	32,362

（参考4）

設備区分別固定資産明細表（端末系伝送路の内訳）

（平成20年度接続会計をもとに算定）

（単位：百万円）

資産の項目		設備区分等	指定設備管理部門				
			端末系伝送路（電気信号の伝送に係るもの）	メタル加入者回線	ＯＣＵ	その他	回線管理運営
機械設備	公衆電話機械設備	取得価額	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0
	市内電話機械設備	取得価額	43,306	2,862	40,443	0	0
		減価償却累計額	37,400	2,673	34,727	0	0
		正味価額	5,905	190	5,716	0	0
	市外電話機械設備	取得価額	6	0	6	0	0
		減価償却累計額	5	0	5	0	0
		正味価額	1	0	1	0	0
	電信機械設備	取得価額	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0
	電報機械設備	取得価額	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0
	DDX機械設備	取得価額	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0
	画像機械設備	取得価額	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0
	OCN機械設備	取得価額	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0
	伝送機械設備	取得価額	11,026	820	7,858	2,348	0
		減価償却累計額	10,169	677	7,406	2,085	0
		正味価額	857	142	452	262	0
	無線機械設備	取得価額	1,041	1,041	0	0	0
		減価償却累計額	988	988	0	0	0
		正味価額	54	54	0	0	0
	電力設備	取得価額	10,146	3,615	6,025	507	0
		減価償却累計額	8,263	2,944	4,906	413	0
		正味価額	1,883	670	1,119	94	0
	電話番号案内設備	取得価額	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0
	総合監視システム	取得価額	511	417	93	1	0
		減価償却累計額	447	365	81	1	0
		正味価額	64	52	12	0	0
空中線設備		取得価額	33	33	0	0	0
		減価償却累計額	29	29	0	0	0
		正味価額	3	3	0	0	0
通信衛星設備		取得価額	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0
端末設備		取得価額	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0
線路設備	市内線路設備	取得価額	2,266,757	2,251,129	0	15,628	0
		減価償却累計額	1,914,908	1,906,698	0	8,210	0
		正味価額	351,848	344,431	0	7,418	0
	市外線路設備	取得価額	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0
土木設備		取得価額	1,871,036	1,871,036	0	0	0
		減価償却累計額	1,474,440	1,474,440	0	0	0
		正味価額	396,596	396,596	0	0	0
海底線設備		取得価額	30	30	0	0	0
		減価償却累計額	29	29	0	0	0
		正味価額	2	2	0	0	0
建物		取得価額	131,545	113,317	8,956	1,103	8,169
		減価償却累計額	87,676	75,533	5,740	714	5,690
		正味価額	43,869	37,785	3,216	389	2,479
構築物		取得価額	9,592	8,291	633	80	588
		減価償却累計額	7,803	6,745	515	65	479
		正味価額	1,789	1,546	118	15	110
機械及び装置		取得価額	3,567	3,380	40	17	130
		減価償却累計額	2,664	2,510	30	13	112
		正味価額	904	870	11	4	19
車両及び船舶		取得価額	407	389	3	3	11
		減価償却累計額	340	325	3	3	9
		正味価額	67	64	1	1	2
工具、器具及び備品		取得価額	26,885	21,964	310	196	4,416
		減価償却累計額	20,831	17,104	232	140	3,355
		正味価額	6,053	4,859	77	56	1,061
リース資産		取得価額	905	799	8	3	95
		減価償却累計額	336	302	3	2	29
		正味価額	569	497	5	2	66
土地		取得価額	22,662	19,599	1,028	149	1,887
		減価償却累計額	0	0	0	0	0
		正味価額	22,662	19,599	1,028	149	1,887
建設仮勘定		取得価額	11,667	11,478	73	116	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0
		正味価額	11,667	11,478	73	116	0
無形固定資産		取得価額	146,204	113,757	2,427	148	29,872
		減価償却累計額	113,544	90,705	2,064	103	20,673
		正味価額	32,660	23,052	363	45	9,199
合計		取得価額	4,557,326	4,423,956	67,904	20,299	45,168
		減価償却累計額	3,679,874	3,582,067	55,713	11,748	30,346
		正味価額	877,453	841,890	12,190	8,551	14,822

（参考5）

接続会計報告書の設備区分と網使用料算定根拠における明細表の設備区分の対応

接続会計報告書の設備区分		網使用料算定根拠における明細表の設備区分
第一種指定設備管理部門計		第一種指定設備管理部門計
一般第一種指定設備		一般第一種指定設備
特別第一種指定設備		特別第一種指定設備
端末系伝送路（電気信号の伝送に係るもの）		端末系伝送路（電気信号の伝送に係るもの）
		回線管理運営
		上記以外
主配線盤（電気信号の伝送に係るもの）		主配線盤（電気信号の伝送に係るもの）
端末系伝送路（光信号の伝送に係るもの）		端末系伝送路（光信号の伝送に係るもの）
主配線盤（光信号の伝送に係るもの）		主配線盤（光信号の伝送に係るもの）
公衆電話設備		公衆電話設備
		ディジタル公衆電話設備
端末系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）		端末系交換設備（音声）
		下記以外
うち加入者交換機接続用伝送装置利用機能に係るもの		加入者交換機接続用伝送装置利用機能（DSM-I）
		加入者交換機接続用伝送装置利用機能（TCM）
端末系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）		端末系交換設備（データ）
うちルーティング伝送機能に係るもの		うちルーティング伝送機能に係るもの
端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）		端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（音声）
端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）		端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（データ）
うちルーティング伝送機能に係るもの		うちルーティング伝送機能に係るもの
中継系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）		中継系交換設備（音声）
中継系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）		中継系交換設備（データ）
うちルーティング伝送機能に係るもの		うちルーティング伝送機能に係るもの
信号網設備		信号網設備
番号案内データベース及び番号案内設備		番号案内データベース
		番号案内設備
手動交換設備		手動交換設備
折返し通信路設定機能に係る設備		折返し通信路設定機能に係る設備
専用加入者線装置モジュール		専用加入者線装置モジュール
うち光信号電気信号変換機能に係るもの		うち光信号電気信号変換機能に係るもの
専用線ノード装置		専用線ノード装置
専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路		専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路
専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路		専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路
呼関連データベース		呼関連データベース
ユニバーサルサービス制度に係る負担金		ユニバ負担金（管理）
東西交付金		東西交付金
網改造料		網改造料
貸倒損失		貸倒損失（管理）
うち光信号中継伝送機能に係るもの		うち光信号中継伝送機能に係るもの
第一種指定設備利用部門計		第一種指定設備利用部門計
指定外電気通信設備		指定外電気通信設備
		スプリッタ（DSL）
		上記以外
付加機能使用料、雑収入等控除項目		付加機能使用料、雑収入等控除項目
サービス活動		サービス活動
合計		合計

その他費用の算定根拠
（NTT東日本）

工事費

（1）屋内配線新設工事費（1回線ごとに）

（平日昼間）

区　　分	金　額　等		備　　考
①作業単金（1時間あたり）	6,207	（単位：円）	平成21年12月9日認可申請「その他費用の算定根拠」のⅠ 作業単金より
②1の工事に要する作業時間	2.467	（単位：時間）	
③当該作業に係る物品費	3,472	（単位：円）	平成20年度調達実績
④当該作業に係る工事費	18,828	（単位：円）	((①×②＋③)×(1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅡ．料金設定に使用した貸倒率)

（土日祝日昼夜間）

区　　分	金　額　等		備　　考
①作業単金（1時間あたり）	7,487	（単位：円）	平成21年12月9日認可申請「その他費用の算定根拠」のⅠ 作業単金より
②1の工事に要する作業時間	2.467	（単位：時間）	
③当該作業に係る物品費	3,472	（単位：円）	平成20年度調達実績
④当該作業に係る工事費	21,993	（単位：円）	((①×②＋③)×(1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅡ．料金設定に使用した貸倒率)

（2）屋内配線変更工事費（1回線ごとに）

（平日昼間）

区　　分	金　額　等		備　　考
①作業単金（1時間あたり）	6,207	（単位：円）	平成21年12月9日認可申請「その他費用の算定根拠」のⅠ 作業単金より
②1の工事に要する作業時間	1.967	（単位：時間）	
③当該作業に係る工事費	12,237	（単位：円）	((①×②)×(1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅡ．料金設定に使用した貸倒率)

（土日祝日昼夜間）

区　　分	金　額　等		備　　考
①作業単金（1時間あたり）	7,487	（単位：円）	平成21年12月9日認可申請「その他費用の算定根拠」のⅠ 作業単金より
②1の工事に要する作業時間	1.967	（単位：時間）	
③当該作業に係る工事費	14,761	（単位：円）	((①×②)×(1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅡ．料金設定に使用した貸倒率)